



## L.ワルラスの社会経済学

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-10-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 立半, 雄彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00016597">https://doi.org/10.24729/00016597</a>

大阪府立大学経済研究叢書 第26冊

---

# L. ワルラスの社会経済学

立 半 雄 彦 著

大阪府立大学経済学部

大阪府立大学経済研究叢書第26冊

# L. ワルラスの社会経済学

立 半 雄 彦 著

大阪府立大学経済学部

## はじめに

本論稿の性質についての大体の説明は序論で与えたから、詳細はそれに譲ることにし、ここでは次の如き諸点を附加しておきたい。

1. 我々は本論稿の表題を「L. ワルラスの社会経済学」としたが本論稿は単にワルラスの社会経済学のみでなく純粋経済学への若干の言及、応用経済学及び経済体制論の素描、土地国有化論の概要、及び我々の所謂基礎的立場への考察をも含み、従って L. ワルラス思想体系の体系性把握への第一次的接近の試みを含むものであるから、あるいは以上の表題は不適當であるかもしれない。従って表題を例えば「L. ワルラス思想体系の一考察、特に社会経済学を中心として」と改めてもよい。少くともその方が本論稿の内容を正確に伝えうると考えられる。

2. 我々は序説にも記した様に、紙数の制約上我々の所謂狭義の基礎理論の内の人間学的存在論的考察及び *cénonique* 的考察、それと我々の所謂構成原理の内の功利主義と倫理主義の総合、個人主義と共産主義の総合を省略し、既に発表した大阪府立大学経済研究（第51号昭和42年12月）掲載の拙稿に譲らざるをえなかった。

だが我々はかかる拙稿においてかなり圧縮し簡略した論述を行い、より詳細な研究を大阪府立大学経済研究叢書にて行うことを約束し、かつ若干の未解決の問題をも残したままであった。その内最大なるものは所謂存在論的考察の一環を成す *Art. Science Moeurs, Industrie* の調和性の論証であった。この約束を我々は本論稿で果しえなかつたことをここでお断りしておかねばならない。従っては府大経済研究掲載の拙稿は一部を除いてそのまま留保せざるをえず、更に本論稿との間に存在するかもしれぬ解釈上の見解の差異をも我々はそのまま残さざるをえなくなる。両者が矛盾する場合は本論稿の解釈をより正しいものと我々が考えていることは言うまでもない。だが、我々は当面かかる既発表の論文を本論稿で省略した部分のみでなく他の部分の至らざる点をも補うものとして考えていることを附加しておく。

3. 我々は校正終了後 L. ワルラスの経済思想について我々が考察の対象とした部分を扱っていると考えうる M. Boson の二つの著書を手に入れた。一つは L. ワルラス研究参考文献目録にも記載した *Léon Walras. Fondateur de la politique économique scientifique* (1951) であり、他の一つは *La pensée sociale et coopérative de Léon Walras* (1963) である。前者は約370頁にも及ぶかなり本格的な L. ワルラスの経済政策論の研究であり、L. ワルラスに影響を与えた思想家（例えば A.A. Walras）更にワルラス思想の後代への影響（例えばネオ・ローザンス学派を代表する F. Oules への影響等）にも言及した極めて興味深いものと推察しうる。後者は主として L. ワルラスの協同組合思想に焦点を当てた研究書であるが、彼の思想が持つ体系性の故に一応協同組合思想の理解の前提として簡潔にその社会思想に言及したものと考える。従って我々は機会を改めて

M. Boson の L. ワルラス研究について考察せねばならぬと考<sup>レ</sup>えている。なお我々が M. Boson の前著の存在を知りつつその発表年代について知りえなかったのは、我々が L. ワルラス研究文献目録を主として F. Oules の Ecole de Lausanne (1950) から作成したからである。F. Oules は Boson の前著を近刊予定として記載していたにすぎなかった。この点はお断りしておきたい。

最後に筆者が神戸大学経済学部<sup>ニ</sup>於て経済学<sup>ニ</sup>入門した時以来一貫して温かい御指導と御鞭撻をいただき本論稿の作成に当っても種々の御助言をいただいた北野熊喜男先生、及び神戸大学大学院経済学研究科に於て北野先生と共に V. パレトについての筆者の研究を御指導いただいた林治一先生、更に筆者の府大経済研究掲載の論文に対し貴重な御批判をいただいた南方寛一先生に深く感謝申し上げます。筆者の研究はこれ等の方々のお教えにも拘らず、極めて内容の乏しきものであるが、更に努力して少しでも充実した研究を進めて行きたいと考<sup>レ</sup>えている。なおこの様な未熟な論稿を経済研究叢書に加えることを承認された大阪府立大学経済学部<sup>ニ</sup>、また積極的に本論稿の作成を勧奨して下さった前経済部学長松山茂二郎先生に、更に様々の側面から筆者の学問的研究への不断の刺戟を与えて下さっている大阪府立大学経済学部の諸先生方にこの紙面を借りて深く感謝申し上げますと考<sup>レ</sup>える。

昭和43年5月

立半雄彦

# L. ワルラスの社会経済学

## 目 次

序 論 問題意識及びワルラス体系の現代的意義	1
第1部 L. ワルラス経済思想体系の基礎的立場	19
I. L. ワルラス経済思想体系について—科学論的考察	19
1.1 序 説	19
1.2 L. ワルラスの科学の分類	19
1.3 純粋経済学、応用経済学、社会経済学、経済体制論、及び 土地国有化論の科学論的規定	22
1.3.1 純粋経済学の科学論的規定	23
1.3.2 応用・社会経済学の科学論的規定	24
1.3.3 経済体制論の科学論的規定	25
1.3.4 土地国有化論の科学論的規定	26
II. L. ワルラス経済思想体系の基礎的立場	28
2.1 基礎的立場の定義	28
2.2 L. ワルラス的方法についての注意	29
III. L. ワルラスの純粋哲学的立場—現代合理主義について	30
3.1 序 説	30
3.2 現代合理主義の認識論的立場	31
3.2.1 理念主義、唯物主義、精神主義、経験主義の定義について	31
3.2.2 L. ワルラスの認識論的立場	33
3.2.3 L. ワルラスの認識論における経験概念及びその認識批判	34
3.2.4 L. ワルラスの認識論における経験主義と理念主義の総合	38
3.3 現代合理主義の倫理学的立場	39

3.4	現代合理主義の形而上学的立場	47
IV. L.	ワルラス経済思想体系の狭義の基礎理論	60
4.1	方法論的考察	60
V. L.	ワルラス経済思想体系の構成原理	69
5.1	社会主義と自由主義の総合	69
5.1.1	社会主義と自由主義の質的区別	69
5.1.2	現実における各々の立場の典型的形態	72
5.1.3	社会主義及び自由主義の立場の対立を統一的に把える ワルラスの立場	73
5.1.4	L. ワルラスの歴史哲学的立場	76
第2部 L.	ワルラスの社会経済学	78
はじめに		78
I.	存在論的考察と cénonique 的考察の統一及び応用・社会経済学、 経済体制論との論理的関連について	79
II. L.	ワルラスの所有論	98
2.1	所有論の課題	98
2.2	L. ワルラス所有論の価値命題	99
2.3	補助定理 I、II の論証	100
2.3.1	補助定理 I について	100
2.3.2	補助定理 II について	101
2.4	補助定理 I、II の意味	104
2.5	定理 I、II、III の論証	105
2.5.1	序説	105
2.5.2	定理 I の論証	106
2.5.3	定理 II の論証	106
2.5.4	定理 III の論証	108
2.6	所有の価値命題の要約	110
2.7	社会経済学特に所有論と純粹経済学との関連について	111

2.8 L. ワルラス所有論と狭義の基礎理論及び構成原理との 論理的関連について .....	117
2.8.1 狭義の基礎理論特に存在論的考察、cénonique 的考察、 及び両者の統一的立場との関連 .....	117
2.8.2 構成原理との関連について .....	118
(1) その社会主義的傾向 .....	118
(2) その倫理主義的傾向 .....	118
(3) その功利主義的傾向 .....	119
(4) その共産主義的個人主義的傾向 .....	120
II. への補論、知的所有について .....	120
III. 従来の所有学説の批判 .....	123
3.1 序説 .....	123
3.2 J.B. セイ学派の所有論 .....	123
3.2.1 所有の権利の対象となる社会的富とは何か .....	123
3.2.2 所有の権利の主体とは何か .....	123
3.2.3 社会的富の所有を律する価値基準とは何か .....	124
3.3 バスティア学派の所有論 .....	126
3.3.1 所有の権利の対象となる社会的富とは何か .....	126
3.3.2 所有の権利の主体とは何か .....	126
3.3.3 社会的富の所有を律する価値基準とは何か .....	126
3.3.4 バスティア派の正義とワルラス的正義との相違 .....	129
3.4 共産主義的所有論或いはマルクス主義的所有論 .....	130
3.4.1 所有の権利の対象となる社会的富とは何か .....	130
3.4.2 所有の権利の主体とは何か .....	131
3.4.3 社会的富の所有を律する価値基準とは何か .....	131
IV. L. ワルラスの租税論 .....	133
V. L. ワルラスの経済体制論の素描 .....	135
5.1 序説 .....	135



5.2	応用経済学の素描	135
5.3	経済体制論の素描	141
5.4	マルクス主義的経済体制論の批判的検討	144
5.4.1	需給均等をもたらすメカニズム	144
5.4.2	マルクス主義的体制論の批判	146
5.5	経済体制論と狭義の基礎理論及び構成原理との関連	152
5.5.1	経済体制論と狭義の基礎理論との関連	153
5.5.2	経済体制論と構成原理との関連	153
(1)	その社会主義的傾向	153
(2)	その倫理主義的功利主義的傾向	154
(3)	その個人主義的共産主義的傾向	154
VI.	土地国有化論の概要	157
VII.	結 び	162

## 序 論 問題意識及びL.ワルラス思想の現代的意義

我々が現在最も必要としている思想体系とは、いかなる条件を充たさねばならぬものであろうか。我々はそれを、かかる思想体系が、現在の経済社会体制を批判かつ評価すると同時に、更に、かかる体制を変革し新しい体制への路を開く思索の糸口を我々に与えうる如きものでなければならぬ、と考えている。換言すればかかる思想体系は、現体制に対する批判的評価の基準と、新しい体制についての理念と、更に、現体制を如何に新体制に迄変革するかの方策を、示しうる如きものでなければならぬ。

だが我々自身かかる要求に答える思想体系を樹立することは、至難の事柄であり、無謀のそしりをまぬがれえないであろう。それ故我々は、根底にかかる要求を持ちつつ、それへの第1次的接近として、思想の歴史に古典として輝いている諸々の体系の中から、多少なりとも、我々の要求に答える如き存在を選び出し、それに学ぶべきであると考え、更に、かかる体系が備える論理構造を、出来る限り克明に分析、総合し、我々の問題意識に対する思索の糸口を見つけ出すべきであると考えた。その際我々は、選択の基準を、便宜的に、従来かなり深く研究され尽したと考える体系を避けること、及び経済社会体制論上の問題解決に対する近代理論経済学的手段としての豊かな将来性から、近代理論経済学をその内部に媒介包摂する如き体系であること、の2つに求め、かかる選択を行うこととした。そして我々は、最初に、V.パレートの思想体系<sup>1)</sup>を選んだのである。我々はV.パレートに対する専門科学即ち、理論経済学や理論社会学の立場からの、特殊的研究が存在するを知っていたが、V.パレートの思想体系の全体を、総合的かつ根本的立場から把握し、その現代的意義

---

1) 拙稿「V.パレートの社会科学方法論(1)」(六甲台論集、第11巻、第3号、昭和39年10月、神戸大学大学院研究会)。

拙稿「V.パレートの社会科学方法論(2)」(六甲台論集、第11巻、第4号、第12巻、第1号合併号、昭和39年12月、神戸大学大学院研究会)。

拙稿「V.パレートの社会科学方法論(3)」(六甲台論集、第12巻、第3号、昭和40年9月、神戸大学大学院研究会)。

に言及した研究を見出しえなかったからである。我々はそのとき、V. パレートの研究の意義を、彼の思想体系が以下の要点を含むことに求めた。即ち、

- 1 一般均衡理論の展開者としてローザンヌ学派の発展に貢献し、同時に近代理論経済学の思想的源流の一つを構成していること、
2. 単に純粋科学としての経済理論の立場を越え、バローネを経て、ミーゼス ハイエクの批判を介し、ランゲ・ディキンソン・テーラーに迄発展した所謂自由制社会主義の理論的側面に関する先駆的業績、並びに同種の問題意識に立った厚生経済学に対する先駆的業績を含んでいること、
3. 更にまた、単に経済理論の領域に止まらず、所謂行為の社会学の思想源となった社会学的（社会形態学及び社会心理学を含む）考察を含んでいること、そして最後に、
4. 単なる純粋 応用経済学（但し、パレートの応用経済学はワルラスの応用経済学とは本質的に異なるものである、Firmin Oules, Ecole de Lausanne 参照のこと、）社会学等の科学的考察に止まらず、かかる科学的考察を根底から方法論的に反省し、所謂論理実験的 (logico-expérimental) 立場（これは、大略、現在分析哲学とか、論理実証主義とかいわれている哲学上の立場に近似している）を主張するにいたっていること、がそれであった。だが我々が、V. パレートの研究を進めるにつれ、彼の思想体系を根底で支える哲学的立場に、我々が根本的に要求する如き、体制の変革の論理ともいふべき、主体的実践的契機が欠除することを、我々は認識する様になった。パレートは、歴史とは貴族（パレートの場合、貴族とは彼の所謂エリートを指す）の墓場、本質的に貴族の継起の歴史であると論じ、更に、一種の政治過程の社会学というべき、エリート周流 (circulation des élites) の理論に立ち、人間の歴史全体を、いはば一つの循環として把えたのであった。かくて彼の歴史哲学的立場からは、歴史の目標の如きものは消え去り、更に歴史における人間の主体的な実践的努力の意義の否定さえ導出しうるものが、明らかなのである。それ故、彼は、学問的には体系的な政策論を展開しえず、彼の論述自体が、暗黙の内に彼の価値判断を露呈しているとはいえ、本質的には、所謂論理実証主義の立場から可能である唯一の政策論、即ち、技術論的政策論を、提示しえなすぎなかった。それ故我々は、パレートの立場の含

むある意味での透徹した深さに半面強く魅せられつつも、根本的には、我々の現在の問題意識の故に、その哲学上の立場に賛同することが出来なかったのである。だから我々は、V. パレト体系が、その内部に含む経済学上、社会学上の、特に、体制論上の考察が持ちうる現代的意義を、決して否定しているわけではない。我々が強調したいことは、彼の全学問的活動を根本で規定すべき動力そのものが、我々にとり不可解であることであり、それが、我々の主体的な実践、従って、その根源的な力である理性に方向づけられた意志的努力を、徹底的に破壊しつくす如き魔力を秘めているということである。

この様に我々は、パレト体系の研究の意義を、その全体系でなく、むしろ個々の細部の、部分的研究に限ることが当面好ましいという考えにいたったが、かかる時点で、単に当初、パレト体系との比較の上でのみその意義を消極的にしか認めていなかったワルラス体系につき、積極的にその意義を示唆してくれた書物が、ローザンヌ大学教授 Firmin Oules の *Ecole de Lausanne* であった。Oules はその書で<sup>2)</sup>、我々の考えからは、いまだ充分とはいえないが、ワルラス体系とパレト体系の本質的な相違点を適確に示唆している。彼は共通点として、両体系が共に経済学の方法論の根底に相互依存性の思想即ち、函数思想を、従って経済均衡の概念を持つことを指摘し<sup>3)</sup>、相違点として、ワルラスには存在する政策学的立場がパレトには欠除していることを指摘する<sup>4)</sup>。そして我々は、Oules の示唆により、我々が根本的に要求している主体の哲学の契機が、ワルラス体系には存在するのではないか、という考えにいたったのである。

ところで、従来のワルラスに対する学問的理解は、一部の例外者<sup>5)</sup>を除き、全く皮相的なものに止っていた。我々自身の理解が何よりも当初その様なものであった。そしてかかる皮相的な理解を与えたものこそ、恐らく、シュンペ

2) Firmin Oules, *L'École de Lausanne*, Paris Librairie Dalloz, 1950.

3) *ibid* p. 28~p. 37. etc.

4) *ibid* p. 37~p. 46. etc.

5) 例えば Gaetan Pirou, Marcel Boson, Firmin Oules 等、但し、William Jaffé もこれら例外者に加えるべきかもしれない、尚、文献目録参照のこと。

ーター<sup>6)</sup>やウイクセル<sup>7)</sup>といった近代経済理論の巨匠達の発言であったと考  
えうるのである。

我々はそのことを示すために、まず、シュンペーターの「十大経済学者」中  
でのワルラスへの言及を引用しよう。

「純粋経済学のひたむきな思索がその内容を形づくる。それ以外には何もの  
もない。構図の統一性を乱す何ものもなく、そのうちでは他の如何なる要素も  
重要ではない<sup>8)</sup>」

「ワルラスの名を不朽にするものは、経済均衡の理論即ちその結晶の様に透  
明な作品が純粋経済関係の構造を一個の根本原理を持って照明するあの偉大な  
理論である……何人も土地国有を彼以上に説得的に擁護したものはなく、また  
貨幣政策の分野で彼の貢献に比肩するものは少い。しかし乍ら全てこれらの事  
は経済現象の認識の上で彼が我々に与えたものに比べればもの数ではない。

彼の生涯の著作を総合した三巻の書（即ち *Elément d'économie politique  
pure, Etude d'économie sociale, Etude d'économie politique appliquée*）はいずれ  
も我々の科学の最も内容豊富な書物に属している。けれども第1巻 (*Elément*)  
の第2～第6編に示された思想行程は、青銅の如く永久である」<sup>9)</sup>

以上においてシュンペーターはさすがに、純粋経済学以外の領域におけるワ  
ルラスの学問的研究の内容の豊富さを肯定しつつも、ワルラスの貢献の内最大  
なるものを、*Elément* の第2編～第6編に展開された経済均衡論の叙述に見い  
出している。そしてこのかぎり我々はシュンペーターを一方向的に非難しきれぬ  
であろう。だが彼が「純粋経済学のひたむきな思索が、その内容を形づくる。  
それ以外には何物もない」と明言している以上、我々にかかる叙述が根本的に  
誤っていること、そしてかかる叙述がワルラス体系への抜きがたい誤解を作る

6) J.A. Schumpeter, *Ten great economists from Marx to Keynes* 邦訳、「十大経済  
学者」中山、東畑監修、中のワルラス（安井琢麿訳）。

7) Knut Wicksell, *Lectures on Political economy, Volume one tr. fr. the Swedish*  
by E. Classen. Ed. by L. Robins, p. 73～p. 74.

8) J.A. シュンペーター「十大経済学者」ワルラス p. 109.

9) J.A. シュンペーター「十大経済学者」ワルラス p. 112～p. 113.

に役立つのではないかと疑念を否定しえない。そしてシュンペーターは、更に、我々のワルラス研究への意欲を根本から打ちくだく如き、論述をも与えている。彼は、ワルラスとパレートの根本的な気質上の相違に言及しつつ、「ワルラスは彼の不朽の理論を、科学外の性質を持ち、その上誰の趣味にでも合うとはいえない政治哲学の衣裳をつけて提示した。プチブルジョアの急進主義の哲学と呼ぶ以上にその哲学の内容を伝えるよい方法はないのではないかと私はおそれている。彼は19世紀前半の半社会主義的なフランスの著作者達から由来する、あるいは同様に正当なことであろうが、功利主義から由来する、社会理想 (idéal social) を説教する使命を帯びたものと感じた。彼は土地の国有化を彼の教えにおける本質的な条項とみなした」<sup>10)</sup> と論じる。そして我々はかかる論述から、プチブルジョアの、半社会主義的というきわめて曖昧な限定を、ワルラス思想が受けていること、そして半社会主義的功利主義という限定を受けていること、を読みとりうる。そしてこれらの論述はある意味では的を射たものであるが、それにしても、これだけでは一体何のことか分らず、これだけの言葉で我々はワルラスの思想を片付けることは出来ない<sup>1)</sup> と考える。その語義のきわめて曖昧な文学的装飾語にすぎないプチブルジョア性への吟味を別としても、シュンペーターは、少くとも半社会主義的功利主義という言葉の正確な意義を明らかにする義務があるであろう。かかる一片の言葉によりワルラス思想が永遠の闇に葬りさられる危険を考えると、特にそうである。ところで我々は皮肉にもプチブルジョアの急進主義的な政治哲学の衣裳を、以下、克明に洗い立てようとしているのであり、それが単に衣裳ではなく、かえって、ワルラス体系の心臓であることを示そうとしているのである。プチブルジョアの急進主義という一体何のことか分らない文学的形容や、政治哲学の衣裳という如き、社会経済思想の意味を単なるイデオロギー、パレートの所謂派生体の位置に墮落せしめる様な、シュンペーターの論述を、我々は最後に受け入れがたいことを論じておく。但し、確かにシュンペーターが示唆する如く、真

10) J.A. シュンペーター「十大経済学者」パレート p. 170～p. 171.

の思想というものは、勿論イデオロギーと区別されねばならぬし、更に、彼の表現を借りるとき、誰の趣味にでも合わぬものである。特定の歴史的社会的条件のもとで、思想は始めて、当初、個性的主観的であったその限界を超え、客観性を主張しうるものに変貌をとげることがありうる。そして我々は、かかる誰の趣味にでも合わぬきわめて個性的な衣裳をこそ、我々の現時点は、より客観的なる行動の動力として求めているのではないかと、根本では信じるものである。シュンペーターはこれぐらいにして、我々は以下ウイクセルに移ろう。

ウイクセルは、彼の、Lecture on political economy において次の如く論じている。

「限界効用理論の提唱者達には、多分自由交易の利益に対するこのあまりにも楽観的な観方(自由放任主義を指す、筆者)の肯定に対し、責任はなかったであろうが、彼等の若干の者には、自由放任主義に対する彼等の支持と、彼等が与えたその有効性への論理的証明の故に、自由放任主義の信念を維持せしめたことに対して、責任を負わねばならぬ者が存在する。このことは、Léon Walras 及びその後継者達にとり然りである」<sup>11)</sup>がそれである。そしてウイクセルは更に、その根拠として、ワルラスの *Etude d'économie politique appliquée* に引用せられているサン シモン主義者 Lambert Bay とワルラスとの出会いに言及し、その際ワルラスが「自由競争が最大の効用をもたらすことを証明せねばならない」という確信を持つにいたったことを、あげている<sup>12)</sup>。この様に、ウイクセルは、ワルラスが全く自由放任主義のイデオログであったかの如き誤解をここで不用意にも生ぜしめる原因を作ったことを我々は否定しえない。だが、ウイクセルは、「価値、資本、地代」では、逆にきわめて正確なワルラス理解を思わせる発言を行っている。彼はワルラス祖述者であるラウンハルトにより、ワルラスが「自由競争の支配の自然的作用によって普遍的最善が最も確実に達せられる」という主張をなしたと考えられ、更にこれは「重大なる誤

11) K.Wicksell op. cit. p. 73~p. 74. 但し、我々はウイクセルの原典についてかかる引用を行ったのではない、E. Classenの英訳に即してであり、その点はお言断りしておく。

12) *ibid.* p. 74.

謬」であると非難されたことに対し、ワルラスを弁護して、「ワルラスはこの題目についていささか不用意に論じる嫌いはあるにしても、私の知る限りでは、一度もかかる主張をしたことはなかった」<sup>13)</sup>と論じているからである。従って我々は、「価値、資本、地代」と、「講義」におけるウイクセルの矛盾を指摘しうるのであるが、それにしても、ウイクセルが、「講義」で以上の如き叙述をなし、それにより、ワルラス像の誤解の原因を作ったことだけは否定しえないのである。そしてウイクセルはこの論述の時点で (Lecture 2ed. は 1911 年に出版せられている) 既に、*Etude d'économie politique appliquée* (1898) 及び *Etude d'économie sociale* (1896) の存在を知らねばならなかったし、特に後者を克明に読んでいたなら、「価値、資本、地代」での態度を維持しえたであろうから、我々は、ウイクセルがこれら二つの *Etude* を十分に読むことなく、ワルラスの、不用意な叙述と彼が知っているはずのことを、ワルラスの中心思想であるかの如き誤解を与える発言を不用意に行ったものと解釈しうるのである。そしてかかるシュンペーター、ウイクセル等のワルラス思想への理解に影響せられ、日本の経済学界におけるワルラス思想への理解も、少数の例外を除いては、大体これら二人の巨匠の線に沿ったものと考えうるのである。

ところで、我々はワルラス思想の本質を、自由放任主義の肯定とは全く対立的な、社会主義的思想として、特徴づけうるのである。但し、このとき、社会主義的思想ということの意味は、常識的理解とは相当かけ離れたものである。ワルラスはこれを、総合的社会主義 (*socialisme de synthèse*) と自から名付けているが、その内容は、本論稿があげて答えるところであるから、それに譲りたいと考える。

そこで我々は以下、ワルラス体系が、当初我々が示した問題意識に対し、いかなる意義を持つかを、その現代的意義の評価という形で、大略論じることにする。

我々は何んらか任意の思想体系の現代的意義を次の観点に従い評価しうるのである。

---

13) K. ウィクセル「価値資本地代」(北野教授邦訳、p. 84)。



ではないかと考える。

基準 1. それが単なる個別的専門科学を超え、様々の専門科学の相対的独自性を肯定しつつ、何んらかの形で、それらを媒介包摂する如き、総合的な論理構造を持つか否かということ、

基準 2. それが見つかる総合的立場が根本において究極的価値ともいうべき哲学的立場により統一せられ、所謂価値合理性を維持し、思想としての本質を維持しているか否かということ、

基準 3. それが内容的に、体制論的スケールを維持しつつ、内部に、個別的専門科学を包摂し、現在の経済社会体制の様々の欠陥を批判すべき価値の基準を備えているか否かということ、

基準 4. それが、上述の立場から、新しい体制の理念像を何んらかの形で与えているかどうかということ、

基準 5. それが、現体制をいかに変革して、新しい体制へと導くかという方策に答えているかどうかということ、

基準 6. それが、現代の状況下或いは現体制下に存在する諸々の現実に対し、深い現実的認識を備えているか否か、即ちそれが現代が直面する真の問題について、深い洞察を与えているか、否かということ、

がそれである。我々は以下、各々の基準に立ちワルラス体系を結論的に評価したい。

基準 1 について、

我々はワルラス思想体系を、経済思想体系とそれを根底で支える基礎的立場に区別し、前者を、純粋経済学、応用経済学、経済体制論、土地国有化論、その他に区別し、根本的には、それが理念としての経済体制論及びその現実化の方策である土地国有化論に結実するものと考え、後者を、純粋哲学的立場、(従って、認識論、倫理学、形而上学を含む)、狭義の基礎理論(そこには、人間学、存在論、*canonique* が含まれる)、構成原理(そこには、社会主義と自由主義の総合、倫理主義と功利主義の総合、個人主義と共産主義の総合を与える原理が含まれる)に区別し、これら基礎的立場に基礎づけられた経済思想体

系の全体を、ワルラス思想体系と定義しうると考えることの故に、ワルラス体系は、基準1に大略合致しうると考えられる。

基準2について、

ワルラス体系を根底から基礎づける哲学的立場とは、上述の純粹哲学的立場の全体、就中その形而上学的立場である。後述する如く、ワルラスは、形而上学の対象である真実在を絶対的現実的存在と規定し、世界をそれが完全化に向っての自己実現としてとらえ、かかる自己実現の論理的シェーマを、現実の理念化→理念の現実化という相互規定的連鎖により把握した。そして更に、かかる絶対的現実的存在の自己現実にとり、かかる存在の属性を分有する人間の主体的実践的参与が不可欠であると考え、かかる存在の本質を合理的意志として、従ってかかる存在を自覚的行為的存在として把握した。かくてワルラス自身は一切の理論的実践的な活動は、同時に、絶対的現実的存在の分有たる自己を介しての、かかる存在の自己実現たる意味を帯びるものと考えうる。そしてそのとき、かかる存在の究極目的とは、社会を構成する全個人の、倫理的人格の完成とせられている。かくて我々は、ワルラス体系が、基準2が要求する如き、価値合理性を維持していると考ええる。

基準3、4について、

ワルラス体系が、体制論的スケールを持つ彼の所謂総合的社会主義であることから、それは同時に、新体制の理念と従ってまた、現体制評価の基準を与えていることを、我々は略肯定しうると考える。但しその内容は本論稿特に第二部に譲りたい。

基準5について、

ワルラス体系は一応基準5にも合致しうる。何故ならば土地国有化論が存在するからである。土地国有化論は、体制論が示す総合的社会主義の理念の本質的支柱である土地の国有化の理念を、現実化する方策について論じたものである。ワルラスはなお、かかる方策が同時に、ガス、水道、鉄道等の自然的独占企業の国有化方策にも原理上、適用しうると信じていた様である。

基準6について、

我々は以上5つの基準については、ワルラス体系が何んらかの形でそれに合致することを肯定しえたが、基準6については批判的にならざるをえず、主としてここにワルラス体系の歴史的社会的制約を見出しうる如く考える。そしてこのことは、ワルラス体系が19世紀後半から20世紀の初頭にかけて形成せられた思想体系であることからやむをえざることでないかと考えるが、他面このことは、ワルラス自身の性格がしからしめた制約であるとも考える。ワルラスは、自己が *realist* でもあることを主張するが、我々は彼が本質的には、*idealist* であったことを、否定出来ないのである。特に我々は、ワルラス体系のもつ欠点を以下の諸点に求めうると考える。

1. 人間理性を根本的には信頼し、その意味で、啓蒙期の思想というか、或いはそれを受けついで19世紀的思想というか、その様なものを完全に脱しきっておらず、合理主義的傾向が、その基調に存在すること、従って、人間の非合理的側面を持つ、強力な歴史的社会的影響力の抜きがたい根強さを、深刻に思索していないこと、このことは、ワルラスの思想の本質である、人間の倫理的人格の完成を究極の目的とする人格主義的主張に、顕著に示されている。但しワルラスは人間の非合理的側面を完全に無視しているのではない。特に、本来の資本（人的資本及び土地資本以外のもの）の私有を、利害の観点から、即ち社会的富の総生産量の増進及びその実質的内容の豊富さの観点から肯定するに際して、ワルラスは、人間を主として、現実的には動物的衝動、自己中心的な利害の衝動からとらえ、かかる衝動を満足させることが、上述の利害の観点から好ましいと考えるからである。だがそれにも拘らず、ワルラスが根本的には、人間理性を信頼し、歴史的に、人間存在の人格性の完成は、たとえ、徐々であるとしても、達成されえ、またさるべきものと考えているが故に、我々は、彼の合理主義的立場がいまだ、楽観的な色調を帯びることを否定しえない。ここで注意すべきことは、我々が決して、人間理性への信頼を根本的に否定していないことである。我々は単にワルラスが人間の非合理的側面を深刻に鋭く分析していないこと、従って根本的には、楽観的な理性信頼の色調が存在することを批判しているにすぎないのである（この点はパレエト

の徹底した或る意味で一つの信念の如き観をさえ呈す、人間の非合理的側面の暴露とくらべれば、はっきりする)。そして我々が主張したいことは、かかる非合理的側面への洞察、逆説的にいえば、理性への信頼がその期待を裏切り、所謂近代合理主義の問題性を惹起しつつあることへの根本的洞察を踏まえて、逆に再度、理性への信頼を高次のレベルで回復させることの必要性である。

2. 独占的企業が支配する現代の寡占経済への十分な理論的分析が欠除していること、ワルラスは、応用経済学の立場から、独占に対する国家的統制の必要を強調しており、この点は高く評価さるべきであるが、肝心の独占分析に関しては、きわめて貧弱な内容を示すにすぎない。

3. ワルラスは、cénonique 的考察において、個人と国家との関連に言及し、国家を個人を超えた独自の実体と考え、権威に基き主体的に行動するものと規定するが、更にいかにして国家的意志が形成せられるかについては、立ち入った分析を展開していない、即ち、政治体制論としての政治学的分析が全く欠除している。そしてワルラスは、大体、議会制民主主義を根本では信頼している様である。だがこの点にも、我々は彼の楽観的態度を否定することは出来ない。我々は議会制民主主義を真に機能させるべく、その持つ様々の問題点を分析せざるをえないであろう。例えば、その金権政治的側面、衆愚政治的側面、近代合理主義の問題性との関連で、官僚制の弊害等々を。

我々は以上の外にも、種々詳細にワルラス体系の欠陥を指摘しうるのであろうが、その事自体、我々の目的であるワルラス体系の現代的意義の把握からは、意味のあることとも考えられないので、以上にとどめることにしたい。

最後に我々は、我々がワルラス解釈に際してとった態度及び我々のワルラス研究の限界等につき指摘しておきたい。

我々は、L. ワルラス思想体系の全構造の把握を意図しつつ、特に研究の第一段階として、基礎的立場及び社会経済学、経済体制論の素描、土地国有化論の概要に考察を限定した。従って純粋応用経済学、経済体制論、土地国有化論、その他残された諸問題には、本格的には立ち入りえなかった。そしてその際、我々は細部の詳細な研究、例えば他の学説体系との比較を個々の詳細点につき行うことを後にし、とにかく大づかみではあるが、L..

ワルラス思想体系の全体像を把握することに努めた。それ故それはいまだきわめて不完全でありワルラス思想に対するいわば筆者の覚書的なものにすぎない。だが、とにかく、何んらかの意味でワルラス思想の体系的把握への、第一次的接近たりえたのではないかと信じるものである。

次に、我々はワルラス解釈に際し、一部においてかなり大胆な方法をも使用した。それは、ワルラスの叙述の、若干の部分に存在する曖昧さ、非厳密性、体系的そのものの明示的表現の欠除の故に、やむをえないことであった。我々は例えばワルラスの叙述が極めて曖昧であるとき、存在する何んらかの論述を手掛りに、いわば彼の自覚を深める如き形で、論述の背後にある彼の意図を浮き立たせようと努力した。だがかかる努力を行わず、この点についてワルラスは極めて曖昧な叙述をなすに過ぎない、と論述することが、或いは好ましい箇所もあったかも知れない。だが、我々は著者自身が更に時間をかけ思索した場合、或いは到達しえたかも知れぬ世界をいわば著者の代りに深めようという無謀な試みをあえて犯したのである。これはある意味では極めて危険な試みであるかも知れないが、他面ある意味では解釈に際し解釈者自体の創造性を発揮するという意味で、或いはワルラスを介し解釈者の現在の思想の一部を主張しようという意味で、許容される方法ではないかと考える次第である。

特に(1)、純粹哲学的立場を認識論、倫理学、形而上学に分ち、これとカントとの近親性を指摘しつつ行った定式化、(2)存在論的考察と *cénonique* 的考察がワルラスでは孤立的に与えられていることと同時にその統一への志向が若干の文脈に示唆されていることから、両者の統一的立場の定式化を試みたこと、最後に(3)所有の価値命題が正義に合致することの、ワルラスによる極めて厳密性を欠く論証を、彼の *cénonique* 的考察を介し与えたこと、これら三点に我々の上述の如き解釈上の態度が、強く打ち出されていることを指摘しておきたい。勿論我々はかかる解釈の客観性を直ちに、主張しようとは考えていない。多くの方々特にワルラス研究者の方々のご批判を仰ぎたいと考えている。

尚それ以外にも我々の考察は極めて不十分であることを免れえない。特にワルラスが如何なる歴史的社会的制約下でかかる思想体系を樹立したかを我々は全く考慮外に置いている。換言すれば、彼が如何なる時代的社会的状況に位置づけられ、かかる状況が何故に彼をかかざる思想体系樹立への努力にかり立てたかの洞察を、我々は全く省略した。だが、かかる研究は、ワルラス思想の彼の心情の理解からするより本質的な理解にとり不可欠のことである。特に、彼が、彼の学問的な実践的活力の動力をいかなるものに求めていたか、

たかかかる動力がいかにして彼の内面に形成せられたかを知る上で、避けがたいことであろう。これと関連して我々は、ワルラス思想が現実にいかなる脉略を通じて、形成せられるにいたったか、従ってその形成の過程で彼の立場に質的な変化はみられなかったか、等についても言及しえなかった。そして我々はこの点を、晩年論文集として、二つの Étude を編集したときの、ワルラス自身の選択を信頼しそこに示されている思想が、若き時代のものをも含め、すべて、晩年のワルラスにより、承認せられたものと考え、便宜的に解決した。

最後に我々は我々の考察した範囲でのワルラス思想に関する内外の参考文献を Firmin Oules, École de Lausanne 以外全く参考としえなかったことを論じておく。そして Oules からも我々は特にワルラス体系とパレート体系との共通点と相違点の示唆をえたのみで、それを積極的に我々の考察に援用しえなかった。この意味でも我々は、以上の考察を既述した如く、あくまで、ワルラス体系への第一次的接近いわば試論的覚書と考えたい。だが我々がかかかる態度を取ったことには、理由がないわけではない。我々はまず、いかなる先入観にもとらわれず我々の独自の解釈を樹立し、しかる後にその客観性を確かめるべく、内外の参考文献研究に移るべきと考えたこと、第2に、かかる文献の入手に時間的制約、困難があったこと、第3に、以下列挙する文献中、我々が考察した範囲に関連を持つものは、確実に三冊というるにすぎず、その内一冊は Oules、の前掲書であり、Pirou のものは、若干時代的に古く、最も興味をおぼえる Boson のものは、現在、我々が、手共に所持せぬものであったこと、これが我々の理由である。そこで以下、参考迄に、ワルラス自身の重要著作目録と、ワルラス研究文献として我々が知りえているものを、提示したい。

#### ワルラス重要著作目録

( ) は著書を示す、また○印は純粹経済学関係のもの、×印は応用経済学関係のもの、△印は社会経済学関係のものである。

- 1. Principes d'une théorie mathématique de l'échange (1873).
- 2. Équations de l'échange (1875).
- 3. Équations de la production (1876).
- 4. Équations de la capitalization (1876). 4 は、伊独語に翻訳せられている。
- 5. Teoria matematica della ricchezza sociale (1878).
- 6. Mathematische Theorie der Preisbestimmung der wirtschaftlichen Güter..

(1881).

- (1) *Élément d'économie politique pure*

la 1<sup>re</sup> ed. 1874~1877.

la 2<sup>e</sup> ed. 1889.

la 3<sup>e</sup> ed. 1896.

la 4<sup>e</sup> ed. 1900

ed. définitif 1926

- (2) *La théorie mathématique de la richesse sociale* (1883).

これは7つの論文を集めたもので、最初の4つは以上の1~4 それ以外に

- *Théorie mathématique du bimétallisme* (1876~1881, 1882 にかけて *Journal de Economistes* に発表されたもの)

を含み

残りの2つは次のものである。

- × *Théorie mathématique du billet de banque.* (1879).

- △ *Théorie du prix des terres et de leur rachat par l'État* (1880).

- × 7. *D'une méthode de régularisation de la variation de valeur de la monnaie, Contribution à l'étude des variations des prix depuis la suspension de la frappe des écus d'argent* (1885).

- × (3) *Théorie de la monnaie.* (1886).

- △ (4) *Études d'économie sociale* (1896).

これは一種の論文集であり、主たるものとして、既刊の次の論文

(i) *La Recherche de l'Idéal social* (1868) 及び未公刊の次の3つの論文

(ii) *Méthode de conciliation ou de synthèse.*

(iii) *Théorie de la propriété.*

(iv) *Le problème fiscal.*

を含む、これらはその後1896に *Revue socialiste* に公刊された。

- × (5) *Étude d'économie politique appliquée* (1898). これも一種の論文集である、主たるものとして次の既刊論文

*Théorie de la monnaie* (1886) {以上の(3)} と、次の7つの未発表の論文を含む。

- ( i ) Les périls bimetalistes
- ( ii ) L'État et les chemin de fer.
- ( iii ) L'Économie appliquée et la defense des salaires.
- ( iv ) Théorie du libre échange.
- ( v ) Théorie du credit.
- ( vi ) La Caisse d'épargne postall de Vienne et le Comptabilisme sociale.
- ( vii ) Esquisse d'une doctrine économique et sociale.

これらは後に

- ( i ) は Revue socialistes (1895) に
- ( ii ) は Revue du droit public et de la science politique (1897) に (iii)～(vii) は、1897、1898に、Revue d'économie politique に、発表せられた。

△ 8. ノーベル平和賞のために執筆されたもの。

La Paix par la justice sociale et le libre échange. 1906.

その他に

- (6) Abrégé des Éléments d'économie poltique pure 1936. がある。これは Gaston Leduc により公刊されたものである。

ワルラス研究文献目録

1. J.R. Hicks 「Léon Walras」 *Econometrica* (1934. 10)
2. M.B. Amzalak 「Léon Walras et l'Economie pure」 (*Bibliothèque des Hautes Etudes Lisbonne* 1934)
3. J. Schumpeter 「Léon Walras」 (*Econometrica* 1935. 7)
4. H.W. Marget 「Les aspects monétaires du système Walrasien」 (*Journal of Political Economy*, 1935 3～4)
- ⑤ Marcel Boson 「Léon Walras, fondateur de la conception scientifique de la politique économique」 (*Patis et Lausanne*)
- ⑥ Gaetan Pirous 「Les théories de l'équilibare économique」 (*L. Walras et V. Pareto*) (*Prais* 1934)
7. J.A. Suhumpeter 「Mariee Esprit Léon Walras」 (*Zeitschr. f. Volkswirts. Sozialp. u. Verwalt.* 1910 Bd. XIX SS 397～402 English tr. by W.F. Stolper



- in *Ten Great Economists* b. J. a. Sumpster, New York 1951. p.p. 76~9)
- ⑧ Firmin Oules 「L'Ecole de Lausanne」 (Paris Librairie Dalloz, 1950)
9. Bertrand Nogaro 「Quelques observations sur la méthode de Léon Walras」 (Rép. 1938, p. 241-90)
10. Bertrand Nogaro 「Les mathématiques considérées comme logique formelle et la mise en équations de problèmes économiques」 (Rép. 1944, p. 466-84)
- ⑩ Bertrand Nogaro 「Le développement de la pensée économique」 (Librairie générale de droit, 1944 <chap. VII: Les théories de l'équilibre économique>)
12. Bertrand Nogaro 「La valeur logique des théories économiques」 (Presses universitaires de France, 1947 <Chap. VII., VIII, IX, X>)
13. Michel Brodsky 「Le rôle des mathématiques dans l'oeuvre de Léon Walras」 (Thèse Joulouse, 1944.)
14. Pierre Rocher 「Remarques sur le principe <autant d'équations que d'inconnues> appliquées aux théories de l'équilibre économique」 (Rép. 1945, p. 178-93)
- ⑪ Pierre Rocher 「Léon Walras à Lausanne (publication de l'Université de Lausanne à l'occasion de la remise de son portrait à l'Université)」 (Librairie Rouge, 1948.)
16. Mme Duplan-Ruchet 「Correspondance et documents inédits concernant L. Walras (Aparaître aussi prochainement)」

以上の内○印をつけたものが、我々が考察した範囲のワルラス思想に言及するものと推察しうる。この様に、純粋経済学及びその背後に存する方法論的立場を論じた文献にくらべ、ワルラス思想体系全体に迫ったものは我々の知りえたかぎり僅少である。

#### 邦語参考文献

1. 早川三代治 「レオン ワルラアス純粋経済学入門」 付録1 「ワルラアスの生涯」、付録2 「ワルラアス著作年譜」 (1931)。
2. 久武雅夫 「ワルラアス純粋経済学」 (1949)。
3. 中山伊知郎 「限界利用学説の二形態、オーストリア学派とローザンヌ学派」 『商学研究』 IV巻 1号 (1926. 4)。
4. 安井琢磨 「純粋経済学と価格の理論—ワルラアスを中心として」 『経済学論集』

(1933. 9) III巻 9号。

5. 安井琢磨「時間要素と資本利子、ワルラスに於ける自然利子率の概念」『経済学論集』VI巻 9号 (1936. 9)。
6. 安井琢磨「貨幣と経済的均衡、ワルラス貨幣理論の一研究」『経済学論集』VII巻 4号 (1938. 4)。
7. 安井琢磨「均衡分析と過程分析—ワルラス模索理論の一研究」『経済学論集』X巻 1-3、7号 (1940. 1-3、7月)。
8. 安井琢磨「ワルラス」(河内栄治郎編「学生と先哲」昭和12年)。
9. 経済学説全集 9. 近代経済学の生成第6章レオン ワルラス (久武雅夫著)。
10. 安井琢磨「均衡分析の基本問題」(前編経済静学の理論)

最後に次の点をお言断りしておきたい。

ワルラス体系の考察を、我々は当初、1 ワルラス経済思想体系の科学論的考察、2. ワルラス体系の基礎的立場、従って(1) 純粋哲学的立場、(2) 狭義の基礎理論、即ち、(イ) 方法論、(ロ) 人間学及び存在論、(ハ)、cénonique (3)、構成原理、即ち、(イ) 社会主義と自由主義の総合、(ロ)、功利主義と倫理主義の総合、(ハ)、個人主義と共産主義の総合、等々についての考察、3、ワルラス経済思想体系、従って、特に、(1)、社会経済学、(2) 経済体制論の素描、(3) 土地国有化論等々についての考察(従って、純粋・応用経済学についての考察は、我々は、本格的には、他の機会に行おうと考えている)に分って順次展開していこうと考えていた。だが与えられた紙数の制約から、我々はこれらをすべて考察することができなかった。そして我々は大阪府立大学経済研究(第49号～第51号)において特に上述の(2)の(ロ)(ハ)、及び(3)については、若干の解決さるべき問題点を残しつつ、又叙述の上でより簡明平易に改良をほどこし得る余地を残しつつ、一応展開したところであった。従って我々は以下の考察において、特に府大経済研究と重複する部分の内、体系上での明瞭な位置づけが示されているものを省略しようとする。即ち我々は(2)の(ロ)(ハ)、及び(3)の(ロ)(ハ)を府大経済研究に譲りたいと思う。従って基礎的立場の考察は、特に純粋哲学的立場、方法論的考察、社会主義と自由主義の総合及び我々のワルラスに対する一種の拡大解釈である存在論的考察と cénonique 的考察を統一した立場の提示のみに限ることとする。それらは府大経済学研究に掲載された論稿において、充分考察しえなかったもの、或いは未分化的に扱われていたものである。そして我々は必要なる論点につき、再述を試みたが、根本的には府大経済研究に

おける既述の論文を前提して以下の考察を展開したい。更に3の(3)、即ち土地国有化論も当初展開する予定であったが、紙数の制約上成し得ず、これについてもその概略を簡単に与えるにとどめ、その詳細を他の機会に譲りたい。以上はなほだ本意ではあるが紙数の制約上やむをえざることとして寛恕願いたい次第である。

## 第1部 L.ワルラス思想体系の基礎的立場

我々は「ワルラス思想体系」と「ワルラス経済思想体系」という二つの概念を区別し、「ワルラス思想体系」を表題に示した「基礎的立場」と「経済思想体系」の統一的全体と定義する。従って「経済思想体系」とは、礎石としての「基礎的立場」に基礎づけられたいわば建築物と定義しうべきものである。従って我々は、「基礎的立場」が何かを明らかにするため、まず、「経済思想体系」につき考察せねばならない。我々はそれをワルラスの科学論的考察に従い科学論的立場から規定したい。

### I. L. ワルラス経済思想体系について——科学論的考察

#### 1. 1 序説

ワルラスの経済思想体系は、後に規定する如き、科学あるいは理論に属する、(1)、純粋経済学 (*économie politique pure*) (2)、応用経済学 (*économie politique appliquée*) (3)、社会経済学 (*économie sociale*)、それに(4)、(1)(2)(3)の総合的適用から成立する経済体制論、更に(5)、実践或いは政策(技術)に属する土地国有化論という五つの支柱より形成せられる。(1)は *Élément d'économie politique pure* (ed. dif. 1926) で、(2)は *Étude d'économie politique appliquée* (1898) で、(3)は、*Étude d'économie sociale* (1896) で、(4)は主として *Étude d'économie politique appliquée* 及び *Étude d'économie sociale* で、そして(5)は最初 *La théorie mathématique de la richesse sociale* (1883) に、後に *Étude d'économie sociale* に収録された論文 *Théorie du prix des terres et de leur rachat par l'État* (1880) で展開せられる。我々はこれらを科学論的立場から抽象的に規定し、所謂ワルラス経済思想体系の概念を明らかにしたい。

#### 1. 2 ワルラスの科学の分類

ワルラスは科学 (*Science*) を純粋科学 (*Science pure*) と応用科学 (*Science appliquée*) に大別し、前者を純粋自然科学 (*Science pure nature*)、純粋倫理科学 (*Science pure morale*)、形而上学 (*métaphysique*) に、後者を応用自然科学 (*Science appliquée nature*)、応用倫理科学 (*Science appliquée morale*) に区別する<sup>14)</sup>。

14) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée, Esquisse d'une doctrine, économie et sociale*, p. 452.

純粋科学とは世界がその場所であるすべての事実をその対象とし、かかる事実間に存する法則的關係の定式化をその目的とするいわば法則定立的科学であり、その基準は純粋真理 (vérité pure) とせられる<sup>15)</sup>。純粋自然科学とは、かかる立場から自然的諸力の働きにその起源を持つ事実、即ち自然的事実を対象とし、純粋倫理科学とは、かかる立場から人間性の実事それ自体と人的事実即ち人間の意志の働きにその起源を持つ事実を対象とする。ワルラスは更に純粋自然科学が、数学の物理学、化学、生理学等への適用から生じると考え、そこでの数学の重要性を強調し、また純粋倫理科学が *cénonique* や *économique* の心理学、歴史学、社会学、地理学、統計学への適用から生じると考え、そこでの *cénonique*, *économique* の重要性を強調する<sup>16)</sup>。*cénonique* とは社会倫理学 (*morale sociale*) 的性格、従って一種の規範的性格を持った個と集団の合理的組織化の基準を与える学問を意味する。ワルラスは *cénonique* という名称を Giddings の *Theory of socialisme* (1897) から借り、それを、個と集団との関係を対象とした従来の記述的、かつ自然的な学問即ち社会学 (*sociology*) と区別し合理的で倫理的な科学 (*science rationnelle et morale*) と規定する<sup>17)</sup>。*cénonique* は個と集団の合理的組織化の基準を、具体的内容的にでなく、抽象的形式的に与え、いわば範疇論的性質を持ち、その本質に *normative* な側面を含むにも拘わらず、その形式性の故に、純粋科学の範疇に含められるわけである<sup>18)</sup>。それは、*économique* とともにワルラスでは、純粋倫理科学に対して広く基礎理論たる意味を帯びるものと考えられている。なお *économique* とは後に規定する純粋経済学を意味すると考えるが、その詳しい説明は与えられていない。ワルラスはこの外に形而上学を純粋科学の範疇に含め、それを自然及び人間性の総体についての科学と規定し、Vacherot (*「la métaphisique et la science」*) に従い、抽象的演繹的科学即ち *théologie* の、具体的帰納的科学即ち *cosmologie* への適用の上に成立するものとする<sup>19)</sup>。だが我々が、後に考察するワルラスの形而上学的立場<sup>20)</sup>の本質規定からすれば、上述の形而上学の意味はおそらく次の如

15) *ibid.* p. 452. p. 453.

16) *ibid.* p. 452.

17) *ibid.* p. 266.

18) この点については拙稿「L. ワルラスの社会経済学(3)」(大阪府立大学、経済研究、第51号、昭和42年12月)、IV. ワルラス社会経済学の積極的展開—その基礎的立場に即して、3、規範的性格を持った社会学的考察、p. 45~p. 51. を参照されたい。

19) L. Walras, *op. cit.* p. 452.

20) 本論稿、第1部、Ⅲ「ワルラスの純粋哲学的立場」

く規定せられねばならない。それは、まず純粹自然科学や純粹倫理科学と同一の意味で science とは考えられえない。前二者では、その科学性とは、客観的妥当性（論理性と実証性の両面からみての）として特徴づけるが、形而上学では前二者と同様の意味で客観的妥当性は主張しえぬと考える。従ってこれら三者がともに純粹真理をその基準とするといわれるとき、前二者にとっての真理と形而上学にとっての真理とは、区別せられねばならぬであろう。ではかかる形而上学はいかなる意味で science pure たりうるのか。後に考察する如く、ワルラスは理論理性の超感性的存在、形而上的存在への思惟可能性を肯定し、ここに形而上学成立の可能の一つの根拠を求める。そしてワルラスは理論理性の超感性的存在への認識 (connaissance) の能力を肯定していない。それ故形而上学とは理論理性による形而上的存在に対する思惟可能性の故に成立しえ、単に理論理性の立場からはその客観的妥当性を主張しえぬものと解釈せられねばない。

応用科学とは人間の意志の働きに方向を与えることを目的とする。応用倫理科学とは人間相互の関係についてその原理 (principe) を与えることを目的とし、その基準はもはや真理ではなく、(合理的) 正義とせられ、応用自然科学とは人間と物との関係についてその規則 (regles) を与えることを目的し、その基準は (合理的で経験的な) 効用或いは利害とせられる<sup>21)</sup>。この点には若干問題があるがそれは応用・社会経済学の規定に際し取り上げる。

以上の補論、以上は *Économie politique appliquée* に従った考察であるが、ワルラスは、*Élément d'économie politique pure* でも<sup>22)</sup>若干異った内容的帰結をもたらしつつ、本質的には変わらぬ結論を導出している。それ故我々はその点を補論的に考察する。

*Élément* においてもワルラスは自然的事実及び人間性の事実それ自体と人的事実の区別をなし、*Appliquée* におけると同様の定義を興え、前者を純粹自然科学の後者を純粹倫理的科学的対象と考える。だが応用科学の定義分類に関して *Élément* では *Appliquée* にはみられなかったより具体的な規定が存在する。*Élément* では *personne* (人格) と *chose* (物) との区別が導入せられ、かかる区別から応用科学の分類がより具体化せられている。*chose* とは自己についての意識を持たずかつ自己を支配しえぬ全存在と定義せられ、*personne* とは自己についての意識を即ち自覚を持ちかつ自己を支配しうる全存在と定義せられる<sup>23)</sup>。従って人間のみ *personne* たりうるがすべての人間が *personne* の定義をみたす

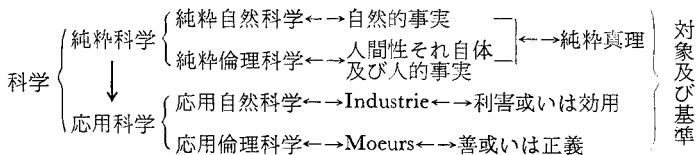
21) L. Walras, op. cit. p. 453.

22) L. Walras, *Élément d'économie politique pure*, Section, I. Leçon 2<sup>me</sup> p. 12 以下.

23) *ibid.* Leçon 2<sup>me</sup> p. 18.

訳でなく、chose と規定しうる場合のあることに我々は注意すべきである。chose とは定義から自己の目的（類推的にそのようなものが考えられるにせよ）を持たず、それ故その実現に、その運命の完遂に責任を負いえず善悪の区別もなしえない。従って chose は、純粹のメカニズムに同化せられる。逆に personne はその目的の実現、運命の完遂に対し責任を負うべき存在である。かかる本質より personne は自己に固有の目的に chose を従属させる (sub-ordonner) 能力と自由とを持つが、逆に任意の personne の目的に他の任意の personne 目的が従属させられるべきでないことが帰結せられる<sup>24)</sup>。かかる personne と chose との区別からワルラスは人的事実を次の如く区別する。(1) personne と chose との関係、(2) personne と personne との関係、がそれである。人間性それ自体の事実は勿論 personne である。(1)の目的は、personne の目的に chose を従属させること、であり、従ってはその基準は効用或いは利害であり、(2)の目的は personne 相互の固有の運命の完遂（これは各々の personne の完成、倫理的人格の完成に等しい）を整合調整 (co-ordonner) すること、であり、従ってその基準は善或いは正義である。そしてワルラスは (1) を Industrie、(2) を Moeurs と名づけている。かかる分類の後ワルラスは、Industrie の理論を、Science appliquée 或いは art と、Moeurs の理論を Science morale 或いは morale と名付けるが、これは Appliquée での、science appliquée naturel, science appliquée morale に対応するものである<sup>25)</sup>。

最後に以上の考察を図式として与えておこう。



### 1. 3 純粹経済学、応用経済学、社会経済学、経済体制論及び土地国有化論の科学的規定

上述の科学一般の科学的論考察に立ち、ワルラスは次に純粹・応用・社会経済学の本質規定を試みる<sup>26)</sup>。ここで純粹経済学は上述の純粹自然科学に、応用経済学は応用自然科学に、社会経済学は応用倫理科学に、更に土地国有化論は（ワルラスはこれについては明示

24) *ibid.* Section I. Leçon 2<sup>me</sup> p. 18~p. 19.

25) *ibid.* Section I. Leçon 2<sup>me</sup> p. 19.

26) 但し、以下の考察は、*Élément* にもとづくものである。

的に言及していないが)理論或いは科学と区別せられた実践或いは政策(技術)に属することを最初に指摘しておく。なお経済体制論についてはワルラスに明示的言及が存在せぬから、我々は独自にその本質規定を与えねばならない。

ワルラスは有用で(有用性との関連で相対的にみられた)量的に有限な存在の総体を社会的富と定義する。そしてかかる社会的富からは次の三つの事柄が演繹せられる。(1)社会的富は私物化(appropriation)せられる(有用でない存在は私物化せられず有用でも量的に無限に存在するものは私物化せられない。)、(2)社会的富は交換価値を持つ(即ち社会的富はそれに固有の有用性の外に他の社会的富と何んらかの比率で交換しうるという性質を持つ。我々は以下かかる交換価値を一財の他財で示した価格と考える)、(3)社会的富は産業的に生産せられ増加せられうる、がそれである。従って社会的富は以上3つの観点より、独立的に考察せらるべきものとワルラスは論じる<sup>27)</sup>。

### 1.3.1 純粋経済学の本質規定

純粋経済学とは交換価値の観点からの社会的富の考察と規定せられる。それは、交換価値の本質と市場における交換価値決定のメカニズムの究明とを目的とする<sup>28)</sup>。但し我々はワルラスの究極目的が個々の市場での交換現象でなく、個々の市場の相互依存的交錯の全体である市場的交換現象であること、従ってかかる交錯の全体としての市場のメカニズムが如何に均衡的な交換価値を成立させるかの究明にあることに注意せねばならない。そしてワルラスはかかる市場のメカニズムの全体を自然的事実、即ち人間の意志の自由を超越した自然的諸力の働きにその起源を持つ事実と考え、それ故純粋経済学は純粋自然科学と規定せられる。従ってそれが定式化する法則は物理学の法則と全く同じ意味で自然的と考えられている(勿論それは同時に理念型である)<sup>29)</sup>。だが我々は「物理学の法則と全く同じ意味で自然的である」という表現の真意を次の如く解釈せねばならない。まず市場のメカニズム全体はワルラスのいう如く自然的事実と考えうるが個々の交換現象を孤立的にみると、それらは人的事実、即ち人間の合理的意志の働きにその起源を持つ事実(従って

27) L. Walras, *Élément d'économie politique pure* Section I. Leçon 3<sup>me</sup> p. 24~p. 26.

28) *ibid.* Section I. Leçon 3<sup>me</sup> p. 29.

29) *ibid.* Section I. Leçon 3<sup>me</sup> p. 26~p. 27 p. 29.

ワルラスはここで、特に、純粋経済学を、数物理学と本質を同じくするものと考え、更にそれが数学的方法を使用すべきことを論じている。我々は本文で、純粋経済学を純粋自然科学と同一視するとき、それは、無条件に肯定しえぬことを、論じた。これは我々の考え方である。そしてワルラスのかかる考え方にはより立ち入った考察が、必要であると考えている。



それらの意味を我々は理解する事ができる)でありうる事が注意せらるべきであり、それ故市場のメカニズムの全体の示す法則性に限り、物理学の法則と同じ意味でそれが自然的と考えられねばならないこと、次に市場のメカニズム全体の示す法則性さえも、自然科学の法則と全く同じ意味で自然的であるのではなく、潜在的には人的事実と考えらるべきであり、かかる制約のもとでの自然的事実と考えられねばならぬこと、つまり市場的メカニズムの全体はそれに参加する各経済主体が各自の行為の合成果をいまだ自覚していぬという意味では自然的と考えらるべきであるが、市場のメカニズム全体が各主体に自覚され更に実現すべき目的として意志される可能性を含む限りそれは潜在的には人的事実と解釈すべきものであること、これらを前提とした上で我々はワルラスの表現の意味を解釈せねばならない。

以上から我々は純粋経済学を上述の解釈に制約せられてではあるが本質的には純粋自然科学と規定しようとする。

### 1.3.2 応用・社会経済学の本質規定

応用経済学は産業的生産の観点からの社会的富の考察と、社会経済学は私物化、或いは合理的私物化即ち所有の観点からの社会的富の考察と、規定せられる<sup>30)</sup>。ワルラスは本来の人間を労働者であると同時に倫理的人格として二重的に規定している<sup>31)</sup>。かかる区別から、専門的職業に特化する労働者たる人間が、chose の目的を利害の最大化をもたらす如く *personne* の目的に従属させるため、相互にとり結ぶ関係、即ち分業関係の存在を我々は演繹しうる<sup>32)</sup>。それ故かかる分業関係の、従って *Industrie* の合理的組織化をこそ応用経済学はその固有の認識目的とするし、その基準は利と考へうる。従ってそれは利の最大化の観点から単に *personne* と *chose* との関係をのみ問題とするのではなく、*personne* と *personne* との関係をも問題とせざるを得ぬものである。だがワルラスは応用経済学の本質を *personne* と *chose* との関係に重点をおき応用自然科学と規定する<sup>33)</sup>。

次に倫理的人格として扱えられた本来の人間が相互にとり結ぶ権利義務の関係は、各人の運命の完遂、各人の倫理的人格の完成を整合調整する為に、正義に合致すべく組織化せらるべきであると規定せられるが、社会経済学は、社会的富の所有という観点から、倫理

30) *ibid.* Leçon 4<sup>me</sup> p. 31 以下参照のこと。

31) 拙稿、「L. ワルラスの社会経済学(3)」p. 36. 参照のこと。

32) 上掲、拙稿、p. 37. 参照のこと。

33) L. Walras, *Éléments d'économie politique pure*, Section Legon 4<sup>me</sup> p. 35.

の人格相互のかかる権利義務の関係を即ち *Moeurs* を正義を基準として組織化することをその固者の目的とすると考える。そしてワルラスは社会経済学の本質を応用倫理科学と規定する<sup>34)</sup>。

以上の如くワルラスは、応用経済学を応用自然科学と、その基準を利害と、規定し、社会経済学を応用倫理科学と、その基準を正義と規定したが、我々は後に存在論的考察と *cénonique* 的考察とを、ワルラスに対する拡大解釈として我々なりに統一するとき、かかる統一的立場からは必ずしもワルラスの如く簡単に事柄を割り切りえぬことを示唆しうるのであろう。但しその場合でも我々は上述の規定を一方的に否定せず、適当な解釈のもとに維持しうると考えている。そしてワルラスが、応用経済学及び社会経済学の対象及び基準を、その本質的側面を強調して規定したこと、それ故応用経済学も倫理的な人格相互の権利義務の関係即ち *Moeurs* を全く対象とせぬわけではなく、社会経済学も利害を従って *Industrie* を全く対象とせぬわけではないこと、だがその意味は十分な考察を経て打ち出されねばならぬことを指摘しておく。

社会経済学の本質規定に対する補足、ワルラスは社会経済学を特に上述した *cénonique* に属すものと考えている。ワルラスは *cénonique* を *cénonique générale*, *cénonique civile*, *cénonique politique*, *cénonique économique* に区別する。*cénonique général* は、個人と国家或いは一般に個と集団の關係の合理的組織化に答える学問であるが、*cénonique civile* は家族 (*famille*) の理論、*cénonique politique* は政府 (*gouvernement*) の理論、*cénonique économique* は所有の理論或いは社会的富の分配の理論と規定せられ、そして *cénonique générale* に基礎づけられ、*cénonique civile* は人間の個人的欲求 (*besoin*) とは何か、個人的に彼が消費しうる社会的富とは何かを教え、*cénonique politique* は人間の集団的な欲求とは何か、共同体或いは国家の成員として彼が費消しうる社会的富とは何かを教えるものと、更に内容的に規定せられる。そしてワルラスは社会経済学を *cénonique économique* と同一視し、特にかかる名称をさけ、*économie sociale* という名称を使用すると論じる<sup>35)</sup>。

以上より我々は *économie sociale* の本質理解を側面から補いうるのであろう。

### 1.3.3 経済体制論の科学論の規定

ワルラスはその科学論的考察で彼自ら展開した経済体制論につきその本質の規定を与え

34) L. Walras, *Éléments d'économie politique pure*, Section I. Legon 4me p. 39.

35) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée*, p. 266.

ていない。従って我々は独自に科学論的立場から経済体制論の本質規定をなさねばならない。ワルラスの経済体制論は応用・社会経済学をその内部に包摂し、利害に合致した *Industrie* 及び正義に合致した *Moeurs* の総合的調和的な全体像を理念的レベルで与えるものである。従つてそれは応用自然科学である応用経済学と応用倫理科学である社会経済学を、その内部に包摂するが故に、かかる二つの立場を越えた新しい立場と規定せざるをえぬものである。但し我々のワルラスへの拡大解釈である存在論的考察と *cénonique* 的考察との統一的立場からは、かかる経済体制論の科学論的意味もより明瞭になる。かかる立場からは応用経済学は積極的には応用自然科学と規定せられるが、消極的には秩序をその基準とする応用倫理科学とも規定せられ、社会経済学は積極的には正義をその基準とする応用倫理科学と規定せられるが、消極的には利害にも関連させられ、応用自然科学とも規定せられるが故に、経済体制論は二重的に応用倫理科学であると同時に応用自然科学としての性格を持つと考えることになる。

#### 1.3.4 土地国有化論の科学論的規定

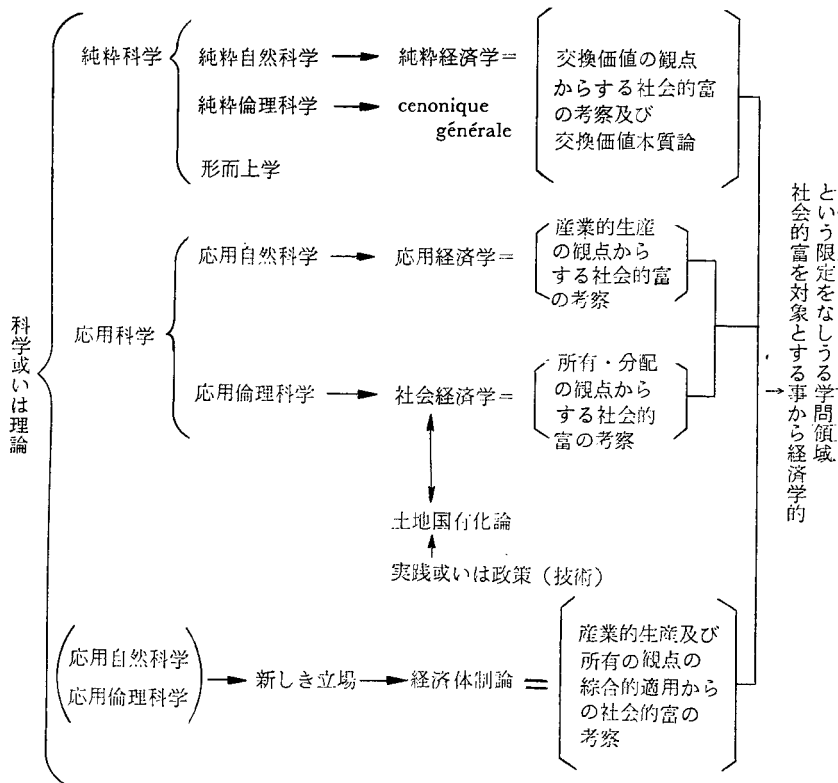
ワルラスは土地国有化論については十分な科学論的規定を与えていない。但し我々が後に方法論的考察で問題とする如くワルラスは実践或いは政策（技術）を理念の現実化と規定し、それを理論或いは科学、即ち現実の理念化から区別し<sup>36)</sup>、土地国有化論を前者の範疇に属すものと考えているから<sup>37)</sup>我々はこの点をのみ指摘しておく。従って、それは応用自然科学、応用倫理科学のいずれでもないが、応用倫理科学である社会経済学が与える理念を現実化すべき位置を占め、それ故に応用倫理科学に制約せられた応用倫理的な政策或いは技術と規定しうるものである。

我々は以上、「ワルラス経済思想体系」という概念規定の必要上科学論的に「ワルラス経済思想体系」を形成する純粋・応用・社会経済学及び経済体制論、更に土地国有化論の本質規定を与えた。かくて「ワルラス経済思想体系」とは、究極的には個々に相対的独立性を示しつつ、独自の専門的科学として存在しうる純粋・応用・社会経済学を統一綜合した経済体制論に結実すると同時に、更にその現実化の方策をも部分的に含んだ思想体系と規定しうる。更に我々がそれを経済思想体系という意味も、それを構成する各々が何んらかの意味で社会的富に関連するが故に理解しうるかと考える。従って我々は次にかかる経済

36) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 11.

37) *ibid.* *Réalisation de l'idéal social.* (p. 265) に土地国有化論は含まれている。なお、L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 456. をも参照のこと。

思想的体系を根底で基礎づける立場、即ち我々の所謂「基礎的立場」の規定に進まねばならない。我々は最後に以上の点を図式化しておこう。



## II. L. ワルラス経済思想体系の基礎的立場について

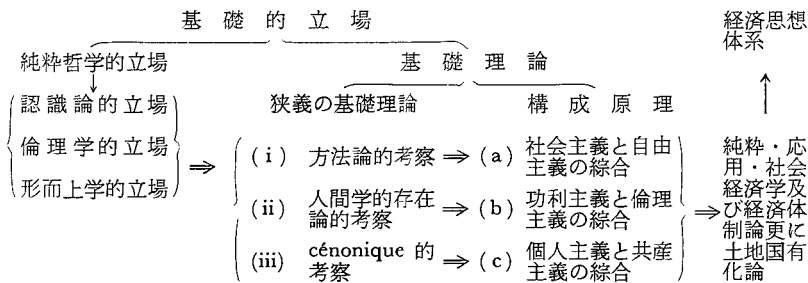
### 2. 1 「基礎的立場」の定義

「ワルラスの経済思想体系」は我々の所謂「基礎的立場」に基礎づけられ、その上に構築せられている。そして我々にかかる「基礎的立場」を(1)、純粋哲学的立場(2)狭義の基礎理論(3)、構成原理に区別し、それを一括した名称として定義する(1)は、従来の哲学的立場、即ち認識論的、倫理的、形而上学的立場への批判にもとづき、到達せられたワルラス自身の哲学的立場であり、従って認識論的、倫理的、形而上学的立場を包摂するものである。かかる立場を我々はワルラスに従い現代合理主義(rationalisme moderne)<sup>38)</sup>と名付ける。(2)は次の三つの領域に区分しうる。(i)理念と現実、更に理論或いは科学と、実践或いは政策(技術)の本質規定に立つての方法論的考察、(ii)人間存在に対する経済的生理的、倫理的心理的という二重の観点からの、いわば人間学的考察と、それに基いた Art, Science, Moeurs, Industrie 従って beau (美)、vrai (真理)、justice (正義)、intérêt (利害)という範疇及び基準の本質規定、更にこれら四者の調和性の論証を含んだいわば存在論的考察、(iii)国家と個人、秩序と正義、一般的社会的条件と特殊的人格的位置、権威と自由、平等と不平等という一連の対概念の本質規定と、それらに基き「社会の科学の一般原理」を確立する所謂 *cénonique* 的考察、即ち規範的で合理的性格を持つ社会学的考察がそれである。(3)もまた次の三つに分けうる。(a)社会主義と自由主義を総合する立場、(b)功利主義と倫理主義を総合する立場、(c)個人主義と共産主義を総合する立場、がそれである。各々の立場の二つの要因は当初対立的に把握されていたが、それらは、狭義の基礎理論を媒介し、所謂総合の方法の原理に立ち総合せられることになる。そして我々は狭義の基礎理論の(i)(ii)(iii)が各々構成原理の(a)(b)(c)に対応し、それらに論理的に先行することに注意せねばならない。

この様に我々の所謂「基礎的立場」は、(1)純粋哲学的立場、(2)狭義の基礎理論、(3)構成原理の全体を意味するが、これらのうち、(1)が究極的に(2)(3)を統一し基礎づける立場にあることはいうまでもない。特に(1)は、(2)(3)更に「ワルラス経済思想体系」が、それと矛盾的に成立しえぬ如き暗黙の前提という位置を占め、それ故かかる立場の考察は、暗黙の前提のいわば自覚化と規定しうるものである。我々はその

38) *ibid.* p. 89

際特に、ワルラスの純粋哲学的立場とカントの立場との近親性を指摘したい。最後に「ワルラス経済思想体系」即ち純粋経済学とそれを媒介包摂した応用・社会経済学及び経済体制論、更に土地国有化論の全体が、かかる「基礎的立場」によりならぬかの形で基礎づけられ、構築せられていることも指摘しておく。なお純粋経済学に対しては更に上述の(2)の(i)即ち方法論的考察を補うため、相互依存性の思想(これは単にワルラスのみでなくパレトにも共通するローザンヌ学派の本質的特徴を成す)<sup>39)</sup>に焦点をしばり、別個に考察する余地が残されることに注意されたい。我々は本論稿でここまで立ち入ることはできなかった。また上述の「基礎的立場」を我々は主として *Étude d'économie sociale* の研究から把握しえた。そこではかかる立場が明示的に表現せられてはいなかったが、我々が理解しえた限り、*Étude d'économie sociale* が含む社会経済学の具体的内容もまたかかる「基礎的立場」の上に成立しており、そこからかかる立場をワルラス経済思想の全体を基礎づけるものとの推論も成立しえたわけである。それ故純粋・応用経済学の本格的考察と共に、かかる立場自体が拡充補正せられる余地を含むかも知れぬことを指摘しておく。最後に上述の議論を図式的に整理しておく。



以下我々は、第1に純粋哲学的立場を、第2に狭義の基礎理論の内特に方法論的考察を、第3に構成原理の内特に社会主義と自由主義の総合を、狭義の基礎理論の方法論的考察との論理的対応関係に留意して考察し、最後に社会経済学、経済体制論の素描更に土地国有化論の概略についての論述に至りたい。

## 2. 2 ワルラス的方法についての注意<sup>40)</sup>

39) Firmin Oules, op. cit.

40) L. Wallras, *Étude d'économie sociale* p. 175~p. 177.

我々が指摘したかかる方法を、ワルラスは、*Étude d'économie sociale* 中の、論文、*Méthode de conciliation on de synthèse* で、自から詳細に規定し、これを、*méthode de synthèse* 或いは *méthode synthétique* と名付けている。

我々は最初に以下の考察でワルラスが使用する認識方法につき注意をうながしておきたい。ワルラスの方法はやがて明らかになる様に二重の構造を持つ。即ち、具体的現実から、分析的に、二重の観点に従い抽象的理念を抽出し、その後、再びかかる二重の観点を総合して、抽象的理念から再び具体的現実へ、だが今度は具体的現実の理念に到達するという構造を持つ。当初の具体的現実にあつては、二重の観点から把えられた抽象的契機は、互いに矛盾対立的な状態に置かれていたが、総合された後の具体的現実の理念においては、これらの矛盾対立的な契機はその積極的側面のみ残した形で調和的な契機として一つの同一性の中に位置づけられることになる。例えば功利主義と倫理主義の総合といった場合、総合された立場の中で統一せられている二つの契機としての功利主義、倫理主義は、もはや当初対立的に把えられた功利主義、倫理主義でなく、全く変質した意味を与えらるることに、注意せねばならない。従つてかかる方法はやはりある意味で弁証法的構造を持つと考える。その意味でワルラスは単なる形式論理的立場を超越した立場に立つといふ。但し、ワルラスは矛盾対立する契機の動的展開が如何なる状態に止揚されるかといった側面に興味を集中せず、かえつて、いわば止揚された後の状態に着目し、その状態の調和的同一性の指摘を重視したものと考えられる。

### III. L. ワルラスの純粹哲学的立場—現代合理主義について

#### 3. 1 序 説

我々は以下 L. ワルラスの純粹哲学的立場を 1、認識論的立場 2、倫理学的立場 3、形而上学的立場の三つに区別し、考察する。

1は、経験主義 (empirisme) と理念主義 (idéalisme)、唯物主義 (matérialisme) と精神主義 (spiritualisme) の区別に立ち、これらの組み合わせから成立する唯物主義的経験主義、精神主義的経験主義、唯物主義的理念主義、精神主義的理念主義の権利根拠を問うことにより、ワルラスの認識論的立場を論じるものである。

2は、唯物主義的功利主義 (utilitarianisme) 的倫理学、精神主義的倫理主義 (moralisme) 的倫理学の立場を明かにし、それを二つの観点より批判するワルラスの倫理学上の立場を論じるものである。

3は、ワルラスの所謂現代合理主義がその内に包摂する理念主義の立場から理論理性により思惟 (concevoir) せられた形而上的存在の意義を論じ、更に理性の實踐的使用の立場へ転移し、かかる思惟せられた形而上的存在の客観的實在性を論じつつカントと共に従来

の独断的形而上学を退け、新しい立場からの形而上学の可能性に言及するものである。

ところで1、2、3は特に狭義の基礎理論としての方法論的考察、更に構成原理としての社会主義と自由主義の総合を根本から基礎づけるものと考ええ、2は特に狭義の基礎理論に属する人間学的存在論的考察及び *cénonique* 的考察、更に構成原理に属する功利主義と倫理主義の総合、個人主義と共産主義の総合を根本から基礎づけるものと考えうる。勿論1、2、3はかかる狭義の基礎理論及び構成原理のすべてに何んらかの意味で関連を持ち、更にかかる関連を介し「ワルラス経済思想体系」全体に対し基礎的意義を持つものではある。特に第2部での所有論、経済体制論の素描及び土地国有化論の概要の論述に際して、我々は、より具体的に正義、利害、秩序の内的連関、従って、倫理主義、功利主義、個人主義、共産主義、更には社会主義、自由主義の内的連関に論及しつつ純粹哲学的立場とそれらの関連につき考察したい。

### 3. 2 現代合理主義の認識論的立場

#### 3. 2. 1 理念主義、唯物主義、精神主義、経験主義の定義について

我々には三つの認識対象 (*objets de connaissance*) が、より正確には三つの局面のもとで把えられた唯一の対象が、即ち物理的存在 (*être physique*) 倫理的存在 (*être morale*)、形而上的存在 (*être métaphysique*)、換言すれば自然、人間、神が存在する。更に三つの認識器官 (*instrument de connaissance*)、即ち外的経験 (*expérience externe*)、内的経験 (*expérience interne*)、合理的抽象 (*abstraction rationnel*)、換言すれば感覚 (*sens*)、意識 (*conscience*)、理性 (*raison*) が存在する。ワルラスは、ここで我々は本来三つの認識対象を各々三つの認識器官に対応させ、それぞれを区別し独立させて考察せねばならない。即ち物理的存在には外的経験即ち感覚を、倫理的存在には内的経験即ち意識を、形而上的存在には合理的抽象即ち理性を対応させねばならない<sup>41)</sup>、と論じる。その際ワルラスは三つの認識器官として感覚・意識・理性をあげるが、我々は前二者を、想像力、悟性的能力、判断力、理性的能力就中推理作用を介し各々の結論に導かれるべき直観の多様を与える器官と解釈すべきであり、後者を前二者の与える直観内容が想像力、悟性的能力、判断力の働きを介し、悟性的概念にまで高められた時、かかる悟性的概念をより高次の立場から統一すべく、その思惟の能力を使用し、間接的に形而上的存在を演繹しうる人間知性の能力、ワルラス的に言えば合理的抽象の能力と解釈すべきである。更にワルラスは形而上的存在

41) *ibid.* p. 75.



を直ちに神と考えるが、我々はこの超感性的存在と置き換える。もとより理論理性の要求は、究極的には神に至るが、我々はむしろ形而上的存在を一般的に超感性的存在と解釈する。ところでワルラスによれば、既存の哲学体系は上述の認識対象と認識器官の区別と対応を理解しえず、三つの認識対象を唯一つの器官により認識しようと考え、誤りに陥った<sup>42)</sup>。我々は、だが、かかる哲学体系の批判に立ち入る前に理念主義、唯物主義、精神主義、経験主義についての定義を与えねばならない。

唯物主義とは感覚的表象 (*témoignage de sens*) 即ち、外的経験を介し、自然を認識し (*connaître*)、そこに止まらず、更にそこから人間及び神の認識 (*connaissance*) までも演繹する立場、即ち、感覚の哲学と規定せられる。それは視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚といった所謂五感により外的現象 (*phénomènes extérieur*) を知覚し (*percevoir*)、更にかかる外的現象を、それが物体 (*corps*) 或いは物質 (*matière*) と名づける外的客体 (*objets extérieurs*) に<sup>43)</sup>、要するに実体に関係させる。

精神主義とは意識表象 (*témoignage de la conscience*) 即ち、内的経験を介し人間を認識し (*connaître*) そこに止まらず、更にそこから自然や神の認識 (*connaissance*) までも演繹する立場即ち意識の哲学と規定せられる。それは自己の内面に分け入り欲びや苦悩、思考及び意志活動という内的現象 (*phénomènes intérieures*) を知覚し、更に内的現象をそれが魂 (*âme*) 或いは精神 (*esprit*) と名づける内的主体 (*subject intime*) に<sup>44)</sup>、要するに実体に関係させる。

理念主義とは理性の働きを介し、形而上的存在を思惟し (*concevoir*)、そこに止まらず、かかる思惟せられた形而上的存在より、物理的及び倫理的世界の認識 (*connaissance*) までも演繹する立場と規定せられ、これには更に唯物主義的理念主義、精神主義的理念主義の二つがあるとせられる<sup>45)</sup>。

経験主義とは感覚的表象或いは意識的表象、要するに経験的表象に絶対的に依拠し、それから、物理的世界や倫理的世界の認識 (*connaissance*) を構成する立場と規定せられ、これには更に唯物主義的経験主義、精神主義的経験主義が存在するとせられる<sup>46)</sup>。従って

42) *ibid.* p. 75.

43) *ibid.* p. 75~p. 76.

44) *ibid.* p. 75~p. 76.

45) *ibid.* p. 75.

46) *ibid.* p. 90.

経験主義は形而上的存在への何んらかの発言をその本質より、当初から断念すべきであるが、それは往々自己の立場を越え、形而上的存在への発言を試みることもある。

### 3.2.2 ワルラスの認識論的立場

ワルラスは理念主義の権利を理性を介しての形而上的或いは超感性的存在に対する思惟 (*concevoir*) にのみ限定する<sup>47)</sup>。従ってかかる思惟せられた形而上的存在から、唯物主義的理念主義の如く自然即ち物理的世界の認識を試みることに、更に精神主義的理念主義の如く人間即ち倫理的世界の認識を試みることは、立場上の越権を侵すことになると考えられ、従ってかかる越権を侵さぬ限りでワルラスは理念主義を肯定する。

ワルラスは逆に経験主義の権利を唯物主義的经验主義に関しては、自然即ち物理的世界の認識に、精神主義的经验主義に関しては人間即ち倫理的世界の認識に限定する<sup>48)</sup>。従って唯物主義的经验主義の如く自然認識のみでなく、それから飛躍して人間認識への言及を試みることに、更に精神主義的经验主義の如く人間認識のみでなくそれから飛躍して自然認識への言及を試みることは、それぞれ立場上の越権とみなされる。この点がまず第1に批判せられねばならない。更に第2に批判せらるべきことは唯物主義、精神主義についての考察が示す如く本質上経験主義たるべきこれら二つの立場がともに形而上的存在或いは実体への発言を試みることである。即ち、唯物主義換言すれば唯物主義経験主義は物体或いは物質を、精神主義換言すれば精神主義的经验主義は、魂或いは精神をかかると考える。そしてかかる越権は、もとより、ワルラスにより批判せられ、かくてかかる経験主義は二つの点から批判せられる事になる。但しこれらの立場の形而上的存在への発言の仕方は、内的外的経験即ち認識から、形而上的存在即ち実体へという方向をとるから、その点で唯物主義的・精神主義的理念主義のそれとは区別せられねばならない。理念主義は直接的に形而上的存在を思惟し、更にかかる思惟されたものから経験即ち認識へという方向をとるものである。

以上の考察から明らかな如くワルラスの認識論的立場とは、外的経験即ち感覚表象、内的経験即ち意識表象を介し、物理的世界及び倫理的世界を認識し (*connaitre*)、形而上的存在への発言を専ら理性的能力である思惟 (*concevoir*) に限るものである。換言すれば、唯物主義的经验主義の権利を物理的世界即ち自然の認識に、精神主義的经验主義の権利を

47) *ibid.* p. 75.

48) *ibid.* p. 75.

倫理的世界、即ち人間の認識に、唯物主義的理念主義、精神主義的理念主義の権利を形而上的存在への思惟の可能に限定するものである。この様な意味でワルラスの認識論的立場は理念主義と経験主義を融合 (conciliation) する立場と規定しうる<sup>49)</sup>。従って経験主義及び理念主義は各々の固有の権利の限界内でかかる立場に包摂せられ位置づけられることになる。

だが、我々がかかると融合の意味を次の二点から、より深く解釈する必要がある。一つはワルラス的認識論の立場が「経験」というものをどの様に規定するかに関係し、他の一つは *connaître* (認識すること) と *concevoir* (思惟すること) という二つの概念の相違に関係する。我々は認識論的考察で前者を取り上げ、その際ワルラスの立場とカントの認識批判との近親性を指摘し、後者を形而上学的考察で取り上げることにする。

### 3.2.3 ワルラス的認識論における経験概念及びその認識批判

カントの純粹理性批判以来次の事は既に証明済みであると、ワルラスは論じる<sup>50)</sup>。即ち我々の感覚はある程度までは、感覚された客体を表わすが、ある程度までは感覚する主観を触発する (*affectif*) ものであること、換言すれば、物質の特性についてのすべての感覚は一部は事物の性質によるが、一部は視覚や触覚等の我々のすべての感覚による構成 (*constitute*) に基くことがそれである。従って感覚表象が完全に感覚された客体を表わすと考え、そこにおける感覚する主観を純粹に触発する (*affectif*) という側面の存在を無視するならば、感覚する主観にその根拠を持つ要因を感覚された客体に一方的に帰するという誤りを侵すことになる。経験主義的唯物主義は感覚表象の絶対的価値を信頼し、主観を客体化することにより、逆に経験主義的精神主義は意識表象の絶対的価値を信頼し客体を主観化することにより、かかる誤りに陥った。いずれの立場も一種の錯誤、憶断、妄想に陥る可能性を含む。それ故我々は物理的現象の現実という観点から、感覚的経験即ち外的経験の諸結果に対して、倫理的現象の現実という観点から意識的経験即ち内的経験の諸結果に対して批判 (*critique*) を成さねばならない。だがかかる批判の為には経験の絶対的要素と相対的要素 (*les éléments relatifs et les élément absolu de l'expérience*) とを区別せねばならず、かかる区別は現代合理主義の認識論的立場を本質的に特徴づけている<sup>51)</sup>。

ところでかかる考え方はワルラスによる現代合理主義の認識論的側面へのより深い規定

49) *ibid.* p. 75.

50) L. Walras, *Étude d'économie sociale.* p. 88~p. 89.

51) *ibid.* p. 88~p. 89.

と考える。我々はこの際ワルラスの所謂批判と「経験の絶対的要素及び相対的要素」とを注意深く解釈せねばならない。

「経験の絶対的要素と相対的要素」につき解釈するとき、我々はまず「経験の」と限定せられていることに注意せねばならない。ワルラスは直観の多様の想像力を媒介とした第1次的統一である内的外的知覚を、更に、判断力を介し、悟性的範疇に連絡づけることからえられた範疇的に統一された直観、即ち経験を、端的に問題としているからである。従って我々は、絶対的要素をアプリアリな直観形式、即ち時間空間、悟性的範疇を意味するのみでなく、より根本的には、直観の多様を想像力を介し知覚にまで統一し、更に判断力の媒介によりこれと悟性的範疇を、連絡づける思考作用そのもの、即ち純粹統覚或いは意識一般の統一作用を意味するものと解釈せねばならない。そして相対的要素をアポステリアリな直観内容、即ち、経験の内容的側面を指すと解釈すればよい。ところで我々はかかる解釈の一つの根拠をワルラスの次の如き表現に求めうる。即ち、我々の外的知覚は感覚の働きに由来する感覚された対象の外に、感覚する主観を触発するという要因を含むが、更にこれらの知覚に対し、想像力により与えられる統一性、換言すれば客観的で絶対的な要因が存在する、それ故かかる要因のみ残すべく、これらの知覚から削除せねばならぬ主観的で相対的な要因も存在する<sup>52)</sup>、が、それである。かかる表現で、まず直観の形式が絶対的要素として指摘され、次に想像力による知覚の統一作用そのものが絶対的要素として指摘せられていることが分る。ワルラスはここで想像力という表現を使用するにすぎぬが、我々はこれを純粹統覚と解釈し、統一作用をむしろ純粹統覚の統一作用と考え得るし、更にかかる統一作用を認識の客観性に関連づけ得る。そしてかかる客観性ということが、広く絶対的要素という時の絶対性のもう一つの意味を与えるものである。換言すれば、純粹統覚或いは意識一般の統一作用を含む先験性、そしてかかる統一作用の単に個々の認識主観を越えた超越性が保証する客観性、この二つが、経験の絶対的要素なのである。更に、このことから我々はかかる純粹統覚を現象を統一する働きとして、能動的構成的契機として、従って自発性として扱えねばならない。このことは更に形而上学的考察において、示す如き絶対性のより根源的な意味を与えるであろう。純粹統覚従って広く悟性のかかる能動的構成的自発的な統一作用が同時に現象の統一を、従って経験を産出するものであり（勿論経験の内容を産出するのではなくそれは悟性にとり与えられたものであ

52) L. Walras, Étude d'économie politique appliquée p. 492.

る)、認識の対象の成立とかかる働きそのものは二重の契機として本来分離しえぬものである。

ところで以上の考察とワルラスに明示的に純粹理性批判への言及の存在することから、我々が現代合理主義の認識論的側面とカントの認識批判における立場との近親性を指摘することには、さしたる論理上の飛躍はないと考える。従って我々はワルラスの所謂批判を単純に常識的に解釈すべきでなく、批判哲学の所謂批判と即ち認識の権利、根拠を問うという意味での批判と解釈すべきである。そしてワルラスはかかる批判の焦点を経験主義的唯物主義については、それが感覚表象の絶対的価値を信頼し、主観を客体化したことに、逆に経験主義的精神主義については、それが、意識表象の絶対的価値を信頼し、客体を主観化したことに<sup>53)</sup>求める。換言すれば、前者については、感覚表象を直ちに客体と同一視することにより、それが主観の側からの作用、即ち、この場合は、それ自体形式と内容の統一である直観の多様の、想像力を媒介した外的知覚への統一化の側面を、無視している点が批判せられ、逆に後者については、意識表象が感覚表象同様、主観の側からの作用を含むこと、それ自体形式と内容の統一である直観の多様の想像力を媒介とした内的知覚への統一化の側面を含むことを無視し、このことから、内容が本来主観に対して所与的であることをみすごし、客体即ち所与的である意識表象の内容的側面を、直ちに主観に還元する点が批判せられることになる。更に前者は感覚表象の奥に、但しその外部に、それを触発する如き物自体、この場合には物質の存在を想定し、その存在を論証しうる、間接的に認識しうると考え、形而上的存在の認識を肯定するにいたる。そしてここから考えるとき、主観の客体化とは感覚表象という客体を更に外部から触発する物質に還元し、全く内部からの主観の作用を無視し外部へと一方的に向う事を意味することになる。逆に後者は意識表象の奥に、但しその内部に啓示的なる物自体この場合には魂或いは精神の存在を想定し、その存在を論証しうる、間接的に認識しうると考え、形而上的存在の認識を肯定するに至る。そしてここから考えるとき、客体の主観化とは意識表象という客体を、更に内部から啓示する魂に還元し、全く外部からの客体の所与性を無視し、内部へと一方的に向う事を意味することになる。

以上において我々は経験主義的唯物主義及び精神主義の誤謬を批判しえたが、次に理念主義的唯物主義及び精神主義の批判をなさねばならない。この際注意すべきことは、経験

53) L. Wlaras, Étude d'économie sociale p. 88~p. 89.

主義ではそれがその立場から飛躍し独断的形而上学に陥った点が批判せられたに反し、理念主義ではそれが逆に形而上学的立場から、独断的科学を作り上げた点が批判せられることである。精神主義的経験主義は、意識表象が本来内的経験であることを無視し、内的観察を介し、人間の経験的認識を行うに止まらず、その奥に、但しその内部に魂の如き実体を規定した。従ってその方向は経験から経験を越えるものへという方向である。逆に精神主義的理念主義は内に向って経験を越えるものの、アプリオリな存在の論証或いは間接的認識から、経験へという方向をとる。他方唯物主義的経験主義は感覚表象が本来外的経験であることを無視し、外的経験の観察を介し、自然の経験的認識を行うに止まらず、その奥に但しその外部に物質の如き実体を想定した。従ってその方向も経験から経験を越えるものへという方向である。逆に唯物主義的理念主義は外に向って経験を越えるものの、アプリオリな存在の論証或いは間接的認識から、経験へという方向をとる。しかしながらこの様に方向を異にするとはいえ両者はともに、精神主義では客体の主観化、即ち客体由来するものを一方的に主観に還元する、唯物主義では主観の客体化、即ち主観由来するものを一方的に客体に還元する、という誤謬を侵すものである。経験主義にとりそれが如何なる意味であったかにつき、我々は既に指摘したから、次に理念主義にとりそれが如何なる意味であるかを説明せねばならない。

経験主義の場合、我々は主観を純粹統覚の統一作用、客体を経験の内容的側面と規定し、更に主観そのものを実体即ち魂、客体そのものを実体即ち物質に還元したが、理念主義にとっての主観、客体とは、ともに理性により思惟せられたものを意味し、主観とは内に向って経験を越えるもの、客体とは外に向って経験を越えるもの、と解釈すべきである。従ってこの場合客体の主観化とは、内に向って経験を越えるものから内的外的経験を一切認識しようとする誤謬、主観の客体化とは外に向って経験を越えるものから、内的対外的経験を一切演繹しようとする誤謬と規定しうるのであろう。

ところで、「経験の絶対的要素と相対的要素」とへの洞察にもとづくワルラスの認識論的立場は、かかる経験主義的、理念主義的な唯物主義、精神主義の陥った独断的形而上学或いは科学とは相入れぬ立場である。ワルラスは、自からの立場が、Lockeの原理との一致を示すばかりか、より適切には Leibnitzの次の表現、即ち「精神の中には経験から来ない何もものない。たとえ、精神自体は経験でないとしても」に合致すると考える<sup>54)</sup>。か

54) *ibid.* p. 114.

かる Leibnitz の表現は、この表現に限るとき、カントの「あらゆる我々の認識は経験と共に (mit der Erfahrung) 始まるにせよ、だからといって我々の認識はことごとく経験から (aus der Erfahrung) 生ずるものではない。」と同義であり、かくて我々はワルラスの認識論的立場をかかるカントの立場により最も適確に把え得ると考えるのである。

### 3.2.4 L. ワルラスの認識論における経験主義と理念主義と総合

我々は最後にかかる経験概念の考察を媒介として、ワルラス的認識論における経験主義と理念主義の総合の意味をより深く解釈せねばならない。

かかる立場は、上述より明らかな如く、主観の作用、即ち純粹統覚或いは意識一般、従ってより広く悟性的能力の統一作用の肯定により主観の客体化を否定し、客体即ち経験の内容的側面の所与性の肯定により、客体の主観化を否定せるものであった。それ故に我々はまず、かかる立場が、経験主義の積極的側面を、経験の内容的側面との関連で包摂することを理解しうる。この際注意すべきことは、このように包摂せられた経験主義とは、単に従来生のままの経験主義とは異なることである。所謂経験主義にとり、経験とは哲学的反省の余地なき絶対的条件であったが、現代合理主義の認識論的立場は、逆に経験に関する深い哲学的反省を必要としたし、その際、経験を形式と内容に分ち、両者の統一として把えなおし、更に経験の内容的側面の所与性の指摘を介し、所謂経験主義の主張の肯定的側面を包摂した。だが、経験の形式的側面の肯定、即ち悟性的能力の統一作用の先験性と超越性の指摘は、逆に経験主義の主張とは異質的であり、理念主義の主張の肯定的側面、即ち理論理性のアプリオリな認識能力の肯定と近親性を示すものである。我々はここで理論理性という概念を、広義のそれ、即ち悟性的能力を含めたものと、狭義のそれ、即ち、悟性的能力とは区別せられたもの、とに分ちたい。そして現代合理主義の認識論的立場は狭義の理論理性の能力を次の如く規定する。即ち、狭義の理論理性は、悟性的概念としての経験的諸命題に、その固有の能力としての思惟の能力、就中推理作用を介し、高次の統一を与えるが、かかる理性による高次の統一作用を肯定すること、但しかかる高次の統一作用が与える理性的概念 (conception) 或いは理念は、悟性的概念と区別せらるべき特徴として、完全、必然、絶対等の属性を持つものであり<sup>55)</sup>、それ故かかる理性的概念は理論理性の立場からは、構成原理としての意義を持ちえず 統制原理としての意義を持ちう

55) ibid. p. 114. 悟性的能力と理性的能力の違いについては、ワルラスの、倫理的観点からの人間分析中、特に、人間知性の分析を参照されたい、p. 110～p. 114.

るにすぎぬこと、従って理論理性はかかる完全、必然、絶対等の属性を持つ理念を、単に思惟しうるにすぎないこと、がそれである。この様にワルラス的認識論では所謂理念主義がかかかる限られた意味で肯定せられている。我々はここで、狭義の理論理性についてののみ論及したが、所謂理念主義の理性的能力とは、広義の理論理性と解釈しうるものである。それ故、悟性的能力の先験性と超越性、及び狭義の理論理性の上述の如き思惟可能性の肯定により、現代合理主義の認識論的立場は、所謂理念主義の主張の肯定的側面をその内部に包摂することになる。その時にも包摂せられた理念主義は生のままの理念主義でないことに注意する必要がある。

それでは現代合理主義の認識論的立場が、その立場の枠内で肯定する形而上的存在或いは超感性的存在は、如何なる積極的意義を持ちうるか。上述ではその意義は単に統制原理として把握せられたにすぎなかったが故に、我々は次にかかる問題に答えざるを得ない。だがこれに答える為には単なる認識論の領域を越えた形而上学的考察に我々は移らざるをえないであろう。

### 3. 3 現代合理主義の倫理的立場

我々は、ワルラスの倫理的立場を、唯物主義、功利主義及び精神主義、倫理主義の倫理的立場との比較に立ち、抽象的に考察する。

唯物主義、精神主義という名称は、認識論的、形而上学的立場を示す為に使用せられるが、この同一の立場が、倫理的には、功利主義、倫理主義と規定せられることを最初に注意しておく。

唯物主義とは、感覚表象を介し、自然の認識を行うのみでなく、そこから人間の認識、従って倫理的な発言を、更に形而上的存在の認識、従って形而上学的な発言をも試るものであった。それは感覚表象の奥にあり、それを人間の感覚に触発する物自体の如きを想定し、それを物質と名付け、更に実体と考えた。従ってその立場からの人間理解、更に倫理学上の発言は、以下考察する功利主義的のものにならざるをえない。

即ち唯物主義にとり、人間とは諸々の器官 (organe) を備えた物体或いは肉体であり、それはそれらの器官の不可避で抗しがたい欲求の圧力に支配せられ、その満足を求め機能する。<sup>56)</sup>従って唯物主義にとり、正義 (justice) 或いは不正 (injustice)、善 (biens) 或いは悪 (mal) とは感覚的感動 (sensation) 以外の何ものでもなく、善とは快き (agréable) こと、

56) *ibid.* p. 79.



悪とは不快なる (desagréable) ことであり、従って善は快楽 (plaisir) に、悪は苦痛 (douleur) に還元せられる。かくて人間の行動の唯一の原理は快楽を求め、苦痛を避けることに帰結せられる。そして、この立場の個人倫理の本質はかかる原理に立脚する。この様に、各個人が、彼に固有の快楽或いは利益を追及する権利を持ち、倫理的秩序や正義に関する如何なる観念も彼を阻止してはならず、従って個人へ尊敬、愛、同情等はそれ自体無価値と考えられるが故に、その合成果である、各個人の相互的關係、社会關係は、当然敵対的たらざるをえなくなる。かかる立場からは、闘争が自然的状態であり、それ故にまた最強の者に理があり、力のみが唯一の権利、絶対的権力こそが、平和の原理、秀れて合理的なるものと考えられる。ここにこの立場の社会倫理の本質が見い出される<sup>57)</sup>。

精神主義とは意識表象を介し人間の認識、更に形而上学的発言をも企てるものであった。それは意識表象の奥に、それを広い意味で触発する如き実体の存在を想定し、それを魂或いは精神と名づけた。この様に精神主義にとり、人間とは諸々の精神的な能力、即ち、知性、感受性、意志を授けられた魂或いは精神であり、それは究極的には、自覚的で自由な合理的意志に統一され、その支配勝利を求めて活動すべきものとなる<sup>58)</sup>。肉体の諸々の欲望或いは必要は、精神的な能力としての合理的な意志に反する場合には、如何なる倫理的価値をも持たぬことと考えられる。それ故唯一の善、唯一の悪はかかる合理的な意志の働きに関係づけられ、かかる意志が諸々の肉体的欲望を支配するとき善であるが、それに服従、従属するとき悪となる。合理的な意志のかかる勝利が、即ち善、倫理性 (moralité)、徳 (vertu) であり、敗北が即ち悪、非倫理性、悪徳 (vice) である。従って人間の行動の原理は、悪徳を避け、徳性を高めることに帰結せられ、人間は一切の福利 (bien-être) 及び富への専心、利害の結合への加入、即ち利害の連帯を放棄せねばならない。そしてこの立場の個人倫理の本質はかかる原理に立脚する。内容的にはそれは禁欲主義的性格を持つといえよう。かくてすべての個人の倫理的運命は、相互に独立的となり、孤立 (isolement) 或いは孤独 (solitude) が自然の状態となり、それ故に個人相互の關係、社会關係の原理は、孤立的な個人の自発的な他者への愛、即ち隣人愛 (amour de soi)、従って慈善、献身等と考えられることになる。これは Christianisme の立場に近接するが、ここにこの立場の社会倫理の本質が見い出される<sup>59)</sup>。

57) *ibid.* p. 79~p. 80.

58) *ibid.* p. 79.

59) *ibid.* p. 80~p. 81.

ところでワルラスは、上述の立場に対し次の二点につき批判する。

1. 両者の立場から一応個人倫理と社会倫理の内容を導出しようが、そこでの社会倫理とは、要するに個人倫理から演繹しよう如き、或いはそれに還元しよう如き性質を持ち、独自の意義を持たぬこと、がまず批判せられる。そしてこのことは結局両者の立場が、個人と社会（或いは国家）に対する或いは両者の関係に対する本質的洞察の上で誤れる立場に立つことにもとづく<sup>60)</sup>。両者にとり、社会（或いは国家）とは個人の意志のもとにあるもの、人的事実であり、個人の意志を超越した自然的必然的な事実とは考えられていないからである。両者にとり社会（或いは国家）とは個人の自発的な創造によるもの、従って社会契約説の説く如き、個人の意志的自由に従属する人的事実なのである。それ故功利主義は、かかる人為的結社としての社会を、その倫理的立場から、利害を求めての結合、即ち、利害的連帯のみに還元し、倫理主義はその所謂正義を求めての結合、即ち、隣人愛を根本原理とする隣人愛的連帯のみに還元する。社会（或いは国家）とは人間が自由に創造しえ、かつ解消しようものであるから、ここには、言葉の真の意味の社会倫理は存在しえず、個人倫理のみが存在しうることになる。

それに対しワルラスは個人と国家への本質的洞察を次の如く与える。即ち個人なくして社会（或いは国家）はなく、逆に社会（或いは国家）なくして個人はない。社会（或いは国家）の中における個人、これのみ唯一の現実である、個人なしに社会（或いは国家）を、社会（或いは国家）なしに個人を考えることを許すのは抽象のみである<sup>61)</sup>がそれである。そしてワルラスは社会（或いは国家）を人間の意志の働きを超越した自然的必然的事実<sup>62)</sup>と考える自己の立場を提示しかかる立場からのみ、真の意味で個人倫理と社会倫理の区別、及び統一が導出せられると考える。

即ち、人間の熟慮、決断を介しての行動は、全く個人的に彼固有の意志的活動に基きなされうる領域と、彼の意志がそこで働く社会的条件、環境に制約せられ、一種の社会的集団の意志に基きなされうる領域との二重の領域を持つ。換言すれば、人間の行為は、全く個人的に彼の人格性に、従って個人的意志にのみ還元しうる領域と、彼がその成員である

60) この点については、ibid. Sixième Leçon, De l'individu et de l'État p. 150～p. 151 を参照されたい。また、ibid. p. 89～p. 90 をも参照されたい。ここでワルラスは精神主義、倫理主義の倫理学上の立場につき批判している。

61) ibid. p. 91.

62) ibid. p. 147 の Sixième Leçon の Résumé に、この点ははっきり主張されている。

集団の意志に還元しうる領域との二重の領域を持ち、それ故に、人間は自己の行為の全結果に対し全く個人的に責任を負う領域と、集団的に連帯して責任を負う領域との二重の領域を持つこととなる。ここに個人的行為の全結果に個人的に責任を負う個人倫理と、集団の行為の全結果に集団的に連帯して責任を負う社会倫理とが、二重的に存在することが明かにせられる<sup>63)</sup>。このことは、個人的主導権に属する活動領域とその活動成果及びその享受、社会的主導権に属する活動領域とその活動成果及びその享受という、二重的区別を前提し、それ故個人倫理は前者に、社会倫理は後者に対応するものと考えうる<sup>64)</sup>。

我々は以上において二重の領域という表現を使用した。二重という語は同一の具体的現実を、二つの観点から別々に抽象して把え、後にそれらを総合し再び具体的現実、今度は概念的に帰るという方法を示唆する言葉である。従って人間の行動は個人的であると同時に社会的であるという二重の観点から把え得、そのいずれか一方からでは、単なる抽象にすぎない。即ち、個人的主導権に属する活動領域、その活動成果、成果の享受と社会的主導権に属する活動領域、その活動成果、成果の享受、それ故個人倫理と社会倫理とは、あくまで区別せられねばならないが、これはまた他面あくまでも、分析的に人間の行動の本質規定を与えるべく区別せられたものであり、例えば、個人的主導権に属する活動、活動成果、その享受でさえ、それが人間の行動である限り、社会的性質を持ち、社会の主導権に属する活動、活動成果、その享受と重り合い、社会倫理との関連を惹起し、逆に社会的主導権に属する活動、活動成果、その享受でさえ、個人的性質を持ち、個人の主導権に属する活動、活動成果、その享受と重り合い個人倫理との関連を惹起することに、注意せねばならない。勿論いずれか一方からの把握が具体的現実の概念たること、即ち人間の行動が純粹に個人的或いは社会的である場合も、例外的には存在するであろうが、しかしこの場合も、二重の観点からの認識方法の特殊の事例としてそれに包摂しうるが故に、二重の観点からの方法は、より一般的なるものと考えうる。しかし我々はこの様に論じたからといって、いずれか一方からの抽象を優越させて人間の行動の特徴づけを成しうることを否定するのではない。

要するにワルラスは、上述の二つの立場のかかる個人と社会とへの本質的洞察の欠除を

63) *ibid.* p. 90 の叙述と比較されたい。

64) かかる区別とその意味については、大阪府立大学経済研究、拙稿「L. ワルラスの社会経済学(3)」(第51号、昭和42年12月) p. 46~p. 50 及び p. 56~p. 58 を参照されたい。

その根本的欠陥と考え、それらを社会的絶対的個人主義 (individualisme absolu, sociale) と名付け自己の立場から区別する<sup>65)</sup>。尚、明示的には考察しなかったが、ワルラスの立場は、社会的絶対的個人主義の対極に位置するいわば社会的絶対的共産主義の倫理観をも同時に否定するものである。それは社会（或いは国家）の中に個人を完全に還元し、個人を社会或いは国家の単なる要素と考え、その主体性を剥奪する立場である<sup>66)</sup>。そこでも個人と社会（或いは国家）への正しい本質的洞察は見出し得ないからである。

我々は以上極めて抽象的に、ワルラスの倫理的立場を、個人倫理と社会倫理の区別と統一に立ち考察した。だがワルラスの倫理的立場の特徴は以上につきるものではない。

2. 我々が唯物主義的功利主義的な、また精神主義的倫理主義的な倫理学上の立場を考察するとき、それらの所謂正義、善、不正、悪は、内容的な規定に支配せられていることがわかる。即ち功利主義は、快楽と苦痛という感受性の次元で把えうる内容的なるものから、善悪の基準を導出し、従って快楽主義的立場に立つことになったし、倫理主義は、合理的で自由な意志による肉体的な諸々の欲求への支配という内容的規定に立ち、善悪の規範を導出し、従って禁欲主義的立場に立つことになった。しかもこれらの立場は、かかる基準に、歴史的社会的な制約を越えた普遍妥当性を要求する如きものであった。しかしワルラスの立場は端的には、善悪の基準に一切の内容的規定を与えず、形式的な規定を与えたにすぎぬと解釈しうるものである。ワルラスは内容そのもの、即ち特定の歴史的社会的な人間行動のもつ内容的側面は、歴史的社会的に制約せられるが故に普遍妥当性の要求を内容にまで及ぼすことは不可能であると強調する<sup>67)</sup>。しかし我々はワルラスのかかる発言から、彼の立場を単純に価値判断における相対主義的立場と考えるべきではない。何故ならば、ワルラスは同時に歴史的社会的に制約せられた人間行動を根底で支えるものを、合理的で自由な意志、即ち、実践理性、ワルラス的にいえば集団的理性<sup>68)</sup>の価値の判断に求めるからである。そして彼は歴史的社会的制約のもとでの、普遍妥当性をかかる集団的理性の価値の判断に与えている。一見矛盾の如く考へうる歴史的社会的制約下での普遍妥当性なる表現は、実は歴史的社会的制約を、内容と関連させ、普遍妥当性を形式と関連させ

65) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 56.

66) *ibid.* p. 422.

67) この点については、ワルラスの、倫理的・心理的観点からの人間分析、特に意志の分析を参照されたい、*ibid.* p. 115～p. 118.

68) *ibid.* p. 149.

るとき、矛盾なく解釈しうる。ではワルラス的倫理学における普遍妥当的なもの、即ち、形式は如何に規定せられるであろうか。ここで我々はまたもやワルラスの立場とカントの立場の近親性を思わざるをえない。即ちワルラスの提示する形式とは、カントの所謂定言的命令、「汝の意志の各率が、同時に普遍的立法の原理となる様に行動せよ」と端的に同一視しうると、我々は考えるからである。その根拠として、「理念主義者は倫理的人格としての自覚とに立ち、人間に課せられた歴史的社会的責任を、理性により理解し追求せんとすると同時に、存在への意識は、彼にくあなたの理念を現実化せよ」と呼びかけ、理性は更に「あなたは普遍的な理念を現実化する様に働け」と呼びかけるであろう」（傍点筆者）<sup>69)</sup>というワルラスの表現を我々は提示したい。かかるカントの定言的命令は、悟性の範疇が、直視の多様性を統一した如く、人間の実践的行為を根本で規定する根拠、実践理性の形式と考へうる。そしてその形式性の故に、歴史的社会的制約下にある内容との自由な結合の余地が開られえ、更に根本的には意志の自由従って自律を肯定しうる余地を開かれうるのである。もし内容的な基準が与えられるならば、人間の意志は自己の行為の基準を、自己以外のものに求めざるをえず、意志の自律は否定せられ、それに他律がとって代ることになる。そしてワルラスにおける意志の属性としての自由従って自発性の強調を考へるとき<sup>70)</sup>、それと矛盾せぬためにも我々はいかかか解釈をとらざるをえないのである。従って意志の自律と自由が保証せられ、定言的命令に従い行為した結果が、内容的に功利主義的快樂、倫理主義的禁欲をもたらしうることを、ワルラスの立場は否定するものではない。我々は後に彼の所謂正義と秩序、更に利害の総合的統一を、そしてその具体化である応用・社会経済学、経済体制論を考察するとき、極めて形式的範疇的に捉えられたかかる統一に、ワルラスが如何なる具体的内容を与えているかを理解しうるし、更にそこで功利主義的快樂、精神主義的禁欲が処を得て位置づけられていることを知るであろう。もとよりそれらが善、正義たりうるのは、それらが、根本的には定言的命令という形式により、真の規定の根拠を与えられているからであることに注意すべきではある。

それはともかくとして我々は次にワルラスの与える意志の自由と自律が如何なる意味を持つかを立ち入って考察せねばならない。ワルラスは意志の自律従って自由を肯定すると

69) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 495.

70) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 115～p. 118 人間の意志の分析参照のこと。

同時に、他方かかる意志を合理的と、即ち理性にその方向を与えられた意志と<sup>71)</sup>、従って実践理性と考える。合理的ということの根拠は、意志が決断に際し、まず何よりも定言的の命令「汝の意志の格率が同時に普遍的立法の原理となる如く行為せよ」により規定せられることに求めうる。これが根本的に重要である。格率とは、個々人の主観的な行為の基準であるが、その基準が単に主観的でなく客観性を持ちうるには、それが同時に普遍的立法の基準ともなりうるという確信のもとに、個々人が行為に際し決断することをこの命令は要求している。更にそれは単なる要求に止まらず、命令としての権威を持つものである。それ故ここでは、個々人の主観的な意志的決断が同時に客観的な普遍妥当性を持ちうる如きものであり、その意味で個々人の意志の自律従って自由とは、それ自身立法的のもの、立法として如何なる外的に与えられた基準にも従属せぬ威力を持つものでなければならない。だが、かかる形式的な命令に従いなされた行為が、真にかかる命令に合致したものであることを、果して、何により判断するのか、という問題を、我々は一方で否定することは出来ぬであろう。個人的な意志的決断が、如何に定言的の命令を充すと考えられても、その判断が、結局はかかる当の個人によりなされる以上、かかる個人の意志的決断を絶対的に肯定することはできるであろうか。ここでかかる形式的規定を更に具体化し、その様に具体化或いは内容を与えられた基準により、逆に意表的決断を行った個人に迫り、当の個人の決断が、真に定言的の命令に合致するか否かを再度反省させる必要が生じる。注意すべきことはかかる手続きが決して個人の意志の自律と自由を否定するものでないことである。かかる基準と対決したとき個人は自己の意志的決断が真に定言的の命令に合致するか否かの価値の判断に際しあくまで意志の自律と自由の立場から主体的な位置を維持しうる。それ故あくまでかかる内容的基準を介しての手続きは、本質的でなく、便宜的であり本質的なることは、意志の自律と自由に従った個人による自己の意志的決断の定言命令との合致の判断であることには注意する必要がある。ところでカントが与えたかかる内容的規定中最も重要なものは、「汝の人格における並びに他の全ての人格における人間性を、常に同時に目的として使用し、決して単に手段として使用せぬ様にせよ」との範式であった。即ちカントにあっては人格のみが直ちに目的として規定せられるという思想がある。これと同じ思想が実はワルラスにも根底を通じて流れているのである<sup>72)</sup>。ワルラスは人間の運

71) この点も、ibid. p. 115～p. 118 人間の意志の分析を参照のこと。

72) ワルラスは、倫理的人格の完成という表現よりも、人間の運命の完遂或いは人間の目的の追求 (l'accomplissement de leur destinée ou la poursuite de leur fins) という表現を好んで使用する、(例えば、ibid. p. 120 そしてかかる表現は、Élément から Appliquée にいたる多くの箇所が存在する)。

命の完遂をもって唯一至上の目的とし、人間の運命の完遂を直ちに倫理的人格の完成と考え、経済社会即ち Industrie 倫理社会即ち Moeurs をかかる目的完遂に対する二重の必要条件<sup>73)</sup>と考え、更に必要条件としての Moeurs を必要条件としての Industrie に価値的に優越させているからである<sup>74)</sup>。ワルラスにとり、根本的に重要なことは同時的にすべての個人の倫理的人格の完成が可能となることであり、それ故にこそ Moeurs、即ち、倫理的人格が各自の倫理的人格完成の整合調整を目的として相互にとり結ぶ権利義務の関係の総体が、単にかかる個人の経済的生理的基盤を用意する労働者としての人間の分業的連帯、即ち Industrie に価値的に先行することになるのである。この様にカントが人格を目的そのものと考えた如くワルラスも人格を目的そのものと考えていることがわかる。要するにワルラスの倫理学的立場は極めてカントに近く、カントの如く形式としての定言的命令と全ての人格の同時的目的化という価値判断の内容的基準を備えるものである。ところでもし人格の目的化という思想の根拠は何れにあるかと問われるならば、それには理論理性の立場からは答えぬということ、信仰、信念そのものにその答えを求めざるを得ぬということを論じる外はなくなる。従って我々は更に信仰とは何かと問わざるを得なくなる。即ち神の存在への信仰は果して客観性を主張しうるか否か、これが問題とならざるを得ない。もし単に思弁せられたもの、観想せられたものへの、従って単なる理性の理論的使用により思惟せられたものに対する信仰であれば、かかる信仰は空虚なるものにすぎず、しかも主観的であり様々の思弁に基く様々の神が存在するに至るであろう。そこで次に信仰にかかる空虚なる主観性を越えて、客観的実在性を与えるものとは何かが問題とならざるを得なくなる。これに答えるものが、実は次の形而上学的考察である。

尚、最後にワルラスがかかかる形式と人格の目的視という内容に制約せられ、更にこれらに如何なる具体的な内容を与えたかが問題となるであろう。これに答えるものは、狭義の基礎理論に属する人間学的存在論的考察、cénonique 的考察、及び構成原理に属す功利主義と倫理主義、個人主義と共産主義の綜合に根拠づけられた「ワルラス経済思想体系」の中核たる応用・社会経済学、及び経済体制論が与えるワルラス的な社会主義社会の理念像である<sup>75)</sup>。そして我々は、人間学、存在論、cénonique を、人格の同時的目的化の

73) *ibid.* p. 120.

74) *ibid.* p. 227～p. 228.

75) ワルラスは自己の社会主義的立場は、かかる経済思想体系全体により示されると考え、それに総合的社会主義と名付けうる如き、規定を与えている。*ibid.* p. 423.

思想を確立し、更にその手段につき、形式的範疇論的な考察を与えたものと考え、これらによりカントの所謂範式にあたる思想のワルラスにおける存在を指摘しようと考えている。なお、狭義の基礎理論に属す方法論的考察、構成原理に属す社会主義と自由主義の綜合は、上述のワルラス的社会主義社会の理念の現実化を根本から基礎づける意味を持つことを指摘しておきたい。特に社会主義と自由主義の綜合に対しては、認識論、形而上学及び方法論が、倫理学及び人間学、存在論、cénonique 以上に重要な意味を帯びるものである。

### 3. 4 現代合理主義の形而上学的立場

認識論的考察で問題とされた理性とは、理論理性であり、その権利は形而上的存在への思惟の可能に限られ、かくて我々は理性的概念或いは理念を所謂統制原理としてのみ肯定しえたと過ぎなかった。だが形而上学的考察はかかる理念の積極の意味即ち構成原理としての意味を明らかにせねばならない。尚、かかる考察に際しても我々はワルラスとカントとの近親性を指摘しようとする。

我々はまず、ワルラスに対するカントの影響の外面的根拠につき触れたい。

ワルラスは *Étude d'économie politique appliquée* で自己の哲学的教養の背景に言及する。「私の父は私にとり政治経済学同様哲学にとっても教師であった。私は彼の蔵書を自由に涉猟しえた。だが父はドイツ哲学に必ずしも精通してはいなかった」<sup>76)</sup>。従ってワルラスは哲学特にドイツ哲学の教養を、ドイツ哲学の研究書から得ねばならなかった。だが注意すべきことはワルラスがドイツ哲学中、特にカントを重視していることである。彼は続けて「私はまず1801年の Charles Villers の叙述よってのみ、次に1842年に公刊された Victor Cousin の書物よってのみカント哲学を知った」<sup>77)</sup>と論じる。そしてこの叙述の背面には「私はドイツ哲学中カントを最も重視している。だがこの重要なカントを私は上記の不完全な研究書よってのみ知りえたとすぎなかった。」という意識が読みとりうる。我々はその意である。更にワルラスは、彼の不完全なカント哲学への理解を深めえた書物として、1858年公刊の Vacherot の「*La métaphysique et la science*」に言及し、「私は最新の注意と生々とした関心を持ち難くその書を読みえた。私にとりそれは座右の書とった」<sup>78)</sup>と迄称讃する。かくて我々はワルラスがカント哲学への理解を主として Vacherot

76) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 459.

77) *ibid.* p. 459.

78) *ibid.* p. 459.



の書物から間接的にえたと推察しうる。だが、ワルラスのカント理解が三批判書の直接的考察に基かぬことの故に、カント哲学がワルラスの思想の骨肉として深い影響力を持ちえなかったとは我々は直ちに考えぬであろう。我々自身の直接的関心はワルラス自身の哲学的立場であり、同時にそれと彼の経済思想体系との内的関連である。そして専門的な哲学者ではなかったワルラスの哲学的叙述のもつ拙劣さ、更に厳密性と体系性の欠除にも拘らず、我々は彼の叙述から洞察しうる根本的立場の深さと精神そのものを高く評価すべきであると考えている。それ故彼の立場とそれを貫ぬく精神をより深く把えかつ生かしきる為、我々は彼の叙述のかかる欠陥を、何んらかの立場から補う必要を持つし、更に我々はかかる立場にカント哲学を置き得るのではなからうかと思うのである。

ところで上述の如く、ワルラスは Vacherot の書物の彼への決定的影響を表明するものの、その立場の批判をも怠っていない。特に意識表象の認識論的意味への言及にそれが見られる。Vacherot につきワルラスは次の如く論じる。Vacherot はまず物理的存在即ち自然の認識に言及し外的知覚において働く直観の形式(時間、空間)から独立に、我々の精神にはその根底にアプリアリに横たわる他の要因が、即ちかかる外的知覚を統一する能力が存在する<sup>79)</sup>と論じる。かかる能力を我々は純粹統覚或いは意識一般の如きものと解釈しうる。Vacherot は更に我々の認識が主観及び客観、相対及び絶対を含むことを知る為、知性の働きに負う形式的な要因即ち上述の統一する能力を抽出すべきことを主張し、感覚の働きに関しかかる抽出をなす<sup>80)</sup>。ここで主観、相対とは内容を、客観、絶対とは形式的側面、従って上述の統一の能力、より正確には広義の悟性的能力としての統一作用そのものを、指すと解釈しうる。そしてかかる形式的側面の持つ個々の主観を越えた先天性、超越性が、認識の客観性を保証するものである。内容は意識一般に対し所与なるものであり、統一される以前(統一されることによりそれは認識として客観性を主張しうる)認識主体に依じ恣意性を持ち、主観的である。この様に Vacherot は物理的世界或いは自然の認識に対しては正しい考察を示す<sup>81)</sup>。だが意識表象を介しての倫理的存在或いは人間の認識に対しては同様の正しさを示さず、上述の統一作用の側面を無視している。換言すれば Vacherot は意識表象に関しては、主観的なるものと客観的なるもの、相対と絶対の区別をなし上述の形式的側面を抽出することを否定する。そして彼は精神主義的な倫理観に動機づけら

79) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 460.

80) *ibid.* p. 460.

81) *ibid.* p. 460.

れ、「経験的な私即ち意識の直接の対象たる私と、絶対的で超越的な私」<sup>82)</sup>との区別をなすに至るが、ここに至り、彼はワルラスが批判する精神主義的経験主義からの立場上の飛躍を侵し、形而上的存在の想定を行うことになる。だがワルラスの真意は、意識表象についても、先天的超越的側面、広く悟性的能力の統一作用の制約を認め、これを絶対的かつ客観的なものとして抽出すべしというものである。意識表象といえども感覚表象同様経験であり意識一般に対し客体たるべきものである。

我々は以下かかる考察を媒介とし、ワルラスの形而上学的立場の考察に入る。ワルラスはまず、*connaître* と *sentir, concevoir* の区別を行う。即ち認識すること (*connaître*) は感受すること (*sentir*) でも思惟すること (*concevoir*) でもない。人間は自己 (但し対象化された自己ではない。) を感受しえ、神を思惟しうるが、自己及び神を認識しえない。人間にとり認識可能なるものとは、外的経験を介しての自然、内的経験を介しての人間にすぎず、その際、直観、想像力、悟性的能力、判断力等の総合的な働きとしての純粹統覚或いは意識一般に対し、これら内的外的経験は、客体として対象化せられるにすぎない<sup>83)</sup>。つまり *connaître* とは主・客観的 (但し主・客観的という時の主とは、個々の認識主体を意味し、客観的とは個々の認識主体による主観的認識が同時に個々の認識主体の根底に横たわる純粹統覚という先天的超越的能力の故に、客観性を主張しうるということの意味する。主客観的という表現は一見奇異であるがそれはその様な意味を示す為で使用せられている。) な認識主体と認識の対象或いは客体との対立を含むものである。それに反し *sentir, concevoir* はかかる構造を持たない。ここで感受 (*sentir*) しうる自己とは上述の如き対象化された自己ではなく、「私が考える」、「私が意欲する」、「私が感受する」というときの「私」であり、かかる「私」はそれ自体、考える働き、意欲する働き、感受する働き、そのものであり、対象化しえず、感受 (*sentir*) しうるにすぎぬものである。換言すればかかる「私」は、主客観的な純粹統覚或いは意識一般の統一作用、更に意欲作用、高次の体験たる感受作用と規定しえ、それ自体如何にしても対象化しきれない。同様に神そのものも認識の対象とはなり得ず対象化しきれぬものである。かくて、かかる「私」及び「神」は合理的経験的科学的対象たりえず、形而上学がとり上げるべき存在たる性格を帯びることがわかるであろう。就中神こそが、形而上学的考察が本質上答えねばならぬ唯一の存在で

82) *ibid.* p. 460.

83) *ibid.* p. 493~p. 494.

ある。かかる存在は認識の対象ではなく、主観と客体の対立の上に把えうる相対的な存在でなく、主観と客体の対立を越えた、従ってその意味で絶対的存在と規定しうるものである。後に示す如くワルラスはかかる存在即ち神に絶対的という限定句をつけている。

ところでワルラスの形而上学的立場は理論理性の立場からの形而上的存在或いは神に対する思惟の成果と、かかる思惟の成果の客観的妥当性の、それ故神の客観的實在性の実践理性の立場からの根拠づけを、共に含むものである。注意すべきことは理性の実践的使用により、即ち理性に方向づけられた意志的活動の場、換言すれば主体的実践的行為の場で実践的に使用せられた理性の働きと一つとなることにより感受せられた深い感動が、神への信仰と結合し、かかる信仰の力が神の客観的實在性への支えとなり、かく感受された神に対する思惟としての理論理性の使用が成立していることである。つまり神とは信仰の対象であり、かかる信仰の直接の源泉こそが、主体的行為的実践の場にて感受せられ、それが理論理性による神の論理的規定となって表われ、更にそれがかかる論理的規定の客観的妥当性、それ故神の客観的實在性を根底から支えるといったワルラス形而上学の根本構造に我々は注意すべきである。従って理論理性の立場から、思惟せられた限りの神は、いまだ主観的、恣意的であり、その客観的實在性を主張しえぬが、逆に、信仰に支えられた限りで、いまだ理論的に規定せられぬ神も、他者に対しその如何なるものかを示しえぬと考へうる。根本的に重要なものは、主体的実践、行為の場で生れた神への信仰であるが、かかる信仰の論理的規定たる神への思惟も、神への洞察を深め、信仰の対象たる神がはたして真に神に値するかを反省させ、他者にその本質を伝える上で不可欠と考へうる。我々は以下まず、ワルラスによる理論理性の立場からの神への思惟を論述し、次にかかる神の客観的實在性につき実践理性の立場に移しつつ論述する。そしてかかる形而上学が示す根本構造は、従来の独断的形而上学を越えた新しい立場からの形而上学、それ故カントの立場に近接した形而上学的立場、更に結論を先取りすれば、理性的意志的能力を神の属性とみる従って神を自覚的行為的存在とせる立場であり、しかし同時に、所謂実体の哲学ならぬ主体の哲学たる形而上学的立場、と規定しうるものである。

ワルラスは外的客体或いは自然的事実、内的客体或いは倫理的事実相互間の必然的關係、換言すれば法則性が示す恒常性の事実は現実的で絶対的な価値を持ち、自然的法則の恒常性は絶対的外的現実 (*réalité externe absolu*) を証明し、倫理的法則の恒常性は絶対的内的現実 (*réalité intime absolu*) を証明する<sup>84)</sup>と論じ、更に内的外的絶対、換言すれば形

84) *ibid.* p. 493.

而上の (métaphysique) 心靈的 (métapsychyque) 絶対は一 (un) であるか<sup>85)</sup>と問い、それに対し次の如く答える。もし純粋倫理科学と純粋自然科学が一致するならば、即ちそれらが一つの科学となるならば、かかる絶対的外的内的現実 (これらを我々はカントの所謂物自体と解釈しうる) が本来一 (un) たることを肯定しうるかも知れぬ<sup>86)</sup>。だが我々はむしろ絶対的存在からの、自然的存在及び倫理的存在の分化を、認識にとり不可避であると同時に不可知のこと<sup>87)</sup>と考えざるを得ない、がそれである。即ち、認識とは我存在 (moi) 即ち認識主観と非我存在 (non-moi) 即ち、認識対象の対立を不可分とする以上、認識というものが成立し、かつ我々が二元論の立場を捨てよう<sup>88)</sup>とする限り、我存在と非我存在とが一つの絶対的存在から分化したと思惟することは不可避であり、しかもそのことは認識の次元からは不可知である、即ち、論証も反証もしえぬ、とワルラスは論じているわけである。従って将来の純粋自然科学、純粋倫理科学の課題は、かかる分化がどの様にして (comment) 生じたかの考察であり、それにより二つの科学は一つの科学に統一せられるであろうし、また形而上学は、かかる分化が何故に (pourquoi) 生じたかに答えねばならぬ、と<sup>89)</sup>ワルラスは考える。ワルラスは他の箇所でも、「私は経験的な私と、この私の絶対的原因とを区別する。更に私は躊躇することなく、この私の即ち我の絶対的原因と非我の絶対的原因とを同一視する」<sup>90)</sup>と論じ、要するに絶対的外的及び内的現実とは本来一 (un) なるものと思惟している。但しこれはワルラスにより、あくまでも理論理性の要請、従って単にそのように思惟しうる或いは思惟せざるを得ぬとして、想定せられるにすぎぬことに注意すべきである。

次にワルラスはこの様に一 (un) なるものと思惟せられた絶対的存在或いは絶対的原因につき更に立ち入った規定を与える。即ち、「自ら自己自身を認識する絶対」或いは「それ自身の中にその固有のイメージを反映する鏡の如き存在」<sup>91)</sup>という規定がそれであり、因果関係的理性 (la raison de causalite) と区別せられた終局原因的理性 (la raison de finalite)<sup>92)</sup>

85) ibid. p. 493.

86) ibid. p. 493.

87) ibid. p. 494.

88) ibid. p. 493.

89) ibid. p. 494.

90) ibid. p. 460.

91) ibid. p. 493.

92) ibid. p. 494.

という規定が、それである。ワルラスはまたかかる絶対的存在、絶対的原因を単に存在、或いは絶対的現実的存在とも表現している。我々は以下かかる存在を絶対的現実的存在<sup>93)</sup>と名付ける。

以上の規定からまず絶対的現実的存在は、絶対的原因かつ終局原因的理性と、それ故理性的なるものと思惟せられていること、従って人間理性といえども、理性的である以上、絶対的現実的存在を分有するもの、即ち神的なるものと思惟しうることが分る。かくて絶対的現実的存在の現実的という属性の一つの意味（他の意味については後に触れる）が理解しうる。即ち人間理性の働きを人間は如実に感受しうるが、それが直ちに絶対的現実的存在の分有として把えられている以上絶対的現実的存在とは、idealなものでなく、réalなものと規定しうるからである。

次にここで原因といわれるときの原因とは、例えば世界の発端という如き意味での原因でないこと、つまり因果律的な意味での原因でないことに注意すべきである。もしそうであればかかる原因は時間の形式により直観化しえ、それ故 *connaitre* の対象となり、その絶対性を失い形而上的在在といひ得なくなるからである。

この様に絶対的現実的存在の規定を試みつつ、ワルラスは形而上学の課題を改めて次の如く規定する。即ち、形而上学とは、1. 「何故に (*pourquoi*) 存在 (*être*) は我 (*moi*) 及び非我 (*non-moi*) へ分化したのか」即ち、「世界と神との関係は何か」、2. 「普遍 (*universel*)、必然 (*nécessaire*) 無限 (*infini*)、完全 (*parfait*)、等の属性を持つ実体 (*substance en soi*) の概念は、感覚的な対象を持つか」、従って更に、3. 「物理的倫理的事実の法則性に現象している絶対的存在と上述の属性を備えた実体とは同一物であるか」という問題解決をその課題とする<sup>94)</sup>がそれである。

それ故我々はワルラス自身設定したかかる形而上学の課題に彼が如何なる答を与えるかを考察し、彼の形而上学的立場をより一層明かにせねばならない。

ワルラスは、まず、「実体の概念は対象を持つか」には、「持たぬ」と答え、かかる実体を直ちに時間空間性と考える。「我々は思惟により時間、空間を除くすべてのものを抽象、削除 (*supprimer*) しうる、…… だが我々は時間空間を削除しえない。」何故ならば「時間、空間が経験における通常の知覚の対象以上でなく、それと同様の外的現実 (*réalité*)

93) *ibid.* p. 494.

94) *ibid.* p. 494.

extérieure) にすぎゆならば、時間、空間の概念は知覚同様外的原因を、即ち、拡がりを持った要素との接触、持続を伴った契機の継続を持つはずである、だがかかることは不可能であるから、我々は、「いたるところに拡がり、かつ常に持続している存在」(l'être étendue partout, l'être durable toujours) の実在を肯定せざるをえない<sup>95)</sup>、とワルラスは論じる。ところで「いたるところに拡がりを持ち、常に持続している存在」という表現が示す如く、かかる時・空間性は無制約的のものである。そして我々にはかかる無制約的のものを我々の根底の内にアプリアリに具有しており、更に我々の内に具有せられている時・空間性とは、かかる唯一無・制約的な時・空間性の制限と考えるが故に、我々は本来アプリアリに我々の未来へ、かつ外へ超越しているということが、帰結しうる。ところでワルラスはかかる時・空間性を直ちに実体と考え、更にかかる実体と絶対的現実的存在とを直ちに同一視するのである<sup>96)</sup>。だがこのかぎりワルラスは、いまだかかる実体により立ち入った内容的規定を与えているわけではない。実体とは通常、無限、普遍、必然、完全、自存、絶対等の属性を持つと考えられるが、ワルラスの所謂実体概念もかかる概念規定を受けるであろうか。ワルラスは「実体従って絶対的現実的存在は、完全であるか」と問い、「勿論そうではない、それは自ら自己を完全化する途上にある」(L'êtres real absolu est-il parfait? Non, certes, mais il est mieux que cela, il est en voi de se perfectionner lui-même)<sup>97)</sup>と答えている。それ故実体従って絶対的現実的存在は、無限、普遍、必然、自存等の属性を留保されつつ完全という属性を剥奪せられ、規定せられることとなる。ではかかる絶対的現実的存在は如何にして自ら自己を完全化し得るのか。ワルラスはまずかかる絶対的現実的存在は、存在することの意識を即ち自覚を持つと考え、「自己自身の中にその固有のイメージを映す鏡の如き存在」という規定がこのことを示唆している)、これを重視しつつ、更に次の如く論じる。「かかる存在は自らに純粋的応用的な自然的倫理的科学の地平を開く。それは、人間性の内部に我存在或いは精神を自ら構成し、芸術及び科学を介し自然及び人間性としての自らを愛しかつ認識する。それは家族、政府、所有を介し人間性としての自らを倫理化し、産業を介し自然としての自らを利用する」<sup>98)</sup>がそれである。換言すれば、認識する働き、創作する働き、創造する働き、即ち一切の実践的働きそのものは、か

95) *ibid.* p. 494~495.

96) *ibid.* p. 494.

97) *ibid.* p. 495.

98) *ibid.* p. 495.

かかる存在の働きであり、かかる働きを介し、かかる存在は自覚的に自からを自から創造しつつ動く、即ち自からを完全化しつつ動くものと考えられるわけである。そして同時にそれは理性的であるとともに終局原因的なものと思惟せられ、更に人間理性もかかる絶対的現実的存在の理性的属性を或いは自覚的行為の性質をより正確には合理的意志的な属性を分有すると思惟せられる。

そこで我々は更にかかる絶対的現実的存在の自己実現に際し、人間が如何なる位置を占めるかを問わざるを得ない。ワルラスはこれに対し「世界とは人間の意志を介して自らを現実化しつつある神である」(傍点筆者)<sup>99)</sup>と規定し世界と神との関係、更に神の自己実現における人間の位置を明示する。換言すれば、ワルラスは人間の合理的意志を介し、神は自己を世界として実現すると思惟し、それ故人間の合理的意志の自律、自由従って自発性を重視し、かかる人間の主体的実践的参与が絶対的存在の自己実現にとり不可欠の要因であるという立場を提示する。かくて我々は、ワルラスの形而上学的立場が、従来の所謂実体の哲学でなく逆に主体の哲学と規定しうることを理解しうる。ワルラスはかかる人間につき次の如く論じる。「我々人間は世界を横切り砂粒の上に投げ出された極微的存在、顕微鏡的存在である。だが、かかる人間は合理的で自由である。それは一瞬現われ、やがて消え去るべきはかなき存在であるが、存在への意識と存在することへの意欲を寄託せられている。かかる人間は目まいをもたらさんばかりの広さと気狂いじみて向うみずな作品に自ら参加する程度に応じてのみ、純粋な徳と充実した幸福を得ることができるであろう。」<sup>100)</sup>がそれである。この様にワルラスは人間理性を絶対的現実的存在の属性たる理性の、より正確には合理的意志の分有として把え、絶対的現実的存在は人間理性の、より正確には人間の合理的意志の参与を介し、自己の完全化を押し進め得ると思惟する。それ故かかかる人間が負うべき課題を「悲観主義者は捨て、楽観主義者は全て神に引き受けてもらおう」<sup>101)</sup>とするが「理念主義者は物でなく人間としての自覚に立ち、かかる課題を理性により理解し追及すると同時に、存在への意識は<あなたの理念を現実化せよ>と呼びかけ、理性は更に<あなたは普遍的な理念を現実化する様に働け>と呼びかける」<sup>102)</sup>。とワルラスは論じうることになる。要するにワルラスの立場が、上述の楽観主義者、例えばライブニッツ

99) ibid. p. 461.

100) ibid. p. 495.

101) ibid. p. 495.

102) ibid. p. 495.

等の予定調和的立場とは如何に異なるものかが明かになるであろう。

我々はここで、絶対的現実的存在というときの現実的のもう一つの意味を指摘しておく。上述より明らかな如くワルラスは絶対的現実的存在を、直ちに実体と同一視し、実体を更に時空間性と規定したが、かかる時空間性は、認識の対象たりえぬが、決して ideal なものでなく real なものである（より正確には ideal と real との対立を超え、両者を包む如き意味で真に real なものと考えうる。ideal なものもの、かかる時空間性を離れては在りえぬであろう）。かくて、絶対的存在は、時空間性として直ちに真に現実的なものと考えうるであろう。

要するに我々はワルラスがかかる存在の属性を理性的なるもの、究極原因的なるもの、不完全なるものと扱ったことに再度注意すべきである。そのとき絶対的現実的存在の属性としての不完全性の指摘、絶対的現実的存在を完全化への自己実現の途上にあるものと扱える立場が根本的には絶対的現実的存在の自己実現にとり人間の主体的実践的参与が不可欠なることを肯定するため、必要であることを知りうる。ワルラスは絶対的現実的存在の規定に際し、あくまで人間の合理的意志の自由、従って主体性を積極的に肯定しようと考え、それ故絶対的現実的存在を動的に即ち完全化への自己実現そのものとして把握せざるをえなかったのである。更にワルラスは人間理性を絶対的現実的存在の属性の分有と考え、人間の理性に方向づけられた意志的活動を直ちに絶対的現実的存在の自己実現として扱ったのであった。世界とは絶対的現実的存在の自己実現であるが、それはあくまで不完全であり、実践的に使用せられた理性的能力はその不完全性を洞察しえ、それを更に完全化すべく存在の地平を切り開きゆく根源的力であるからである。そして不完全である故にこそ、人間の合理的意志の自由、主体性の存在の余地が開かれる。この様にワルラスでは、根本において、理性的なるもの、特に実践的に使用せられた理性の働きが、絶対的現実的存在の本質規定として選ばれ、重視せられるが故に、我々はその形而上学的立場を、現代合理主義と規定しうるのである<sup>103)</sup>。

103) 我々は、ワルラスの形而上的存在への思惟をこの様に定式化しえたが、かかるワルラス自身の思惟の内容につき、他の立場との比較を介し、より深く反省し、本質づけることを差し控えざるをえない。我々はワルラスの思惟が、いまだ不完全であり、論理的に極限に迄押しつめられていない様に考える。特に、絶対的現実的存在を一方で時空間性として扱え、他方で究極原因的理性としてとらえる立場が、更にどの様に統一せらるべきかに疑問を感じている。即ち、非合理的存在を、例えば盲目的意志的な働きをいかに意味づけるのか等に疑問を感じている。しかしワルラスが、神を直ちに、理性的存在と考えたことは事実である。そしてこのことは、単なる思惟よりも、行為的な場で、扱えられた信念に由来すると考えうる。だが我々はワルラスの論述が我々の形而上学的思惟に対し、若干の示唆的問題点を示した点を評価したい。



だがかかる形而上学的立場は、いまだ思惟せられた世界であり、客観的實在性を主張しうるものでない。特に絶対的現實的存在が理性的であること、従って人間理性も理性たる限りかかる属性を分有すること、それが自己を完全化する途上にあること、更に絶対的外的現實と内的現實とが本来—(un)であること、に対して、我々はそれらが単にその様に思惟せられているにすぎぬのでないか、と反論しうるのである。そしてこれに答えるには理論理性の立場ではもはや不十分である。我々がかかる主張の根源を實踐理性の立場でのみ理解せねばならない。

方法論的考察で明らかにする如く、ワルラスは、絶対的現實的存在の自己実現の過程を現實の理念化→理念の現實化という相互規定的連鎖により把握する。現實の理念化では人間理性は単に理論的に使用せられるにすぎず、従って現實を理念の方向に変革するという次の課題をはらみつつ、いまだ観想的立場に止まる。ワルラスは絶対的現實的存在即ち神とは人間理性により理念化せられた世界である<sup>104)</sup>と規定し、かかる理念の中に絶対的現實的存在の意志が体化せられることを認めるが、かかる形では絶対的現實的存在と人間理性の関係はいまだ観想的に止まり、絶対的現實的存在の客観的實在性を主張しえない。それ故もし理念が絶対的現實的存在の意志を体化するのであれば、かかる主張に更に深く客観性を与える為かかる理念を現實化しその意志を如実に現實の世界に切り開きえねばならない。確かに「現實の理念化」においても人間理性の働きは不可欠に要求せられ、しかも人間理性が絶対的現實的存在の属性たる限り、人間は認識主体として絶対的現實的存在に触れうるのである。だがその限りでは、人間理性と絶対的現實存在との連りは、その客観性をより深い根拠から示しえない。かかる連りはいまだ主観的であるからである。それ故、理念化せられた現實は、更に現實化せらるべき理念たる位置に立たねばならず かかる「理念の現實化」の過程で始めて、人間理性は真に自己が絶対的現實的存在の属性たることを深く自覚しうることになる。もし人間理性が、絶対的現實的存在の属性であるなら、絶対的現實的存在を上述の如く動的に把握する限り、人間理性もまた本質的には動的實踐的に把握せられねばならない。そしてかかる実践、特に「理念の現實化」の過程で、人間理性は、實踐的に即ち意志的活動を方向づけるべく使用せられ、かかる理性の實踐的使用を介し、人間は真に絶対的現實的存在の働きそのものとなる。或いはより厳密にはこれこそまさに、絶対的現實的存在に触れえているという深い信念、信仰を人間は、自己の内に植

104) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 461.

えつけることになる。そして根本的に重要なことは、現実の理念化→理念の現実化の相互規定的プロセスの主体的実践の過程で、まずかかる根源的な信仰が確立され、そこから、一切の形而上学的思惟が生み出されることである。更にかかる信仰をより深く支えるものこそ、人間の合理的意志の自発性の事実と考へうる。何故ならば、かかる自発性こそが神的性質を暗示し、これから類推的に理論理性はかかる自発性そのものたる理性に方向づけられた意志的活動を、絶対的現実的存在の属性として思惟しうるからである。従って理論理性による思惟は、本来消極的位置にあり、それにより絶対的現実的存在の分有たる人間理性の本質規定、絶対的現実的存在の完全化への過程たる世界の本質規定は、少しも積極的には論証しえない。もしかかる立場から論証を行うなら、それはカントの所謂二律背反に陥る。それ故、我々はワルラスの形而上学的立場が、根本的には実践理性に従った主体的実践の過程で形成せられた信仰、信念に支えられていると解釈せざるをえない。それ故絶対的現実的存在のかかる規定の客観的実在性は、行為の場においてのみ、確認しうるものである。尚、絶対的外的現実と内的現実が一(un)であるという考え方も、理論理性の立場からは論証も反証もしえず、やはり行為的に把握せられた信念から、肯定しうるなら肯定しうるにすぎぬと考へるであろう。再度換言すれば、ワルラスにとって、神即ち絶対的現実的存在とは、信仰の対象であり、かかる信仰は、単に観想せられた或いは思惟せられた神への信仰でなく一もしそうなら様々の神が存在し、様々の信仰が生じ、かかる神の客観的実在性を深く強く信ずることはできない——実践の主体的行為を介し、実践理性の働きと如実に一つになること、即ちかかる高次の体験からえられる神への信仰であり、かかる信仰であるが故にそれに支えられた形而上学的思惟の客観的実在性も主張しうるのである。かかる体験の場にとけ入った人間存在は、その体験から受ける根源的な力の故に、神の存在を肯定せざるをえぬと、ワルラスは主張するものと我々は解釈する。

但し、我々は以上では、絶対的現実的存在が理性的かつ完全化の途上にあるという規定の根拠を、実践の主体的な行為の場での信念に結合したのであった。だがワルラスは更に、実体を時・空間性として把握する立場をも示していた。そしてそこに含意せられている絶対的現実的存在の自己実現自体、かかる時・空間性を離れてはありえぬとの主張は、このままで客観性を主張しようと、我々が考えることを付加しておく。だがかかる存在の属性の規定に対しては、我々は直ちにその客観性を主張しえぬと考えるわけである。ワルラスの規定は、理性の尊重に、合理主義的立場に支えられつつ、尚かつ人間の自由、主体性を維持しようとするものであったが、逆にかかる立場に対立する非合理主義の哲学が発

生することを、我々は否定しえない。事実、哲学史はカント的な合理主義を以って、啓蒙期の思想と規定し、更にこれを批判する立場たる非合理主義の哲学、例えばショーペンハウエルやニーチエの主張を叙述する。従って我々のはかかる思想史のパースペクティブの中で、更に立ち入って、ワルラスの立場を相対化しつつ、高次の立場の導出の努力をなさねばならぬであろう。しかしいまはそれに立ち入る機会ではない。

最後に我々はワルラスの形而上学的立場が、単なる形而上学に終らず、彼の経済思想体系の全体に、即ち彼の学問的な実践的活動に、生かしきられていることを指摘したい。それは、彼の行動を支える究極的な価値的立場と考える。後に方法論的考察で言及し、更に構成原理たる社会主義と自由主義の総合でも、更にその具体的規定たる所有論及び経済体制論の素描、土地国有化論の概略でも示す如き彼の経済思想体系を貫く一本の糸は、現実の理念化→理念の現実化という相互規定的シエーマであり、この一本の糸を根底で支える立場、信念こそ、上述の形而上学的立場と考えるからである。ワルラスは、彼の所謂社会主義社会の理念の現実化の中に、絶対的現実的存在の自己実現そのものを見出し、ているはずである。

以上の如く認識論的、倫理的、形而上学的考察を通じ、ワルラスの哲学的立場は極めてカントに類似させることが明かにせられたであろう。特に形而上学的考察で明かな如く、ワルラス思想にはその根底に極めて深い宗教的色彩が漂うことに注意して頂きたい。但しかかる宗教的立場はあくまでも人間の実践の主体的な立場と矛盾するものでなく、マルクスが批判する如き阿片としての宗教では全くない。かえってそれが提示する主体的哲学の立場はある意味ではマルクスの主体的哲学の立場と深く通じるものを持っている。

尚、ワルラスのカント理解が間接的であった如く、私のカント理解も間接的であることを告白しておきたい。従って私の解釈は私の読んだ書物から私が理解しえた限りでのカント哲学に基くものである。そしてこのことは一介の経済学研究者たる私にとり、やむを得ぬことであった。だがこのことは私の研究に対する読者の疑惑の源泉になりうるかも知れない。それ故参考の為、私にカント理解を与えた書物を以下提示することは無意味でないと思える。

(1) 朝永三十郎「近世における我の自覚史」ハ 超個人我の発見、カント p. 44~p.

- (2). 波多野精一「西洋哲学史要」カント
- (3). 西谷啓二「根源的主体性の哲学」第二部歴史と自然、道徳における時代性と恒常性、3、カントにおける「人間性の理念」(p. 234～p. 242)
- (4). シュテーリヒ「世界の思想史」(下) 第四章カント p. 52 以下
- (5). 高坂正顕「カント」
- (6). G. マルチン「カント」—存在論と科学論

以上のうち特に(3)、(5)、(6)、が有益であった。特にマルチンのカントは現代理論物理学の方法論に対しカントの認識論が、その基礎づけとして意味を持ちうること、更に存在論の立場からカント哲学を新たに解釈する余地のあることを教えてくれた意味で、特にそうであった。

## IV. ワルラス体系の狭義の基礎理論

### 4. 1 方法論的考察について

ワルラスの方法論的考察は、まず理念と現実を区別し、次にこの区別に立ち、理論或いは科学を「現実の理念化」、実践或いは政策を「理念の現実化」と定義すること<sup>105)</sup>、そして最後に現実の理念化→理念の現実化という相互規定的連鎖を介し、理論と実践、科学と政策とを一つの同一性の中に総合すること、に要約されうる。そしてかかる方法論的考察は構成原理たる社会主義と自由主義の総合に対し、論理的に先行すべきものである。

我々は以下これらの諸点につき、特にワルラスの純粹哲学的立場との関連に留意しつつ考察したい。

現実とは何か。我々は現実或いは現実的なるもの、という概念を規定する為、ワルラスの経験概念につき想起する必要がある。ワルラスは経験の絶対的、客観的要素と相対的、主観的要素とを区別した。その際我々は前者を形式的側面或いは純粹統覚による統一作用の側面と、後者を内容的側面即ち外的内的経験、即ち感覚表象、意識表象の内容的側面と、解釈した。そして前者はアプリアリかつ超越的、後者はアポストリアリかつ所与的なるものであった。それ故、現実的なるものとは、かかる経験的なるもの、即ち「形式により統一せられた内容」を、その中に含むと考える。何故ならば、経験的なるものは現実的なるものであるが、現実的なるものは、経験的なるもの即ち認識主観により対象化せられた客体の他に、認識の対象にあらざるものをも、含むからである。形而上学的考察でワルラスは、彼の所謂神を絶対的現実的存在と規定していたが、かかる神は認識の対象たりえぬが現実的なるものであった。だが、方法論的考察で問題とせられる現実的なるものとは、むしろ、認識の対象たりうるもの、経験的なるものと狭く解しうるであろう。従って以下現実的なるものとは、かかる狭い意味で理解されねばならない。その際我々は現実の中に勿論可能的現実をも含めねばならない。可能的現実とは純粹統覚による統一作用と理性の能力たる推理作用により、認識として産出可能な一切の可能的内容、過去にさかのぼり未来にまで及ぶ可能的経験を意味する。それ故かかる現実的なるものとは感性的である限り、狭義の理性でなく主として広く悟性の働きと関連し悟性的概念として範疇化し得るものでもある。

105) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 11.

理念とは何か。理念とは人間の知性的能力の一つである理性的能力に対応した理性的概念である。人間の悟性的能力は感官に与えられた直観の多様を、まず想像力を介し統一し、次にかかる内的外的知覚を判断力を介し悟性範疇に連絡づけ、かくて経験を構成しえた。この様に経験とは、悟性的概念と関係を持つが理性はかかる悟性的概念を結合し高次の統一を導出する能力、即ち広く思惟の能力そのものと考えうる。そして我々はかかる思惟の能力のうち推理の能力といわば類推の能力とを代表的なものとして重視したい。それ故理性の能力たる推理の能力を介し、悟性的能力が産出した経験的諸命題を結合し、高次の経験的命題が導出されるとき、かかる高次の経験的命題が現実的なるもの、特に可能的に現実的なるものでありうることを、我々は否定しえない。だが理念とは、かかる可能的に現実的なるものとは区別せられねばならない。従って、理性の能力たる推理作用は、必ずしも理念に対応せず我々はむしろいわば類推の能力を理念に対応させるべきである。例えば我々が神の理念を思惟するとき、人間の諸々の心理的能力からの類推により即ちそれらを一方的に完成されたものに高めることにより、神の理念を規定することがある。かかる場合我々の所謂類推の能力が使用せられるわけである。かくて理念とは、広い意味での思惟の能力、就中類推の能力の使用により得られ、かくて感性的なるものでなく、超感性的なるものと考えうる。

かかる現実的なるものと、理念的なるものとの相違、即ち悟性的概念と理性的概念との相違をワルラスは次の如く論じる。悟性範疇として例えば、本質 (essence)、実存 (existence)、量 (quantité)、質 (qualité)、関係 (relation) が存在する。我々はこのとき存在 (être)、様式 (mode)、数 (nombre)、大きさ (grandeur) 型 (type)、原因 (cause) 目的 (fins) 法則 (loi) 等を媒介として(これらは大体カントにおける図式にあたるものである。但しかントは原因を悟性範疇と考えているが) 感官上に与えられた直観の多様化を範疇化する。このとき悟性的概念にすぎぬ本質は個別的、実存は現象的、質は不完全、量は有限、関係は偶然的、相対的、依存的である。それに反し、理性的概念である本質は普遍的、実存は実体的、質は完全、量は無限、関係は必然的、絶対的、独立的である<sup>106)</sup>。この様にワルラスは現実的なるものと理念的なるものの違いを、個別的対普遍的、現象的対実体的、不完全対完全、有限対無限、偶然的、相対的、依存的対必然的、絶対的、独立的として、即ち感性的なるもの対超感性的なるものとして規定する。それ故現実的なるものは、広義

106) *ibid.* p. 112, p. 114

悟性的能力たる認識能力に、理念的なるものは、狭義の理性的能力たる思惟の能力に、対応させうるであろう。

理論或いは科学とは何か。それは「現実の理念化」と<sup>107)</sup>定義せられる。そして現実及び理念の規定から、我々は「現実の理念化」、即ち理論或いは科学の構成に際し、形式的側面との関連において、悟性的能力と理性的能力が、更に内容的側面との関連において感性的能力が、必要とされることを理解しうる。そこで我々は以下現実の理念化につき、詳細に規定せねばならない<sup>108)</sup>。我々は「現実の理念化」を1、「純粋科学的な意味での現実の理念化」2、「応用科学的な意味での現実の理念化」に区別し、更に1を(i)「純粋自然科学的な意味での現実の理念化」、(ii)「純粋倫理科学的な意味での現実の理念化」に、2を(i)「応用自然科学的な意味での現実の理念化」、(ii)「応用倫理科学的な意味での現実の理念化」に区別する。1の基準は純粋真理、2の(i)の基準は利或いは効用、2の(ii)の基準は善或いは正義である。このことから我々は、ワルラスが科学という名称により、純粋・応用科学をともに意味せしめていることに注意すべきである<sup>109)</sup>。ワルラス経済思想体系に即しこの点を具体的に規定すれば、純粋経済学は1の(i)(但しその意味は科学論的考察において規定された如く限定を受けねばならない)、応用経済学は2の(i)、社会経済学は2の(ii)に対応する「現実の理念化」を行うことになる。だがワルラスに存在する経済体制論的立場は、以上のいずれの「現実の理念化」にも対応せぬ独自のものであり、2の(i)(ii)の総合的適用により成立する「応用科学的な意味での現実の理念化」と規定しうるであろう。

この様に「現実の理念化」としての理論或いは科学は、その性質に従い、純粋科学的、応用科学的のものを共に含むことが明らかになったが、それによりワルラスの純粋哲学的立場が、「現実の理念化」全体に対し、特に倫理的立場が「応用科学的な意味での現実の理念化」に対し、それらを基礎づけるものとして重要なことが明らかになる。ただし唯物主義的、精神主義的経験主義及び理念主義に対しワルラス的認識論が与える総合を、我々はいかか「現実の理念化」に際し論理的に前提せざるをえぬし、それと矛盾的にはか

107) *ibid.* p. 11.

108) 我々のかかる規定は、ワルラスの科学論的考察に暗示されたものである、なお、府大経済研究第49号掲載の、拙稿「L. ワルラスの社会経済学(1)」p. 21～p. 22. 及びp. 33～p. 34をも参照されたい。

109) 第1部I、1.2参照のこと。

かる「現実の理念化」自体存在しえぬからである。更に「応用科学的な意味での現実の理念化」では、認識主体の価値判断が積極的に折り込まれるが故に、かかる価値信念を、科学ないし理論に迄構成するに際し、それを基礎づけるものたる倫理的立場を、我々は前提せざるをえない。ワルラスの倫理的立場と矛盾的には、「応用科学的な意味での現実の理念化」はなしえない。

実践或いは政策とは何か。それは「理念の現実化」と定義せられる。ここでも、理念及び現実の規定<sup>110)</sup>から「理念の現実化」たる実践或いは政策にとり、形式的側面との関連において悟性的能力及び理性的能力が更に内容的側面との関連において感性的能力が、共に必要なことを我々は理解しうる。だが我々は、ここでは、更に人間の意志の必要を積極的に付加せねばならない。確かに「現実の理念化」に際しても、人間の意志の能力は、広い意味での真理（それは上述の純粋真理のみに限らない）への意志として否定しえぬ役割を果す。だがそこでの意志の自発性は、主として人間の知的能力の観想的使用に限られる。それに反し実践或いは政策で必要とされる意志は、「理念の現実化」を介し、即ち実践或いは政策を介し、現実を変革せんとする意味で、観想的ならぬ意志である。それ故、我々は実践或いは政策の本質規定を、根底で支える立場として特にワルラスの形而上学的立場を想起せざるを得ない。勿論かかる本質規定はワルラスの純粋哲学的立場の全体を予想するものではある。だが実践或いは政策で特に重要なことは、理念に方向づけられての現実の変革であり、その意味で特に理論的に使用せられた理性でなく、実践的に使用せられた理性、実践理性、或いは合理的意志が重視せられねばならない。更に「理念の現実化」の過程は、ワルラスの形而上学的立場からは、同時に絶対的現実的存在即ち神の自己実現の過程でもある。「理念の現実化」を主体的実践的に行為することに、ワルラスは絶対的現実的存在即ち合理的意志的、自覚的行為的存在たる神の客観的実在性の根拠を見出すからである。

我々は次に「理念の現実化」を詳細に規定せねばならない<sup>111)</sup>。我々は、まず、現実化せらるべき理念が超感性的存在であること、次に現実化された理念、即ち現実が、感性的存在であることに注意すべきである。そして超感性的存在が絶対、完全等の属性を持ち、逆に感性的存在が不完全相対等の属性を持つことの故に、現実化さるべき理念と現実化さ

110) L. Walras, *Étude d'économie sociale*, p. 11.

111) この点についても、府大経済研究第49号、掲載の拙稿「L. ワルラスの社会経済学(1)」p. 21~p. 22 p. 33~p. 34を参照されたい。



れた理念との間に本質的に存在する断層を深く理解せねばならない。我々にかかる現実化されるべき理念と現実化された理念との関係を、後者を前者の近似的存在として規定する。勿論かかる近似性は極限では一致性に転じるが故に、我々には近似性という概念により両者の完全なる一致を極限にて思惟しうることを否定していない。そして我々はワルスの理念と現実との本質的区別の中に、カント的な二世界説的立場が浸透していることをも否定しえない。

かかる洞察に立ち、我々は、「理念の現実化」を、1 「政策論的な意味での理念の現実化」、2 「技術論的な意味での理念の現実化」に区別する。1では、「理念の現実化」の主体たる実践的主体が現実化されるべき理念を、主体的価値合理的に自ら選びとることにその特徴が存在し、2ではかかる実践的主体が、現実化されるべき理念を、単に与えられた目的として受けとることのみが充分で、専ら目的実現の手段、方策の適合性の研究をのみ行うことにその特徴が存在する。かかる主体は、極端な場合には、現実化されるべき理念、即ち自己に対し与えられた理念が含む価値信念と、自己の価値信念の矛盾を意識しつつ、あえて強制的慣習的に、非価値合理的に目的への手段の適合性を研究することもある。勿論1もまた「理念の現実化」である以上その内部に、目的に対する手段の適合性の研究を含まざるをえず、その限り、「技術論的な意味での理念の現実化」を包摂するが、1での特徴的な点は、目的自体の実践的主体による価値合理的選択、自己の信念からする選択が、存在することである。通常、科学としての政策論の条件に、目的の所与性とそれへの手段の適合性のみがあげられるが、この場合かかる政策論とは上述の技術論的のものであり、我々は政策論という概念をもっと広く、即ち、「応用科学的な現実の理念化」と「政策論的な理念の現実化」をともに包摂する如く考えている。従ってそれはワルスの政策概念よりは広いものである。そしてワルス体系もまた、我々の意味で、政策論的と規定しうる構造を備えている。

我々は次に理論と実践、科学と政策（技術）の相互規定的統一の理解に進まねばならない。我々は以上の考察で、現実化されるべき理念と現実化された理念との関係を近似性の概念により把えた。近似性という表現が示す如く現実化された理念、即ち現実は、現実化されるべき理念に根本的に制約せられる。即ち実践或いは政策（技術）は理論或いは科学に根本的に制約せられてこそ、真の意味で実践或いは政策（技術）と規定しうるものである。だが同時に、実践を根本的に制約する理論とは、「現実の理念化」として現実と無縁たりえず、現実を媒介しそのかぎり現実には制約せられねばならない。そしてワルスのな理論

構成の立場はかかる「現実の理念化」という理論の定義が示す如く、根本的には、経験主義と理念主義を総合し、単なる経験主義の立場を越えることにも注意せねばならない。さてこの様に理論を「現実の理念化」、実践を「理念の現実化」と規定するとき、これらは、現実の理念化→理念の現実化→現実の理念化……という相互規定的な一連の連鎖を生ぜしめることがわかる。それ故理念と現実とは、決してばらばらのものでなく、相互的に他を必要とする二重的関係に立つ概念であり、上述のシエーマを介しワルラスの方法論的立場は端的に一つの総合的立場、即ち、理念と現実、従って理論と実践を媒介的契機として成立する一つの同一性、として理解せられねばならぬことが分る<sup>112)</sup>。更にかかるシエーマは、ワルラスによりフランス革命やクリスティアニズムといった歴史的事象を介し単なる方法論的論理としてのみでなく同時に歴史的現実の論理とも考えられ、従ってワルラスの歴史哲学的立場を示唆する意味をも持つものである<sup>113)</sup>。

我々は最後に科学と政策（技術）の本質上の相違を異った角度から規定しておく。ワルラスは次の如く論じる。自然科学では同一の人間が純粋科学、応用科学、中には実践までも一人で行うことがあるが、倫理科学では純粋科学及び応用科学を構成する主体即ち理論家の機能と、政治家即ち実践的主体の機能とは区別せられねばならない、従って応用科学者は、純粋科学を媒介としつつ、利害或いは正義の、絶対或いは完全の観点を維持して、社会の組織化の理念を構成せねばならず、政治家は逆に、科学者により与えられたかかる理念の現実化を目指し、あくまでも相対或いは不完全の観点到身に置かねばならぬ、がそれである<sup>114)</sup>。換言すれば、政治家ないし実践的主体は、科学の要求する理念と、現実の状況との間に何んらかの妥協点を見い出さねばならない、即ち、理念が与える到達点と、それに至る出発点との間に、何んらかの妥協を発見し、理念の現実化に際し出来る限り混乱を避け、むしろ漸進的にこれを行うべきである。だが逆に科学者は現実の理念化に際し完全、絶対を求め革新的な理念を構成せねばならない<sup>115)</sup>。そして我々は社会経済学ないし経済体制論におけるワルラス自身の「現実の理念化」と、土地国有化論におけるワルラス自身の「理念の現実化」に、かかる理論と実践の持つ本質的特徴即ち革新性と漸新性とが如実に具体化せられていることを、指摘しておく。

112) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 10.

113) *ibid.* p. 20.

114) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 455.

115) *ibid.* p. 456.

以上の考察から、我々はワルラス自身の表現を借り、彼の方法論的立場を次の如く命題化することができる<sup>116)</sup>。

i. 理念 (ideal) 及び観念 (idées) の世界は理論或いは科学の固有の対象、真の領域である。

i の系、理論や科学の中でその存在が認められる理念や観念は、経験が提供する事実、現実から、悟性的能力 (entendement) や理性的能力 (raison) を介し導出せられるという条件を満すものでなければならない。

ii. 現実 (réalité) 及び事実 (faits) の世界は実践或いは政策 (技術) の固有の対象であり真の領域である。

ii の系、実践或いは政策は、理論或いは科学の与える諸原理を現実や事実に適用して行われるときにのみ真の意味で存在しうる。

iii. 全ての理念はそれが理念である限り完全であり絶対である。

iv. 全ての現実はその現実である限り不完全であり相対である。

v. 理論或いは科学とは現実の理念化 (l'idealisation de la realite) と定義しえ、実践或いは政策とは理念の現実化 (la realisation de l'ideal) と定義しうる。

vi. 理論或いは科学の本質的原理は完全或いは絶対であり、実践或いは政策 (技術) の本質的原理は不完全或いは相対である。

vii. 従って理論或いは科学と、実践或いは政策 (技術) とは、決してばらばらに存在するのでなく、現実の理念化→理念の現実化という一連の相互規定的作用により一つの同一性の二つの契機として存在しうるものである。(この点をワルラスは明示的に命題化しなかったが、我々はこれをも付け加えておく)。

尚、以上の考察を図式的に整理しておく。(次頁参照のこと)

注意、我々は当初続けて以下の項目を考察する予定であったが、紙数の制約上省略し、項目の表題をのみ記述することにする。このことは狭義の基礎理論の論理的構造を理解するため意味があるからである。

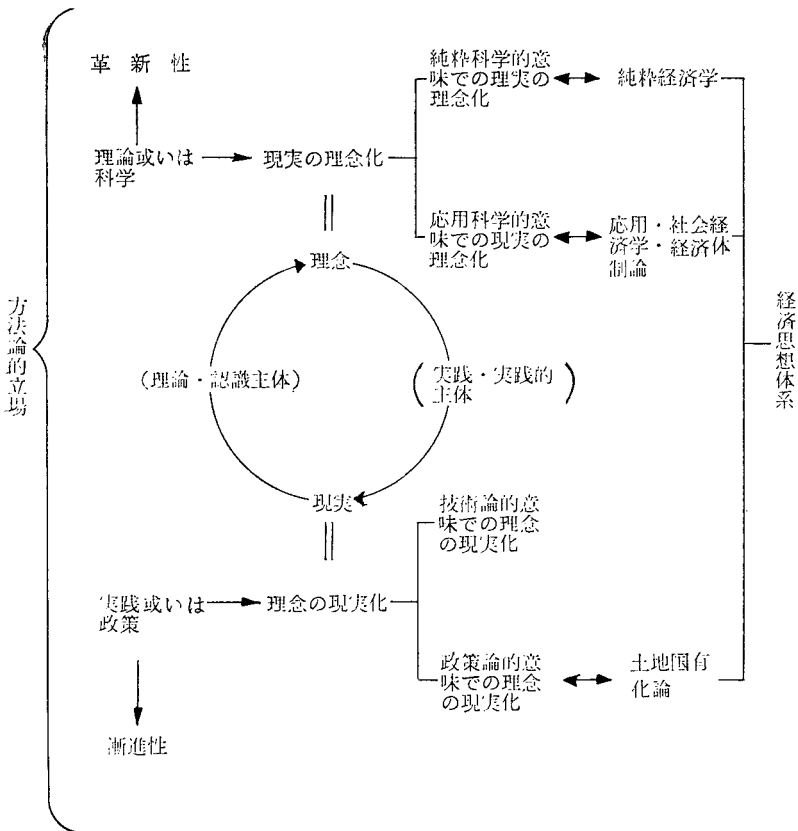
## 4. 2 人間学的存在論的考察

### 4. 2. 1 人間学的考察

(i) 生理的経済的観点からの人間の分析——分業について

---

116) L. Walras, Étude d'économie sociale p. 10~p. 11.



❷ (ii) 心理的倫理的観点からの人間の分析——倫理的人格性について

(a) 感受性について

(b) 知性について

(b.1) 想像力について

(b.2) 悟性について

(b.3) 理性について

(c) 意志について

❷ (iii) 労働者及び倫理的人格性について

4.2.2 存在論的考察

(i) Art, Science, Industrie, Moeurs の定義と区別について

(ii) Art, Science, Moeurs, Industrie の相互的関連の分析——それらの調和性の論証

**4.3 規範的性格を持った社会学的考察(cénonique 的考察)——社会の科学の一般的原理**

4.3.1 cénonique の本質規定

4.3.2 社会の事実の本質

4.3.3 社会の科学の一般的原理

尚以上については「大阪府立大学経済研究」第51号 (p. 29～p. 51) を参照されたい。

## V. ワルラス経済思想体系の構成原理<sup>117)</sup>

### 5.1 社会主義と自由主義の総合

我々はまずかかる考察が方法論的考察と対応し、先行する論理としてそれを必要とすることを指摘しておく。何故なら、かかる総合のきめ手を与える観点の区別が、理念と現実、従って科学或いは理論と、政策或いは実践であるが故に、我々はそれらの本質的洞察を方法論的考察に求めざるを得ぬからである。

#### 5.1.1 社会主義と自由主義の質的区別

ワルラスは社会主義 (socialisme) と自由主義 (liberalisme) とを 1. 理論的実践的根本原理 2. 科学的方法 3. 政策の手続 4. 歴史哲学的原理 5. 社会主義及び自由主義にその土壌を提供した現代国家、という 5つの観点から分析する。第 1の観点からは社会主義は、完全或いは絶対の体系 (système de la perfection et de l'absolu)、自由主義は完全可能性或いは相対の体系 (système de la perfectibilité et du relatif)<sup>118)</sup> と、第 2の観点からは、前者はドグマティズム (dogmatisme)、後者は批評 (criticisme)<sup>119)</sup> と、第 3の観点からは、前者は専制主義、(despotisme) 後者は自由(放任)主義 (liberalisme)<sup>120)</sup> と第 4の観点からは、前者は反省的理性 (raison réfléchie) 或いはドグマ的能力 (faculté dogmatique) の重視、後者は自然発生的感情 (sentiment spontané) 或いは自由なる能力 (faculté libre) の重視と<sup>121)</sup>、各々特徴づけられ、最後に第 5の観点からは、前者の土壌はフランス、後者の土壌はイギリスと考えられている<sup>122)</sup>。我々は以下かかる特徴の各々

117) *ibid.* p. 176 で、ワルラスは、「je veux exposer une methode nouvelle en vue .....de constituer la morale sociale」と論じているが、我々は、constituer という語からヒントをえて、構成原理という概念を作成した。ここで新しい方法とは、所謂、総合的方法であり、この方法を介し、ワルラスは、morale sociale を構成しようとする。cénonique もまたかかる morale sociale に含まれるが、それは更に、社会主義と自由主義の総合等々の、イデオロギーの対立の総合をも含むものである。ワルラスはかかる morale sociale を économie sociale の基礎理論の一つとみているが (p. 177. *ibid.*) それは更に、経済体制論の基礎理論の一つとも考えられている (p. 176 *ibid.*)。そしてワルラスは純粹経済学をもう一つの基礎理論と考えている。我々はそれを、隣接領域と規定した。なお経済体制論という訳語は、l'organisation économique de la société 或いは、l'organisation sociale économique に対応するものである。*ibid.* p. 176 を参照されたい。

118) *ibid.* p. 7~p. 8.

119) *ibid.* p. 18.

120) *ibid.* p. 18.

121) *ibid.* p. 19.

122) *ibid.* p. 21.

について説明を加えていく。

(i) 完全或いは絶対の体系及び完全可能性或いは相対の体系—理論的実践的原理について

ワルラスは完全 (perfection) と完全可能性 (possibilité de la perfection, perfectibilité) という二つの概念を区別する<sup>123)</sup>。そして完全の体系を社会の可能なる限りの完全化が現実に行われうるという信念とその現実化の努力を共に肯定する立場と定義し、それをまた絶対の体系とも各付け、社会主義の理論的実践の根本原理をそこに見出す<sup>124)</sup>。それに対し完全可能性の体系を、完全化への信念とその現実化の努力を共に否定する立場と定義し、それをまた相対の体系と名付け、自由主義の理論的実践の根本原理をそこに見出す<sup>125)</sup>。

(ii) ドグマティズム或いは批評、及び専制主義或いは自由放任主義者—科学的方法及び政治的手続きについて

以上の様な原理上の区別から次の性質上の区別が導出せられる。社会主義は唯一同一の科学的方法を使用し、唯一同一の政治的手続に訴える<sup>126)</sup>。科学的方法においてそれはドグマ的反省或いは反省的理性 (réflexion dogmatique, raison réfléchie) を介して、ドグマ的と規定しうる確定的決定的な社会的公式の提示に努力を傾注する<sup>127)</sup>。かかる特徴をワルラスはドグマティズムと規定する<sup>128)</sup>。また政治的手続においてそれは権力や権威に訴え、我々に専制的に以上のドグマ的公式の即時的直接的適用を課する。この点をワルラスは政治的手続としての専制主義と規定する<sup>129)</sup>。逆に自由主義の特徴はドグマティズム及び専制主義への恐怖に求められ、その立場からは、人間活動の完全に自由なる放置こそが、自然発生的に社会の進歩的運動を出現させる根本的要因をなすと考えられる (但し社会の進歩的運動を信じる点において、2つの立場は共通している)。それ故に社会についての研究は純粹かつ単純なる批評たりうるか、せいぜい経験的な現実の改良の媒介たり得るにすぎず、現実の変革の武器と考えられることは決してない。また、その政治的手続としては、自由なる自発性に基づいた自由放任主義が重視されざるをえなくなる<sup>130)</sup>。

123) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 4.

124) *ibid.* p. 6.

125) *ibid.* p. 6.

126) *ibid.* p. 6.

127) *ibid.* p. 6.

128) *ibid.* p. 6.

129) *ibid.* p. 6.

130) *ibid.* p. 7.

## (iii) 自発的情熱の重視或いは反省的理性の重視—歴史哲学的立場について—

更に各々の立場は歴史哲学的と名付けうる考え方を持つ<sup>131)</sup>。社会主義に従うと社会の進歩は一連のドグマ的な公式が断えず次々に交替せられていくその様な継続を介して進められる<sup>132)</sup>。例えば法律の改良が倫理的事実 (moeur) の改良を引き起こすという様に<sup>133)</sup>、理論が現実の運動に先行しそれを規定するものと考えられる。自由主義に従うと社会の進歩は時代から時代へかけて新たにせられていく感情、情熱等の根源的非合理的動力に支えられた人間活動の努力により進められる。故にまず倫理的事実が改良せられ次に法律が改良せられるという様に<sup>134)</sup>、ここでは理論の役割は背後にしりぞけられ彼等の強調する歴史的運動の源動力は第一次的には、理性というよりはむしろ熱情という如き自然発生的根源的非合理的な諸力に求められる。

ここで注意すべきことは、理論とはあくまでもワルラスの意味で理念主義と経験主義の総合的立場から構成せられたものを意味し、従って自由主義的立場に何んらかの意味での理論が欠除しているということは少しも論じられていぬことである。だが自由主義の立場での理論とは専ら経験主義に基き、感性的次元以上には出ないと考えられていることは確かである。また社会主義的立場が反省的理性を重視するといっても、政策或いは実践の次元で、それが、自由なる自発性を必要とすることはいうまでもない。だがそこではかかる自由な自発性、本来非合理的なるものが、理性により方向づけられ合理化せられていることには注意すべきである。但しかかる立場の方法論的反省の不徹底さから、非合理的な根源的動力の理性による方向づけが、専制主義を肯定するという形で表われる点が、批判せられるわけである。

## (iv) フランス或いはイギリス—社会主義或いは自由主義にその土壌を提供した現代国家について

以上の如く特徴づけうる社会主義と自由主義はあらゆる時代場所を通じて存在するとワルラスは指摘する。特に現時点において、それらは現代国家の中からその精神及びその果す役割が各々に同情的なるものをその思想の土壌として選びとり、それらの国家の運命に熱烈な愛着を示している。支配と権威の国フランスは社会主義の、自由と個人の創意を尊

131) *ibid.* p. 7.132) *ibid.* p. 7.133) *ibid.* p. 7.134) *ibid.* p. 7.



重なる国イギリスは、自由主義の土壌となった<sup>135)</sup>。

### 5.1.2 現実における各々の立場の典型的形態

以上の様に特徴づける社会主義と自由主義は、典型的には次の如き現実的形態をとった。まず社会主義は理念の中に現実を、絶対の中に相対を、吸収しつくし理論及び科学を優位におき真の意味の政策を後退させた。ここでは確定的決定的な社会的公式の探究を目的とする科学がすべてとなり、純粹且つ單純なるこの公式の即時的直接的な実践への応用が政策の本質となることから、政策はその本来の性質を失い存在の余地を持たない。彼等の政策とはドグマ的公式を即時的直接的に応用するための専制主義以外の姿をとりえないのである。更にまた以上の如く科学がすべてとなることより、反省的理性が重視せられることになる。逆に自由主義は現実の中に理念を、相対の中に絶対を、吸収しつくし、応用及び政策を優位におき理論及び科学を後退させた。ここでは政策は自然発生的な社会の発展や組織化の中のみ存在しえ、それがすべてとなる。かかる政策ももとより我々が後に規定する如き本来の政策ではなく、従ってまた、かかる政策完遂の源動力として根源的非合理的な自然発生的諸力が、反省的理性以上に重視せられる。それ故にまた科学はかかる発展や組織化の純粹かつ單純なる叙述に自己の役割を限らざるをえず、その真の機能を奪われて単なる批評活動に或いはせいぜい現実改良の道具にすぎなくなる。要するにここでは理論なき政策が、科学的認識を媒介としない政策が、支配することになる<sup>136)</sup>。

つまり、社会主義では、理論或いは科学を、完全或いは絶対の観点を維持しつつ構成すべき科学者が、その精神をそのまま政策或いは実践の世界に持ち込み、政策或いは実践の本質たる漸進的性質或いは妥協的性格が後退し政策はその本来の性質を失い、革命的急進的となり、かなりの無理をあえて犯すことになる。ワルラスは即時的直接的に理念を現実化すべきではなく少しずつ確実に理念の方向に現実を変革すべきことを重視し、そこに実践ないし政策の本質を求める<sup>137)</sup>。逆に自由主義では、不完全或いは相対の観点を維持しつつ、理念の現実化に際し、到達すべき目標と出発点の距離を、何んらかの形で妥協点を求め結びつけるという政策ないし実践の本質、即ち漸進的性格が、そのまま理論或いは科学の中に持ち込まれる。従ってそれは完全或いは絶対を求め革新的理論構成を行うことから離れ、政治家が理論家の位置になりかわり、理論の内部で彼らの利害にかかわる現実の

135) *ibid.* p. 7.

136) 以上の諸点については *ibid.* p. 17~p. 18.

137) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 455~p. 456.

事実に権利を与えるという傾向が生じうる<sup>138)</sup>。かくて科学は骨抜きにされ、批評活動或いはせいぜい現実の改良の道具に落ち着くことになる。

従って自由主義で存在しうる科学はワルラスにとっては真の科学でなく、真の科学のないところに真の政策も存在しえず、逆に社会主義での科学は科学としてワルラスの条件をみताすがそこには真の政策は存在しえぬと考える。但し自由主義での政策は真の政策でないとしても、政策の一つの本質をなす漸進的妥協的性格を維持する点で、社会主義の政策に勝るわけである。

かくてワルラスによれば、社会主義、ドグマ的反省、専制主義；自由主義、自発的自由、批評こそが存在せる論理だということになる<sup>139)</sup>。

### 5.1.3 社会主義及び自由主義の立場の対立を統一的に把えるワルラスの立場

以上の如く社会主義及び自由主義の立場を規定するとき、我々にはそれが二者択一的な選択を迫る如く感じられるであろう。だがワルラスはこの考え方を否定する<sup>140)</sup>。そしてワルラスはかかる社会主義と自由主義を綜合する彼自身の立場を提示する。

ワルラスの社会主義と自由主義の綜合にとり、本質的に重要なことは完全可能性という概念に対する解釈である。その解釈の如何が自由主義に導くか自由主義と社会主義の綜合に導くかの分れ目となる。

完全可能性とは完全化の状態に関するある種の観念と同時に、変革或いは改良せられねばならぬ不完全な状態についてのある種の観念を含む概念である。従ってそれは理論的かつ科学的な、現実化せらるべき理念を含み、かくて完全性の観念を含む一方、理論的かつ科学的な理念に従い変革せらるべき現実の観念を含みかくて不完全性の観念を含む。そしてかかる完全性の状態は、人間がいまだかつて到達したこともなく以後も到達しえぬものと考ええ、またかかる不完全性の状態も人間がかつてそれから完全に脱しえたこともなく、以後も脱しえぬものと考えうることを、ワルラスは認める<sup>141)</sup>。だが、自由主義者は、このことに矛盾を見出すに反し、ワルラスはこのことに調和を見出し、一つの同一性の中にかかる両面を包摂しようとする<sup>142)</sup>。自由主義的立場に属する論者は、「完全可

138) *ibid.* p. 455~p. 456.

139) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 18.

140) *ibid.* p. 8.

141) *ibid.* p. 10.

142) *ibid.* p. 10.

能性とは、一つの矛盾である。我々を目的に近づけるべき運動という観念には、矛盾が存在する。何故ならこの運動は我々を進歩させるとはいえ、我々を永遠にこの目的には到達させぬからである。だがこの矛盾こそ人間生活の神秘であり人間の活動の偉大さの条件である<sup>143)</sup>と論じる。ここから彼らは更に完全を現実化しようとの信念と、それを目指しての努力に消極的たらざるを得なくなっていく。しかしワルラスは、かかる解釈の根本的欠陥は理念と現実とを区別し得ぬことによる<sup>144)</sup>と論じる。社会は現実的には不完全であるが、理念的には完全であり完全化し得るものである<sup>145)</sup>。そして理論を「現実の理念化」、実践を「理念の現実化」と規定し、更に現実の理念化→理念の現実化という相互規定的連鎖を設定し、不完全から完全へ、完全からその近似的実現即ち不完全へという動的プロセスの中で、即ちかかる同一性の中で、理念と現実とを従って完全と不完全とを調和的にかかる同一性の二つの契機として包摂すべきことを説く。換言すれば理念が完全であり現実が不完全である以上、これら二つは全く異質の存在であり、何んら矛盾的關係にあるものでなくなる。矛盾はむしろ不完全なる現実を完全なる理念と同一視するとき発生し、それは理念と現実の根本的洞察の欠陥より生じるものである。完全なる理念をそのまま現実化せんとするとき、それは本来不可能なこと故、矛盾を露呈せずにはおかない。だが完全なる理念を現実化したときかかる現実化された理念はもはや理念でなく現実である以上、それは不完全なもの、理念の近似的な対応物である、という根本的洞察があれば、ここに矛盾の発生する余地はない。そしてかかる洞察を与える立場はカントにも見られる二世界説的立場と考え得るであろう。

この様にワルラスによれば政策とはどこまでも現実に足場を据えねばならず、現実が変革せられるべきものとして問題視せられる。また理論とはどこ迄も、理念に足場を据え得ず、理念的世界の中で、可能なるかぎりの完全性を求めることが問題視せられる。だが政策と理論とは決してばらばらに存在するのではなく、現実の理念化→理念の現実化という連鎖により、相互に規定的に作用し合うものと考えられている。従ってまた政策的進歩という立場からなさるべき仕事は、社会を改良しそれが既にその基盤としていたものを拡充し、悪を常により以上に減少させ、漸進的に現実に理念を応用する、即ち、理念を

---

143) *ibid.* p. 9~p. 10.

144) *ibid.* p. 10.

145) *ibid.* p. 10.

現実化することにあるとせられ<sup>146)</sup> (即ち、理念の現実化の方向は漸進的であるべきとせられている)、また科学的進歩という立場からなされるべき仕事は、社会を革新し新しい基盤の上にそれを据え、悪を一掃し、理念を定式化することにあるとせられる (即ち、現実の理念化の方向は革命的であるべきとせられている)<sup>147)</sup>。

従ってワルラスは自己の立場を、「私は理念的に即ち科学的には完全に社会主義者であり、現実的に即ち政策的には深くかつ真面目に自由主義者たりうる」<sup>148)</sup>と規定し、この様に社会主義と自由主義とを綜合するに至る。換言すれば政治的手続きとしての専制主義を避けること、かといって自由放任主義を肯定するのではなく、現実の理念化たる科学を媒介とし、それにより現実変革の方向を与え、かつ漸進的に理念の現実化を試みること、従って科学を単なる批評活動や、経験主義的な現実改良の道具或いは特殊の利害の代弁たらしめず、あくまで現実変革の武器として革新的な理論形成を認めること、以上がワルラスの真意である。それ故ここでは社会主義と自由主義が、一つの人格の内部で、全くばらばらに存在するのではなく、調和的に統一せられて存在する。

最後にかかるワルラスによる社会主義と自由主義の綜合は、民族的に見ればフランスの特性とイギリスの特性の一つの綜合といえるものである。かかる二つの特性を綜合した民族性をワルラスは人間性 (humanité) と規定する<sup>149)</sup>。

フランスの特性はワルラスの所謂典型的に社会主義的であり、イギリスの特性は典型的に自由主義的である。それを彼は両国の憲法体系に見出している。即ち、イギリスのそれは純粋に実験的経験的であり、フランスのそれは合理的或いは理念的たろうと意図されている。そして彼等の立場は観点に応じて正しくもあり誤りでもある。フランスの特性は完全にして絶対的なる憲法体系の追求という点では肯定せらるべきであるが、かかる体系を明日にでも手荒く機能させようとするとき否定せらるべきものとなる。イギリスの特性は日々の実践のために不完全で相対的な憲法の体系を固守しようという点では肯定せらるべきであるが、理論を無視するという立場からこの実践の中に閉じ込めるのであるならば、否定せらるべきである。だがこのイギリスの特性とフランスの特性とをワルラスの意味で綜合した特性を備えた存在こそが<sup>150)</sup>、ワルラスの所謂人間性 (humanité) である。かか

146) *ibid.* p. 14.

147) *ibid.* p. 14.

148) *ibid.* p. 16.

149) *ibid.* p. 21.

150) *ibid.* p. 21.

る人間性はあらゆる手段により社会的理念を血肉化したとき、同時にこの理念を現実化すべく日々自己の努力を怠らぬ存在と規定せられる。そしてワルラスは「我々の祖国をかかると人間性の中に見出すこと、そののみが問題である」<sup>151)</sup>と力強く論じるのである。

ところで上述の社会主義と自由主義の本質規定は、内容的でなく形式的にすぎなかった。そしてかかる形式が内容化されることにより、ワルラスの社会主義的側面自由主義的側面は、真の意味で把握しうることになる。社会主義的側面は、特に応用経済学が指示する経済社会の合理的組織化の諸規則、例えば対独占政策と、更に社会経済学が指示する倫理社会の、特に所有関係に即しての合理的組織化、即ちその中心である土地国有化論とを、総合したワルラスの経済体制論的思想の中に顕著に表われている。我々はこの点につき第二部で経済体制論の素描を提示しつつ考察する。次に自由主義的側面は、実践或いは政策たる土地国有化の方策論に顕著に表われている。土地国有化の前提に立つ経済体制論は、優れて理念的な性格を持つが、その現実化にとり土地の国有化を如何に行うかの方策の研究は欠かしえない。そしてワルラスはかかる方策の研究において彼の主張の如く、極めて漸進的妥協的な自由主義的特質を打ち出している。我々はこの点をも第二部で土地国有化論の概要を与えるに際し指摘する。

#### 5.1.4 L. ワルラスの歴史哲学的立場

最後に我々は L. ワルラスの歴史哲学的立場について考察する。

ワルラスは社会の進歩を2つに区別する。(1)は社会的理念の進歩であり、(2)は社会的事実の進歩である。社会的理念の進歩は、一つのドグマから他のドグマへの交替、しかも反省的理性の支配のもとに行われる交替、の中で進められる。社会的事実の進歩は、一つのドグマの応用から、他のドグマの応用への交替、しかも根源的非合理的な自然発生的活動の支配のもとに行われる交替の中で進められる。しかし通常社会の進歩は、社会的事実の進歩という概念にあたり、そこにおいては理性的な反省もある重要な役割を演じるとはいえ、自由なる自発性に支えられた根源的非合理的な諸力が一つの決定的な役割を演じると考えられている<sup>152)</sup>。だがドグマの応用という表現に注意するならば、応用がなされるためにはドグマの存在が不可欠であることが分るのであろうし、ワルラスは、感情熱情等自発的活動の動力たるものが事実の世界でその活動を始める以前に、反省的理性は理念

151) *ibid.* p. 21.

152) 以上の諸点については、*ibid.* p. 15～p. 16.

の世界において、その仕事を完遂していたと論じて、反省的理性の社会的事実の進歩における役割を重視している<sup>153)</sup>。ここに彼の歴史哲学的立場の特徴が見出されうるのであろう。いつにても何処にあっても、政策は理論の或いは科学の努力と成果とを自己の養分としてきたのであり<sup>154)</sup>、その歴史的例証として *Christianism* とフランス革命とが上げられている。

キリスト及びその使徒達、更に初期の後継者達の存在以前に、ソクラテス、プラトン、アリストテレス、フェノン、エピキュロス、キケロ、セネカといった人々が存在していたこと、福音の教えの以前にギリシャ哲学やローマ哲学の教えが存在していたし、それらの哲学の倫理的原理が、*Christianisme* それ自体の中で大きな位置を占めてきたことが、指摘され、更にたとえキリストが個別的、自発的にかつ自由に、熟慮せられたドグマティックな偏見から全く純粹なる感情の力にのみ訴えて、自己の教えを布教し社会の革新の広大にして驚くべき運動に最も精力的な衝動を与えたということが真実であるとしても、*Christianisme* をそれに先行した諸思想を抜きに説明しつくせると考えることは全く誤っている、と論じられ<sup>155)</sup>、フランス革命についても1789年に始まった事実の世界での革命は、16、17、18世紀に渡ってなし遂げられ、今なお持続している観念の革命により、先行せられたものであると論じられている<sup>156)</sup>。

注意 我々には当初続けて以下の項目を考察する予定であったが、紙数の制約上省略し項目の表題をのみ記述することにする。

## 5.2 功利主義と倫理主義の総合

## 5.3 個人主義と共産主義の総合

尚、以上については大阪府立大学経済研究第51号 (p. 54~p. 59) を参照されたい。

---

153) *ibid.* p. 20.

154) *ibid.* p. 20.

155) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 19~p. 20.

156) *ibid.* p. 20.

## 第2部 L. ワルラスの社会経済学

### はじめに

我々はこちらで第1部で考察した基礎的立場を踏まえ、L. ワルラスの社会経済学の固有の内容につき考察する。ワルラスの *Etude d'économie sociale* は社会経済学固有の内容である所有論即ち、社会的富の正義に合致した分配の条件の定式化、及び租税論の外に、応用経済学と社会経済学の総合的適用からなる経済体制論を含み、これらは理論或いは科学と考えるものである。これら以外に、なお、それは土地国有化の現実的方策の研究という実践的政策的側面を含み、この様に理論或いは科学と実践或いは政策とを共に含んでいる。それ故我々の表題は厳密には不正確であるが、一応それにより所有・租税論即ち社会経済学固有の内容と経済体制論（従ってその限り応用経済学への言及を含む）の素描、更に土地国有化論の概要を包括したいと考える。換言すれば、我々の考察は、所有論に絞られるが、所有論は内容的に経済体制論と関連を持つが故に、我々は社会経済学とともに経済体制論にも触れざるをえなかった。だが経済体制論の本格的考察には純粹経済学、応用経済学の本格的考察が不可欠であり、それにも拘らず本論稿でそれらは正面から取り上げられなかったが故に、我々は経済体制論の本格的考察を断念せざるをえず、必要なる限り純粹・応用経済学に言及しつつ経済体制論の素描に止めざるをえなかった。だが素描的段階であるとはいえ、我々はそれによりワルラス経済体制論の本質的部分の考察は成しえたと信じている。

我々は以下ワルラス社会経済学の考察を1、L. ワルラスの所有論、2、従来の所有学説への批判、3、L. ワルラスの租税論、4、L. ワルラスの経済体制論の素描、5、L. ワルラスの土地国有化論の概要、に分ち、順次考察する。だが、その前に予備的考察として、存在論的考察と *cénonique* 的考察の総合を試み、それに立ち応用 社会経済学及び経済体制論とかかる総合的立場との論理的関連につき形式的な考察を与えておく。但しこの部分はワルラスに

対する我々の拡大解釈という部分である。

### I. 存在論的考察<sup>157)</sup>と *cénonique* 的考察の統一及び応用・社会経済学、経済体制論との論理的関連について

かかる考察は厳密には基礎的立場を論じた第1部に包摂せらるべきであるが、我々の考察が、ワルラスの考察をある意味で越えること、更に、ここにかかる考察を与えることが基礎的立場の意味を一層明らかにすることを考え、我々は社会経済学考察の予備的位置に、以下の論述を置くことにする。

ワルラスは、人間学的考察に基礎づけられた存在論的考察において<sup>158)</sup>、第1に具体的人間の理念を倫理的人格及び労働者として二重的に把えるべきこと<sup>159)</sup>、第2に具体的人間社

157) 存在論的考察という名称は或いは不適當かもしれない。存在論とは哲学的には形而上学を意味するからである。だが、ワルラスのかかる考察はもとより形而上学ではなく、むしろ、社会哲学、しかも、範疇論的、規範的性質をもつ、哲学の一分野と考えることが好ましい。

158) この点については、大阪府立大学経済研究第51号掲載の拙稿「L. ワルラスの社会経済学(3)」p. 29~p. 45を参照されたい、ここでは、解決せらるべき若干の問題が示されたままに終わっている。そして我々はそれらを未解決のまま、残さざるをえなかった。

159) 倫理的人格及び労働者については、我々は、大阪府立大学経済研究、第51号、掲載の拙稿「L. ワルラスの社会経済学(3)」、人間学的考察において与えた。だが、倫理的人格及び労働者として、人間を二重的に把握するという立場は、以下の考察にとり、非常に重要であるから、我々は、若干この点を再論しておく。倫理的人格とは、典型的には、動物にはなく人間にのみ存在する心理的諸能力を高いレベルで、統一している人間存在を意味する。かかる諸能力とは、ワルラスにより、1、同情及び美的感覚(これらは、没自己関心的情感と名付けられている)により完成せられた感受性、2、悟性を伴った理性により完成せられた知性、3、自覚的かつ自由なる意志、を意味する。従って、倫理的人格の完成とは、これら3つの能力の可能なるかぎりの完成を意味し、かかる完成が生み出す具体的人間そのものである。もとよりこれは理念であり、現実の人間存在は、その近似物として無限にかかる完成を志向すべき存在である。他方労働者は、利価値の観点からとらえられ、人の目的に物の目的を利を極大化すべく従属させる存在であり、分業体系にくみこまれ、社会的連帯的にかかる利を実現するための一要因である。そして、利価値と善価値について与えた我々の分析(上掲拙稿 p. 38~p. 39)から、それらは、矛盾対立するものでなく、二重的に把握せられねばならぬことが分る。即ち、倫理的人格の完成は、上述の心理的諸能力の完成であり、従ってそれは、理念的には、労働者としての、労働能力、従って利価値産出の能力の完成に通じるものである。従って我々は、社会的富の生産活動と、活動成果の享受を、常に二重的に、「倫理的人格たる人間」によるものと、「労働者たる人間」によるものとに区別し、かつ統一して把握する。そして、生産活動→活動成果の享受→生産活動というサイクルが、倫理的人格性と労働者としての生産性を、同時に二重的に、完成の方向へ、少くとも理念的には、方向づけるべきものとする。



会の理念を Moeurs 及び Industrie の統一として二重的に把えるべきこと、第 3 に Moeurs の基準を正義、Industrie の基準を利害とし、Moeurs 及び正義を社会経済学、Industrie 及び利害を応用経済学の対象及び基準とすべきこと<sup>160)</sup>、第 4 に Moeurs と Industrie 従って正義と利害とは矛盾せず調和的に統一せられるべきこと、を主張した。他方、ワルラスは *cénonique* 的考察で、個と集団従ってまた個人と国家の合理的組織化の一般的公式を、秩序及び正義という二つの基準に立ち与えていた<sup>161)</sup>。だがワルラスは更に進んで存在論と *cénonique* との関連については、充分な考察を展開しなかった。それ故、我々は、Moeurs の合理的組織化が *cénonique* により与えられるというワルラスの叙述<sup>162)</sup>を手掛かりに、我々自身両者の関連を考察せねばならない。このとき我々は次の如き事柄を問題とせざるをえない。

1、存在論的考察で Moeurs の基準を正義というときの正義と *cénonique* 的考察で個と集団を秩序と正義により合理的に組織化するというときの正義とは、同一の概念と考えるか。

2、*cénonique* 的考察で論じられる秩序は存在論的考察に組み入れられたとき、如何なる位置を占めるか。

3、存在論的考察で Industrie の基準とされる利とは何か、また、かかる利と秩序、正義との関連はどうか、更に一般に利と秩序、正義との関連はどう考えればよいか。

4、応用経済学の対象を、Industrie としその基準を利というとき、また社会経済学の対象を Moeurs としその基準を正義というとき、その意味はどう解釈されるべきか。そしてこの際除去されている秩序は如何なる学問の如何なる基準となるか、等々である。

我々が既に指摘した如く、ワルラスでは、終始一貫して二重的方法が採用せられる。それ故我々は人間を倫理的な人格であると同時に、労働者として二重的に把握する必要がある。ここで倫理的な人格とは、動物と区別せられた人間固有の心理的能力とみなされる 1、同情及び美的感覚により完成せられた感受性、2、悟性を伴った理性により完成せられた知性、3、自覚的で自由なる意志の 3 つを統一的調和的にかね備えた人間存在であり、勞

160) この点については、上掲、拙稿 p. 55 を参照されたい。

161) この点については、上掲、拙稿 p. 40~p. 51 及び p. 56~p. 58 を参照されたい。

162) ワルラスが存在論と *cénonique* を統一しようと考えていたことは、*Étude d'économie politique appliquée* p. 459 に示唆されている。彼はそこで、Moeurs の合理的組織化に *cénonique* を使用しうることを論じている。

働者とは、物の目的を人の目的に従属させ利価値を実現し、これにより、自己及び分業関係を介して他者の生存の、経済的生理的基盤を即ち広く生存資料（但し、単に生活のための衣食住に不可欠な資料のみでなく、精神的な欲求を満足させる生産物を含む）を獲得する存在であり、利価値の実現の即ち、利価値の生産と生産された利価値の何んらかの形で消費の観点からとらえられたものである。そして、倫理的人格の完成を目指した「倫理的人格たる人間」の行為が、「労働者たる人間」による利価値の実現の行為と二重的に存在するという、それ故、分業の一環である専門的職業へ特化し、労働者として利価値を実現することと二重的にのみ、人間は倫理的人格を完成しうる、かかる見地を我々は貫かねばならない。従って労働者としての完成、即ち利価値の実現の能力の完成は、二重的に倫理的人格の完成を、少なくとも、理念的には、伴わねばならぬものである。勿論、現実的には、このことは必ずしも妥当しないが、その場合でも、かかる人間の二重的把握の立場そのものは変わらない。

そこでまず人間を労働者として捉え、その限り抽象し、そこから *Industrie* の構造を分析し、利の内容につき厳密に規定する必要がある。

ワルラスは *Industrie* を、職業の専門的分化に従事する「労働者たる人間」が相互にとり結ぶ社会的関係の総体、即ち分業を介しての、物の目的を人の目的に利価値実現の立場から従属させることを目指した人と物との関係の総体、と定義しその基準を利と規定する<sup>163)</sup>。ところで物の目的を人の目的に、利の立場から従属させることには、物の生産と生産された物の分配との二段階が必要である。単に物が生産せられたのみでは利価値の実現の一方の要件が準備せられたにすぎず、それ故、生産せられた物が分配せられる必要がある。かくて、社会的富の生産と分配の問題が生じ、この両面に答ええて利の極大化の問題は始めて解決しうる。そこで我々は利を「生産の次元での利」即ち生産せられた利価値と「分配の次元での利」即ち前者の消費の結果実現せられた利価値に区別する。従って社会的富の生産の合理的組織化と生産された社会的富の分配の合理的組織化が問題となり、かかる問題をその認識目的とする学問が要請せられる。そしてワルラスが応用経済学を社会的富の生産の理論、社会経済学を社会的富の分配の理論<sup>164)</sup>と規定することから、我々は応用経済学を「生産の次元での利」の極大を目的とする学問と、社会経済学を「分配の

163) 上掲、拙稿 p. 37.

164) かかる規定は多くの箇所に見られるが、我々は *Étude d'économie politique appliquée* p. 469 及び p. 475 を指摘しておく。

次元での利」の極大を目的とする学問と考えるのである。また経済体制論とは応用経済学と社会経済学の総合的適用の上に成立するが故に、それは、社会的富の生産と分配との統一組織化、を与えるもの、従って「生産の次元での利」と「分配の次元での利」を統一した「利」そのものの極大化に答える学問と考える。

次に我々は人間を倫理的人格として把え、その限り抽象し、そこから Moeurs の構造を分析し *cénonique* との関連を考察せねばならない。

そのとき Industrie であると同時に、Meorus として、人間社会の具体的理念は、二重的に把握せられねばならぬが故に、Industrie の合理的組織化を「生産の次元での利」の極大化を求めての物の生産の合理的組織化と、分配の次元での利の極大化を求めての、物の分配の合理的組織化とに分ちうる以上、我々はそれに対応させ「倫理的人格たる人間」が、各々の人格性完成、運命の完遂の整合調整を目指し相互にとり結び権利義務の関係即ち Moeurs の合理的組織化を、生産の合理的組織化（即ち、物の生産の次元での経済主体相互間の権利義務の関係）と、分配の合理的組織化（即ち、生産された物の分配の次元での経済主体相互間の権利義務の関係）に分ちうる。換言すれば、「生産の次元での利」の極大化を求めての生産の合理的組織化は、「労働者たる人間」（但しここで人間とは個人と国家を意味する。国家も個人と同様、倫理的人格であると同時に、労働者として把えられねばならない。この点は後述する。）がとり結ぶ関係であるが、かかる「労働者たる人間」は同時に倫理的人格であるから、生産の組織化は「倫理的人格たる人間」（即ち個人と国家）が生産の次元でとり結ぶ権利義務の関係と二重的に存在すると考える。他方、「分配の次元での利」の極大化を求めての合理的組織化も、「労働者たる人間」（即ち個人と国家）が相互にとり結ぶ関係であるが、かかる「労働者たる人間」は同時に倫理的人格であるから、かかる分配の組織化も倫理的人格たる個人と国家が相互にとり結ぶ権利義務の関係と二重的に存在すると考える。それ故我々は Moeurs を「生産の次元での Moeurs」と「分配の次元での Moeurs」に区別する。そして「生産の次元での Moeurs」は「生産の次元での Industrie」（但し Moeurs と同様 Industrie についてもかかる区別をする）が応用経済学の対象であった如く応用経済学の対象と、「分配の次元での Moeurs」は「分配の次元での Industire」が社会経済学の対象であった如く社会経済学の対象と考える。後の結論を先取すれば、「生産の次元での Moeurs」を対象とする応用経済学の基準は秩序、「分配の次元での Moeurs」を対象とする社会経済学の基準は正義である。それ故、「生産の次元での Moeurs」と「分配の次元での Moeurs」の統一たる Moeurs

は、経済体制論の対象であり、その基準は秩序と正義の統一である。かくて *cénonique* が *Moeurs* の合理的組織化の理論として存在論に媒介せられることになる。換言すれば、*cénonique* は、存在論が与える *Moeurs* を合理的に組織化するための基準を与え、かくて秩序と正義の統一として、個と集団即ち個人と国家を合理的に組織化し、これにより同時に *Industrie* の合理的組織化を、利を基準として、それが極大化される如く与えることになる。我々は次に人間を倫理的人格と労働者に区別し、社会的富の生産及び分配の次元で各々が如何なる意味を持つかを考察する。

「倫理的人格たる人間」は生産の次元で、専門的職業に特化し、生産活動を介し自己の倫理的人格の完成を、即ち、上述の3つの心理的能力の可能なるかぎり調和的統一的な完成を、各々の個性に応じて意図する。即ち、生産活動を介し生産活動の成果を自己の倫理的人格の外化として産出し、同時に、自己の倫理的人格性をも変質させる。ここで変質とは、向上、低下、不変のすべてを含意する概念であるが、理念的には、人間は、自己の倫理的人格性を不断に向上させねばならない。逆に「労働者たる人間」は、生産の次元で専門的職業に特化し、利価値を産出し、かくて倫理的人格完成及び労働者としての自己の再生産に必要な経済的生理的基盤を準備し、同時に、労働者としての自己の能力を変質させる。そして理念的レベルで倫理的人格であると同時に労働者として二重的に把握せられた人間の生産活動の成果は彼の倫理的人格の外化であると同時に、彼の労働成果として利価値を持たねばならず、また倫理的人格性の変質は、同時に労働能力の変質でなければならない。この様に、生産の次元で問題となるのは、労働生産物及び倫理的人格の外化たる活動成果更にかかる活動により生じる労働能力及び倫理的人格性の変質であるが、分配の次元で問題となるのはかかる活動成果の享受である。即ちまず「倫理的人格たる人間」は、分配の次元で自己の倫理的人格の外化たる生産活動の成果を享受することとなる。かかる享受とは、生産活動を介して変質した自己の倫理的人格性そのものの、及び、自己の倫理的人格の外化たる生産物そのものの享受であり、後者の享受はかかる生産物の直接的享受、更に、それと引きかえに獲得した他者の倫理的人格の外化たる生産物の享受を含み、かかる享受は当然自己の倫理的人格性の変質となって結果する。従って「倫理的人格たる人間」の活動成果の享受とは、倫理的人格性の観点から、即ち、倫理的人格の変質の観点から把握られた活動成果の何んかの費消を、従って倫理的人格としての自己の再生産を意味する。次に「労働者たる人間」は、分配の次元で、利価値生産のための生産活動を介して変質した労働能力そのもの、及び生産された利価値を何んらかの形で費消しかくて実現せられた利

価値の二つを享受しうる。後者の享受とは、労働者としての自己の再生産を意味し、かかる再生産は労働者としての労働能力の変質を意味する。従って「労働者たる人間」の享受とは、利価値の実現の観点から、即ち物の目的を人の目的に利を求め従属させるという観点から、従ってまた労働能力の変質、労働者としての再生産の観点から、把えられねばならぬものである。そして、具体的人間の理念は、倫理的人格であると同時に労働者として、更に、倫理的人格性の向上は労働者としての能力の完成に結実するものとして把えられねばならなかったが故に、生産及び分配の次元での「倫理的人格たる人間」の活動及びその活動成果の享受と、「労働者たる人間」の活動及びその活動成果の享受は、常に二重的に把握せられねばならない。即ちここでは、同一の対象が二つの観点から、分析的抽象的に把えられ、更にかかる二つの観点を重ね合わせて、具体的現実が、理念として再び把握せられるという方法が使用せられているわけである。但し我々は、具体的人間の生産活動が、常に二重的に、倫理人格性及び労働者の観点から把握せられるとは考えるが、このことは、倫理的人格の向上と労働能力の向上とが、常に相伴うものと考えないことを意味しない。現実的には、両者の関連は様々でありうるし、特に、労働能力の向上が、倫理的人格性を、偏向的に変質させることもあり、また、倫理的人格性の調和的向上が、労働能力を低下させるという局面も存在するであろう。だが我々は、我々の価値判断を折り込んだ理念的立場からは、両者の関係が、平行すべきものでなければならぬと考えている。また、上述の生産と分配の区別、即ち、生産活動と活動成果の享受とは、あくまで具体的現実の分析的把握であり、生産活動は、活動成果の享受とからみ合って成立しうることに注意せられねばならない。我々は生産活動というとき、主として自己の専門的職業活動を意味し、活動成果の享受というとき、かかる職業活動を離れた場での享受をも含めているが、かかる後者の享受といえども、何んらかの形で、職業的活動の場で必要とされる倫理的人格性及び労働者としての利価値生産の能力と関連を持つことは明らかである。更に我々は、生産活動の成果を、単に衣食住に主として関連する生産物、及び、通常の意味で衣食住を離れたいわば必需品とは考えられぬ生産物（もっとも、必需品という概念も実ははなはだ曖昧であるが）に区別し、これら両者の享受の内容を、詳細に、倫理的人格性及び労働者の観点から区別せねばならないが、本質的には、かかる享受はともに、倫理的人格性の変質及び労働能力の変質に、関連を持ち、二重的に把握せられねばならないと考えている。このことは、倫理的人格が三つの心理的能力の何んらかの調和的統一と考えられ、労働者とは、かかる心理的能力が、労働能力として利価値生産の局面に活用せられた側面

でとらえられていることと、これら三つの能力の調和的統一と労働能力とが、二重的に把握するが、変質という概念で、様々の関係を含んで把握されていることから、明らかなことと考える。但し、倫理的人格性の外化たる生産物が全く利価値を持たぬ場合も考える。このとき、我々は、かかる生産活動を行う人間を厳密には労働者としては把握しえぬであろう。だが、美や真理を直接の目的とする芸術家や学者の産出物が、即時的に利価値を産出しえぬとしても、間接的、異時的に利価値を産出するならば、彼らは同時に労働者たりうる。かってやや厳密に、利価値と、美、真理、善等の価値の本質規定を試みたから（大阪府大経済研究、第51号、「L. ワルラスの会社経済学（3）」p.38～p.39）それを参照していただくとして、我々は決して、美、善、真理等を、利と矛盾的对立的なるもの、例えば利価値を持つものは、美価値を持たぬなどは考えていない。モーツァルトのオペラは、我々の立場からは利価値を持つ。だからこそ彼の作品はあれほど広く聴き続けられている。そしてこの場合も同一の心的情感が、美と利の二重の観点からとらえられているのである。だが、我々が具体的人間を、倫理的人格であると同時に、労働者として、二重的に把握しうるための、前提条件として、かかる人間の生産活動の成果が、倫理的人格の外化として、真、善、美等の価値を持つと同時に、労働生産物として利価値をも持つことが不可欠であることに注意していただきたい。一介の単純労働の産物さえ、それがいかなる美をも伴わずとも、少くとも、分業の一環を自己が荷うという自覚のもとでその生産活動がなされているならば、利価値と同時に善価値を持ちうるであろう。

以下我々は応用経済学、社会経済学更に経済体制論が如何なる内容を持つべきかを抽象的に考察する。

応用経済学について<sup>165)</sup>。我々は応用経済学の対象を「生産の次元での Moeurs」、その基準を秩序と、更にそれが同時に「生産の次元での Industrie」をも対象とし、「生産の次元での利」の極大化に答えるると規定した。ところで「生産の次元での Moeurs」も Moeurs の一般的規定である「倫理的人格たる個人と国家」の権利義務の関係の特殊的规定と考えるから、我々はこれに *cénonique* を援用しうる。但しこの際その秩序の概念のみが問題となる。秩序の問題とは、自由に従った個人的活動領域と権威に従った国家的活動領域との調和的境界設定に関連した<sup>166)</sup>。従って、社会的富の生産の次元でのか

165) 応用経済学がいかなる学問であるかの大略をとらえるためには、L. Walras. *Étude d'économie politique appliquée* p. 265 以下に掲載されている、「*L'économie appliquée et la défense de salaires*」を参照されたい。

166) 上掲拙稿、p. 46～p. 50 p. 56～p. 58 を参照のこと。

かる境界設定、即ち国家的活動領域と個人的活動領域を、権威、自由に従い設定し、かくて総体の秩序 (un ordre d'ensemble ou d'unité) と細部の秩序 (un ordre de détail ou de variété)<sup>167)</sup>を社会的富の生産の次元で樹立することを応用経済学はその課題とする。ワルラスはこの為になまず利害を「私的利害」(intérêt privé)と「公共的利害」(intérêt public)に区別し、両者の統一として「社会的利害」(in térèt social)を考え、次に「私的利害」に個人的主導権に属す個人的活動領域を、「公共的利害」に国家的主導権に属す国家的活動領域を結合する<sup>168)</sup>。従って極大化さるべき「生産の次元での利」とは「私的利害」と「公共的利害」の統一たる「社会的利害」と考える。ところで「私的利害」と「公共的利害」の区別から、「私的利害に属す生産物」と「公共的利害に属す生産物」の区別が導出されうるが、ワルラスは私的個人はかかる「私的利害に属す生産物の生産」に、国家は、「公共的利害に属す生産物の生産」に特化すべきである<sup>169)</sup>。かくて国家が、権威により一般的社会的条件を確立し、個人が自由により特殊的人格的位置を確立するとき成立する秩序を社会的富の生産の次元で特殊的に規定するとき、一般的社会的条件の確立とは「公共的利害に属す生産物」の国家による生産と、特殊的人格的位置の確立とは「私的利害に属す生産物」の私的個人による生産と、考えることとなる。そしてかかる条件と位置の、権威と自由の調和的均衡の上立った確立、即ち秩序とは、「倫理的人格たる個人及び国家」の権利義務の関係、従って *Moeurs* と規定しうるものである。ところで「倫理的人格たる私的個人及び国家」が、かかる生産活動への特化により、成し遂げうる成果とは、私的個人では、生産活動を介しての自己の倫理的人格性の外化たる生産物、及び同時にそれと共に生じる自己の倫理的人格性の変質である。「倫理的人格たる国家」についても同様に論じうる。但し、我々はその際国家を「生産主体としての国家」と「消費主体としての国家」に分ち、社会的富の生産の次元では国家とは、「生産主体としての国家」と考えるべきである。そして「消費主体としての国家」については社会的富の分配の次元で問題とすればよい。そして我々は、個人を倫理的人格と把える立場からの類推により、国家そのものにも倫理的人格性を附与すべきと考える<sup>170)</sup>。即ち、国家

167) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 159.

168) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 267.

169) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée*, p. 268.

170) かかる考え方の一つの根拠を我々は L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 432に見出しうる。

とは、倫理的人格たる私的個人の総体であるが更に、それを越えた一つの実体として、権威に従い主体的に行動しうる存在であるからである<sup>171)</sup>。そしてワルラスでは、かかる権威に従った国家の主体的行動は国家の成員たる個人の倫理的人格の完成を目的とし、その為必要不可欠な一般的社会的条件の確立に限定せられ<sup>172)</sup>、それ故、「生産主体としての国家」は社会的富の生産活動を介し、活動成果として国家そのものの倫理的人格性を外化し、かかる外化を通じその倫理的人格性を変質させ得る。ところで私的個人及び国家は倫理的人格として把握せられると同時に労働者としても把握せらるべき存在であった。従って「労働者たる個人」は生産活動を介し利価値を労働生産物として生産し、かくて彼の倫理的人格完成の及び労働者としての再生産の経済的生理的基盤を準備し、国家は同様に利価値を労働生産物として生産し、かくてその成員たる個人の倫理的人格完成及び労働者としての再生産の経済的生理的基盤を準備すると考えるべきである。このとき個人は私的な利価値を国家は公共的な利価値を生産する。即ち「労働者たる国家」的活動の成果は「労働者たる私的個人」の活動成果に加えられ、後者が「生産の次元での私的利害」に前者が「生産の次元での公共的利害」に答え、両者あいまって倫理的人格完成の及び労働者としての再生産の経済的生理的基盤を準備すると考える。

以上から、応用経済学は、社会的富の生産の次元での、個人と国家の活動領域を、自由と権威に従い確立し、かくて秩序を樹立し、この限り社会的富にかかわる経済的活動の次元で、特殊的に規定せられた *Moeurs* 即ち「生産の次元での *Moeurs*」の合理的組織化に答えたことになる。換言すれば、「私的利害に属する生産物」の生産活動は個人的主導権に属し、国家はこれを侵しえず、ここに細部の秩序が保証せられ、「公共的利害に属する生産物」の生産活動は、国家的主導権に属し、個人はこれを侵しえず、ここに総体の秩序が保証せられる。このことにより同時に *cénonique* が与える秩序の概念が、如何に *Moeurs* の合理的組織化にとり、媒介せられたがより明確になる。更にかかる「生産の次元での *Moeurs*」の、秩序に依拠した確立が、二重的に「生産の次元での利」の極大化に答えると我々は考えるべきである。かかる利害は勿論「私的利害」と「公共的利害」の統一たる「社会的利害」である。

但し以上の考察は、応用経済学の対象領域、即ち「生産の次元での *Moeurs*」、その基準

171) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 150~p. 153.

172) この点については上掲拙稿 p. 46~p. 50 を参照されたい。



即ち秩序、更に、「生産の次元での利」の確立に関する形式的考察にすぎず、いまだ具体的内容的な考察ではない。この点を我々は経済体制論で改めて答えるであろう。

我々は次に Moeurs の他の一環たる「分配の次元での Moeurs」、即ち社会的富の分配の合理的組織化に答えねばならない。Moeurs そのものは社会的富にかかわる経済的活動の次元においても、秩序と正義の統一により、始めて合理的に組織化せられ、そのことと二重的に「生産の次元での（私的、公共的従って社会的）利」と「分配の次元での（私的、公共的従って社会的）利」の調和的統一たる「私的、公共的従って社会的利」の極大化の問題も同時に答えられるのであるが、我々は、いまだ秩序と「生産の次元での利」に答ええなすぎなかった。従って以下正義の確立と「分配の次元での利」の極大化に答えねばならない。そして社会経済学が、社会的富の「分配の次元での Moeurs」を対象とし、それを正義に依拠し合理的に組織化することに答え、そのことと二重的に「分配の次元での利」の極大化にも答えうるものである。

cénonique 的考察が与えた如く、正義の問題とは、秩序の問題が個人的活動領域と国家的活動領域の境界設定に際し成立したに対し、個人的活動成果と国家的活動成果の享受に関する合理的基準を樹立するとき成立する<sup>173)</sup>。そして個人的活動は特殊的人格的位置の確立と規定せられたから、個人的活動成果とは確立せられた特殊的人格的位置（即ち、個人の倫理的人格の外化たる生産物と、個人の倫理的人格性の変質、及び二重的に労働者としての個人の労働生産物と労働能力の変質を意味する）であり、かかる成果を個人は不平等に、即ち個人の能力に側応し、享受すべきと考えられ、逆に国家的活動は一般的社会的条件の確立と規定せられたから、国家的活動成果とは確立せられた一般的社会的条件（この場合も倫理的人格たる国家の倫理的人格の外化たる生産物と、国家の倫理的人格性の変質そのもの及び二重的に労働者たる国家の労働成果と国家の労働能力の変質そのもの）であり、かかる成果を国家の成員たる個人はその能力の如何に拘らず、倫理的人格として平等に享受しうる権利をもつと考えられた。ところで社会的富にかかわる経済的活動の次元で考えられた特殊的人格的位置の確立とは、「私的利害に属す生産物」の生産活動の成果の、個人の能力に側応した享受、即ち不平等な享受を意味し、一般的社会的条件の確立とは、「公共的利害に属す生産物」の生産活動の成果の、国家の成員たる個人に権利として認められた享受、即ち平等なる享受を意味することとなる。そして個人的活動成果の不平

173) この点については、上掲拙稿、p. 46～p. 50 p. 56～p. 58 参照のこと。

等なる享受の確立と共に、分配的正義 (justice distributive) が、国家的活動成果の平等なる享受の確立と共に双務的正義 (justice communitatif) が保証せられる。

ところで個人及び国家は倫理的人格と同時に労働者として規定しえた。従って上述の享受も「倫理的人格としての享受」と「労働者としての享受」との二重的享受として解釈せられねばならない。「倫理的人格たる個人」は、自己の生産活動を介し、自己の倫理的人格の外化たる生産物と、外化を介しての自己の倫理的人格性の変質をともにかかると個人倫理的人格性に側応し不平等に享受しうる。そして自己の倫理的人格性の外化たる生産物の所有から更に他者の倫理的人格性の外化たる生産物の所有をもそれと引きかえに獲得しえ、ここから更に自己の倫理的人格性を先の自己の生産活動を介しての変質に加え、更に一層変質させうることになる。逆に「労働者たる個人」は、自己の倫理的人格完成及び労働者としての再生産の為の生産せられた利価値たる経済的生理的基盤をその労働者としての能力に側応し、実質的に享受しえ、同時に自己の労働者としての能力の変質をも享受しらる。即ち倫理的人格としての享受が、倫理的人格性を変質させ、このことが二重的に労働者としての変質をもたらすことを、我々は認識せねばならない。それ故、ワルラスの究極の目的たる個人の倫理的人格性の完成とは同時に労働者としての完成と切り離しては考ええない。このことはだが我々が既述したところであった。かくて「倫理的人格たる個人」による活動成果の不平等なる享受により分配的正義が、「労働者たる個人」による活動成果の不平等なる享受により「私的利」に属す「分配的次元での利」が二重的に保証せられる。

次に国家的活動成果の国家による平等なる享受、即ち国家の成員たる個人による平等な享受も、同様に二重的性格を持つ。但し我々は個人からの類推により、国家を倫理的人格及び労働者として二重的に規定し同時に、国家を主として「消費主体としての国家」の側面から把握せねばならない。「生産主体としての国家」の成員とは国家を構成する全個人を含まず、その一部に限られるが、「消費主体としての国家」の成員とは国家の成員たる全ての個人から成る。従って「倫理的人格たる国家」については、「倫理的人格たる生産主体としての国家」の活動成果を、「倫理的人格たる消費主体としての国家」の成員に平等に享受させることを意味する。この際「倫理的人格たる消費主体としての国家」は根本的に、「倫理的人格たる生産主体としての国家」を規定すると考えねばならない。即ち「倫理的人格たる国家」は、その構成員たる全個人から成立しつつ、個人の単純なる算術的合計を越えた実体と考えられた。しかし乍らかかる実体としての独自の主体的存在たる国

家の意志も、根本的には何んらかの形で国家の全成員の意志を反映すべきものである。ワルラスはまずかかる国家の主体的行動の目的を、成員たる個人の倫理的人格の完成、従って二重的に労働者としての完成におき、その手段として一般的社会的条件の確立とその平等なる享受とを指摘したが、更に成員たる個人の意志が如何に国家的意志として統一されるかには、立ち入った考察を与えなかった。だが、ワルラスが一種の哲人政治の如きものを考え、これにより国家の意志を代弁させようとせぬことは確かであり、根本的にはやはり議会的民主主義の手続きを介し、個人の意志を反映しつつ、議会的討論のプロセスで、単なる個人の意志を越えた国家的意志に迄それを昇華し、かくて、国家的意志を決定しようと考えた、と我々は解釈しうる<sup>174)</sup>。その際政府がかかる国家的意志実行の集団の中核と考えられ<sup>175)</sup>、しかもその意志の範囲は一般的社会的条件の確立及びその平等なる享受として予め、限定を受けることもいうまでもない。かくて「消費主体としての国家」が「生産主体としての国家」を根本的には規定しようとして我々は考える。それ故「倫理的人格たる生産主体としての国家」の、生産活動を介しての倫理的人格性の変質とその活動成果とが区別せられねばならず、成果そのものは直ちに「倫理的人格たる消費主体としての国家」の所有に属すべきことを主張しえ、国家の人格性の変質は一応「倫理的人格たる生産主体としての国家」の所有に属すべきと考える。それでは「倫理的人格たる消費主体としての国家」による、「倫理的人格たる生産主体としての国家」の活動成果の平等なる享受とは如何なる意味を持つか。それは「生産主体としての国家」の活動成果の、「消費主体としての国家」を構成する全成員による、権利として認められた平等なる享受を意味する。かかる享受により、「消費主体たる国家」の成員としての全個人は、その倫理的人格性を変質させ、先きに個人としてその活動成果を不平等に享受したことから生じた倫理的人格の変質と二重的に、倫理的人格を変質させるが、更にかかる変質が「消費主体たる国家」の意志として反映し根本的には「生産主体たる国家」の倫理的人格性をも変質させることになる。だが以上の議論は「倫理的人格たる国家」の倫理的人格性の変質に言及したにすぎなかったが、それは、二重的に「労働者たる国家」の労働者としての変質をも伴うものである。「労働者たる生産主体としての国家」の活動成果の、「労働者たる消費主体としての国家」による平等なる享受とは何を意味するか。それは「労働者たる消費

174) 例えば、ibid. p. 165 でワルラスは「je crois, la tradition de la Révolution et l'idéal de la démocratie」と論じている。

175) ibid. p. 135～p. 136.

主体としての国家」を構成する「労働者たる全個人」による権利として認められた活動成果の平等な享受を意味し、それにより個々の成員は自己の労働者としての完成を、先の「労働者たる個人」の活動成果の不平等な享受を介しての完成に加えて二重的に、国家により補助されつつ享受しえ更に労働者たる自己を同様に二重的に再生産しうることになる。更にこのことは「労働者たる生産主体としての国家」の成員が、全成員の一部であることの故に、「生産主体としての国家」の労働者としての完成を、その再生産を介し行うことをも意味する。「生産主体としての国家」の成員は、自己の活動成果の不平等な享受と「消費主体としての国家」の成員としての平等な享受とにより、二重的に労働者たる自己を再生産しつつ完成させ、以て「労働者たる生産主体としての国家」の完成を惹起する。

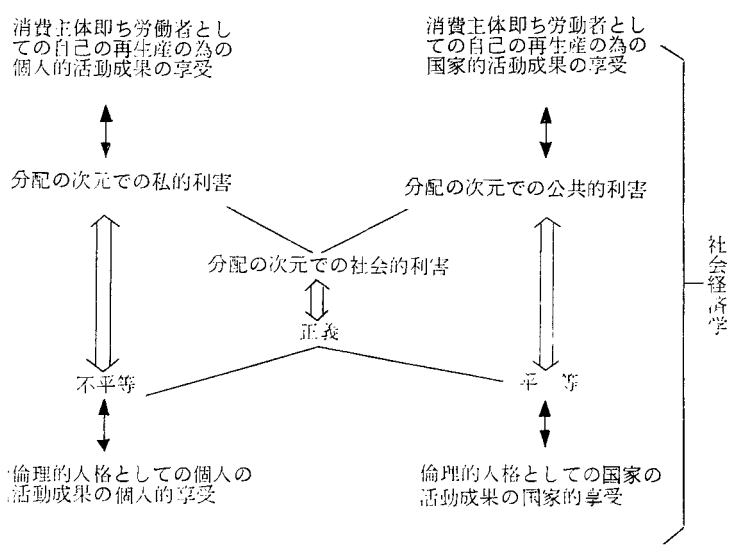
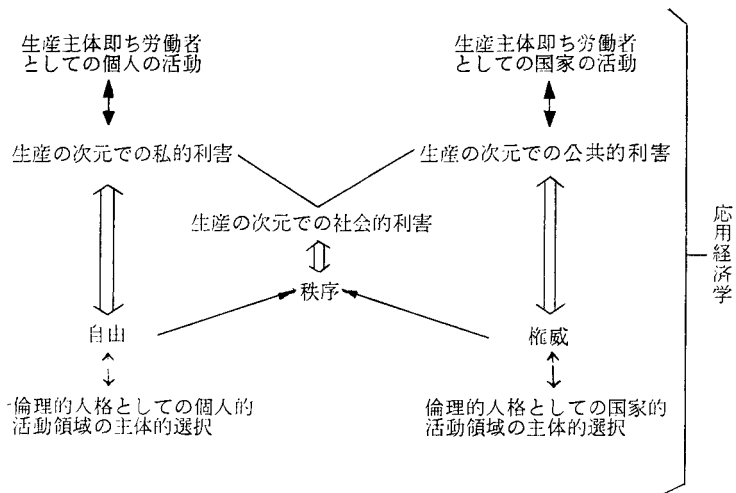
以上から、「倫理的人格たる国家」による条件の平等なる享受により、双務的正義が、「労働者たる国家」による条件の平等なる享受により「公共的利に属す分配の次元での利」が共に保証せられる。例えば、義務教育制度は国家的活動成果としての一般的社会的条件であり、「倫理的人格たる国家」はその倫理的人格たる成員にかかる成果を平等に享受させ、これにより成員の倫理的人格性の完成を補助し、かくて国家自らの倫理的人格性を変質させえ、更に二重的に成員の労働者としての完成を補助し、これを介し「労働者たる国家」の完成を促進させうる。

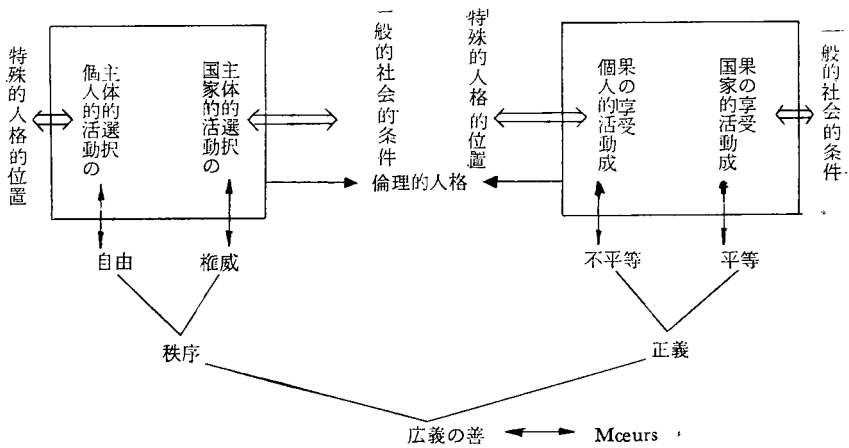
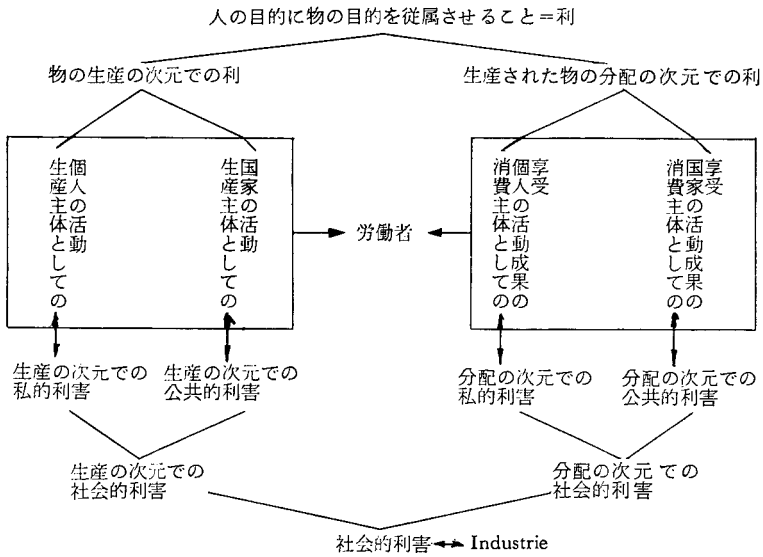
かくて社会経済学は「倫理的人格たる生産主体としての個人及び国家」の生産的活動の成果の、「倫理的人格たる消費主体としての個人及び国家」による、不平等並びに平等なる享受を保証し、かくて分配的正義と双務的正義の統一たる正義を保証し、更に同時に二重的に「労働者たる消費主体としての個人及び国家」によるかかる不平等並びに平等なる享受を保証し、かくて「私的利害に属す分配の次元での利」と「公共的利害に属す分配の次元での利」の統一たる「分配の次元での社会的利」を保証することを、その課題とする。従ってその対象は「分配の次元での Moeurs」であると同時に「分配の次元での Industrie」であり、その基準は正義であると同時に「分配の次元での社会的利」である。

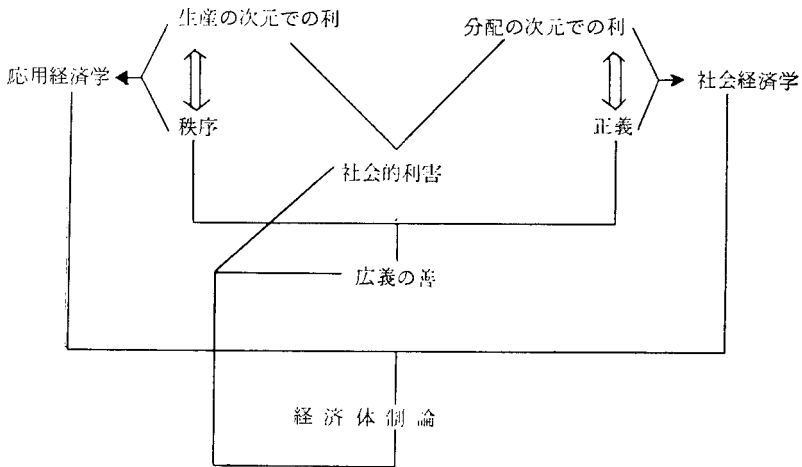
以上において我々は社会経済学の形式的規定を試みたが、我々は後に社会経済学が社会的富の分配の次元で如何に具体的内容的に正義を即ち分配的正義と双務的正義とを保証しつつ二重的に「分配の次元での社会的利」の問題に答えているかを、考察するであろう。

最後に我々は応用経済学と社会経済学の総合的適用の上に成立する経済体制論につき形式的規定を与える。

- 1、経済体制論の認識目的は、Moeurs であると同時に Industrie として二重的に把え







らるべき、具体的人間社会の合理的組織化の理念である。

2、経済体制論の基準は *Moeurs* については秩序と正義の統一たる広義の善であり、*Industrie* については生産及び分配の次元での私的利害及び公共的利害の統一たる社会的利害である。

3、経済体制論はかくて社会的富の生産及び分配の次元における *Meorus* の合理的組織化と *Industrie* の合理的組織化に二重的に答え、かくて秩序、正義の調和的統一と社会的利害の極大化を二重的に与えるものである。

最後に以上の点を図式化しておく。

かくて我々は以上の考察に立ち当初設定した問題即ち存在論的考察と *cenonique* 的考察との関連に言及しうる。

1、存在論的考察で *Moeurs* の基準を正義というときの正義と、*cenonique* 的考察で個と集団を正義と秩序により合理的に組織化するというときの正義とは同一内容を持つか。

答、それは同一内容と考える。但しこのときワルラスが我々の所謂「分配の次元での利」を充分に問題とせず、背後に潜ませた点に若干の問題が残る。

2、*cenonique* 的考察における秩序は存在論的考察に組み入れられたとき、如何なる位置を占めるか。

答、cénonique 的考察が与える秩序は我々の所謂「生産の次元での Moeurs」の合理的組織化に採用せられる。即ち個人と国家の社会的富の生産の次元での権利義務の関係を律する基準はかかる秩序概念以外にない。

3、存在論的考察で Industrie の基準とせらる利とは何か、またかかる利と秩序、正義との関係はどうか、更に一般に利と秩序、正義の関連はどう考えられればよいか。

答、かかる利とは我々の所謂「生産の次元での利」である。それは「生産の次元での Industrie」を合理的に組織化するための基準である。そして「生産の次元での利」は「生産の次元での Moeurs」の合理的組織化の基準即ち秩序に二重的に対応する。また一般に利とは「生産の次元での利」「分配の次元での利」に分れ、前者に秩序が、後者に正義が二重的に対応し、社会的富にかかわる経済的活動における Moeurs の合理的組織化が、秩序と正義の統一を基準として与えられるとき、同時に生産の次元での私的、公共的、社会的利と分配の次元での私的公共的社会的利の統一としての社会的利の極大化の問題も答えられる。

4、応用経済学の対象を Industrie としその基準を利というとき、その意味はどう解釈せられるべきか、また社会経済学の対象を Moeurs としその基準を正義というとき、その意味はどう解釈せられるべきか、そしてこの際除去せられている秩序は如何なる学問の如何なる基準となるか。

答、ワルラスが応用経済学の対象を Industrie としその基準を利というとき、まず Industrie は我々の所謂「生産の次元での Industrie」であり、利とは「生産の次元での利」である。しかし我々の考察からは応用経済学は「生産の次元での Moeurs」を対象とし、それを秩序に従い合理的に組織化しつつ、「生産の次元での Industrie」及び利に答えるものであった。従ってワルラスの叙述は我々の立場からは不正確といえる。勿論我々はワルラスのかかる表現が根本的にはそれぞれ独立に考察せられた存在論と cénonique の統一への思惟の欠除にもとづくと考えうる。だが、更にワルラスがかかる表現をとった意味を次の如く解釈しうる。即ちワルラスは応用経済学を社会的富の生産の理論と規定するが、このことから利という概念により主として我々の所謂「生産の次元での利」が考えられたと解釈しうるのである。何故なら、社会的富の生産量の大小が、利の大小をそれが如何に分配せられるかに拘らず、根本的には規定するという考え方が、ワルラスには存在し、むしろ分配の次元での利は消極的な位置におかれている。それ故我々は存在論



的考察における *Industrie* と *Moeurs* の調和性の論証でかかる立場から利を規定した<sup>176)</sup>。ワルラスはそのとき自分は利と正義が矛盾するとき、正義を選ぶと論じるが、その意味は社会的富の総生産量が正義を選んだとき、生産の次元での利を選んだときよりも減少しても、分配における正義をそれに優先させるということである。だが、利をこの様に「生産の次元での利」と解釈しても、彼が秩序を背後に隠し、基準として利を表面に打ち出した理由はいまだ明かにはならない。そこで我々は、社会的富の生産の次元での秩序の確立は、生産の次元での利を極大化する為むしろ手段的位置にあり、ここでは秩序が目的でなくむしろ生産の次元での利の極大化の為にこそ秩序が意味を持つとワルラス自身考えたと解釈し、この問題を解決する。後に考察する如く、ワルラスは応用経済学の与える生産の合理的組織化の諸基準を、*regles* としそれを合理的かつ経験的と規定し社会経済学の与える分配の合理的組織化の諸基準を、*théorème* としそれを合理的かつ倫理的と規定しつつ本質的に区別することが<sup>177)</sup>、我々のかかる解釈を側面から支えるところである。即ち *regles* は *théorème* に比べ歴史的社会的制約を強く受けその内容は変化し易く、*théorème* の如く客観的な普遍妥当性を強く要求しえぬと考えられ、生産の次元での利を極大化すべく、ある程度恣意的に変更しうると考えられるからである。勿論この様に論じたからといって生産の合理的組織化が個人と国家の権利義務の関係たる *Moeurs* 以外のものということではない。

次にワルラスが社会経済学の対象を *Moeurs* と考え、その基準を正義とするとき、*Moeurs* とは我々の所謂「分配の次元での *Moeurs*」正義とは *cénonique* 的考察の与える秩序の対概念たる正義である。そして「分配の次元での *Moeurs*」の合理的組織化を与えることは、二重的に「分配の次元での利」を極大化ならしめる条件たることを意味する。もとより、ワルラスが基準として正義を表面に打ち出し我々の所謂「分配の次元での利」を背後に隠したことは不正確であるが、我々はその意味をも次の如く解釈しうる。ワルラスは社会経済学を社会的富の分配の理論と規定するが、そのことから、生産された社会的富の分配では、分配の次元での利の実現の為に何よりも如何に合理的にこれを分配するかの問題が根本的なことを我々は認識しうる。従って社会経済学では正義の確立の結果として「分配の次元での利」が実現せられ、正義が「分配の次元での利」に対し本質的な重

176) 上掲、拙稿、p. 39～p. 45 参照のこと。

177) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 269～p. 270.

要性を占める。かくて応用経済学の基準を利とし、社会経済学の基準を正義としたときワルラスはこれにより、事柄の本質をドラスティックに表現しようとしたと推察しえ、これにより我々はワルラスの存在論的考察及び構成原理たる功利主義と倫理主義の総合の一切<sup>178)</sup>を変更せず、かかる立場から、解釈しなおし、すべて留保しようとする。

5、最後に我々は存在論的考察の与えた、Industrie と Moeurs の、従って利と正義の調和性の論証<sup>179)</sup>につき若干の考察をつけ加える。まずここでの Industrie とは、「生産の次元での Industrie」、利とは「生産の次元での利」 Meorus とは「分配の次元での Moeurs」、正義とは秩序の対概念としての正義、であることに注意すべきである。従ってワルラスは利一般と秩序と正義の統一としての広義の善の調和性、従って Moeurs 一般と Industrie 一般との調和性を論証したわけではない。その際ワルラスは倫理的人格としての完成が同時に労働者としての完成を意味し、逆に労働者としての完成が倫理的人格の完成をより一層促進するという根本的立場から、論証を行ったから、我々も「分配の次元での Moeurs」の完全な合理的組織化は倫理的人格の完成に対応し、従って労働者としての完成をも惹起し、更に「生産の次元での Industrie」の完全な合理的組織化が完成された労働者の生産力を可能なる限り最大限に発揮させ、生産の次元での利、即ち社会的富の総生産量を可能なる限り極大化させると考えるべきである。そしてこのとき、生産の次元での秩序よりも、分配の次元での正義が倫理的人格性の完成との関連でより本質的な意味を持つという認識が根本の前提となっていることを付加しておきたい。

178) 上掲拙稿、p. 37～p. 45 p. 54～p. 56 の論述を指す。

179) 上掲拙稿、p. 39～p. 45。

## II. L. ワルラスの所有論

### 2.1 所有論の課題

ワルラスは所有論の冒頭で次の如き定義を与える。

定義 (Définition)、何んらかの経済主体の物 (chose) への所有の権利とは、かかる主体がその物を費消し、何んらかの欲求 (besoin) の満足にそれを適用することへの権利である<sup>180)</sup>。

かかる定義から明らかな如く、所有の権利とは何んらかの経済主体の物への所有の権利であり、権利である以上、当然義務を伴うから、物に対する何んらかの経済主体間の所有の関係とは、要するに倫理的人格たる人間が相互にとり結ぶ権利義務の関係、それ故 *moeurs* の一特殊的規定と考えうることがわかる。そして何んらかの経済主体間の所有関係を律する何んらかの基準が必要であることもわかる。要するに所有とは単なる私物化でなくかかる基準に従った合理的私物化である<sup>181)</sup>。

そこで所有論は次の三つの課題に答えねばならない。

- (1) 所有の権利の対象たる物とは何か、即ち所有の権利の対象として如何なる社会的富が存在するか、
- (2) 所有の権利を主張しうる経済主体とは何か、
- (3) 所有の権利の根拠づけに際しての基準とは何か、がそれである。

(1)について。ワルラスにとり所有の権利の対象となる物とは、有用性と量的有限性(有用性との関係で相対的に見られた)とを同時に充たすもの、社会的富と考えられる<sup>182)</sup>。次にワルラスは、かかる社会的富を、資本 (*capitaux*) 即ち一度以上の使用に耐えうる耐久的財 (*biens durables*) と、収入 (*revenue*) 即ち一度しか使用に耐えぬ財 (*biens fongible*) に区別し、*capitaux* 及び *revenue* を一々区別して結局次の如き7つの社会的富の範疇を列举する<sup>183)</sup>。これらが

180) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 205.

181) L. Walras, *Élément d'économie politique appliquée* p. 38.

182) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 205.

183) *ibid.* p. 205~p. 206.

実は所有の権利の対象となる物である。

1 土地資本 (terre ou capitaux foncieres) 2 人的資本 (facultes personnelles ou capitaux personnelles) 3 本来の資本 (capitaux proprement dits) が、capitaux である。3 には 1、2 以外のすべての capitaux が含まれ、それ故その内容は固定資本、貨幣資本、流動資本である。4 土地用役 (rentes) 5 労働用役 (travaux) 6 本来の資本の用役 (profits) が revenue である。6 には勿論固定資本、貨幣資本、流動資本の用役が含まれる。そしてかかる revenue は消費的・生産的両様の用途に適宜使用せられる。

尚ワルラスはこれら 6 つの範疇に 7 生産物 (produits) を加える。そしてそれに原料、生存資料、燃料等の revenue と capitaux proprement dits に属す固定資本財を含める<sup>184)</sup>。だが我々はこれに貨幣をも含めることにする。我々は後に所有の権利の対象たるこれら社会的富の範疇の内、所有論は特に 1, 2, 3, に専心すればよいことを示す。

(2)について。ワルラスでは、cénonique 的考察が与えた様に個人と国家とが本質的に重要な二つの社会的理念型であった。かくて所有の権利の主体とは、個人及び国家である。ここで個人とは本来の個人を含んだ何んらかの私的集団を意味し、国家とは本来の国家及び何んらかの公共的集団を意味する<sup>185)</sup>。

(3)について。ワルラスにとり所有の根拠づけの基準とは正義であり、それは秩序の対概念として cénonique 的考察が与えたものである。

## 2.2 ワルラス所有論の価値命題

我々は次にワルラス所有論が与える所有の価値命題を、定理 (Theoreme) 及び補助定理 (Lemme) の形で与える。

定理Ⅰ. 人的諸能力従って人的資本は自然権により個人の所有に属す<sup>186)</sup>。

定理Ⅱ. 土地資本は自然権により国家の所有に属す<sup>187)</sup>。

184) *ibid.* p. 206.

185) *ibid.* p. 205.

186) *ibid.* p. 214.

187) *ibid.* p. 218.

尚我々にかかる定理Ⅰ，Ⅱに定理Ⅲを付加する。ワルラスには明示的に定理Ⅲは存在しないが、所有論にとりそれは根本的に重要である。

定理Ⅲ．本来の資本は個人及び国家により分有せらるべきである。

従ってワルラスは、本来の資本の私有を肯定することになる。

補助定理Ⅰ．１つの物の所有者は同時にその物の用役の所有者である<sup>188)</sup>。

補助定理Ⅱ．１つの物の所有者はその物の価格の所有者である。但しこのとき次の条件が不可欠である。即ちかかる交換行為が売手買手の双方に何んらの非自発的な犠牲をももたらさぬこと、それである<sup>189)</sup>。

以上がワルラス所有論が与える価値命題のすべてであり、その際、補助定理Ⅰ・Ⅱによりつつ、定理Ⅰ・Ⅱが基準たる正義に合致することの論証に考察の焦点は絞られる。但し補助定理ⅠⅡも別個にその論証を必要とする。補助定理たる以上それが公理的性格を持つと考えることは厳密には許されない。更に我々は定理ⅠⅡは補助定理ⅠⅡに優先すべきであると考えねばならない。即ち補助定理が定理と矛盾する場合、補助定理はその有効性を失うと考えねばならない。定理、補助定理といっても、それらは共に価値命題であるからである。ところで注意すべきことは、ワルラスがかかる定理、補助定理が正義に合致することの論証を厳密には与えていないことである<sup>190)</sup>。従って我々はここでも彼の真意を探りつつ我々自身それをかなり厳密さの欠除したものであるが、以下論証せねばならない。

### 2.3. 補助定理Ⅰ, Ⅱの論証

#### 2.3.1 補助定理Ⅰについて

188) *ibid.* p. 206.

189) *ibid.* p. 207.

190) ワルラスは、定理Ⅰが、位置の不平等に関係することに言及し、倫理的人格の正義から、定理Ⅰが正義に合致することを論じているが、我々には、かかる論証はきわめて厳密さを欠く如く考えうる。p. 214～p. 215 参照のこと。

ワルラスはまた定理Ⅱが条件の平等の原理に関係することに言及し、倫理的人格完成の権利と義務を持ち、それに責任を負うべき、国家の全成員は、等しく土地に対する自然権を持つと考え、土地を国家の所有たらしめている。かかる論証も我々には厳密さが欠ける如く思える。p. 218～p. 219 参照のこと。

ワルラスは「物の所有者はその物の用役の所有者である」という命題を補助定理として提示する。だが我々にはこれは論証を要せぬいわば自明の公理の如く考える。しかし一応以下の論述をその論証とする<sup>191)</sup>。

ここで物とはワルラスの所謂 *capitaux* と考えるから、*capitaux* の所有者は、その用役即ち *revenue* の所有者であるという命題と、補助定理 I とは同一内容を示すであろう。そして *capitaux* の所有者は、その *capitaux* のもたらす *revenue* 即ち用役を、自ら自由に処分しえぬとき、厳密にはもはや *capitaux* の所有者とはいえぬと考える。即ち資本を所有するということは、その資本用役の少なくとも一部を自ら処分しうることを、既にその内に含むからである。要するに資本とは、その用役の故に所有せられるから、補助定理 I は自明の事柄を改めて明示したものにすぎない。

### 2.3.2 補助定理 II について

我々はそれを前半と後半に分ち論証する。その前半とは、「1つの物の所有者はその物の価格の所有者である」という命題、後半とは、価格という以上交換が前提せられるから、「その交換が交換者の一方或いは双方に何んらかの非自発的な犠牲をもたらすべきでない」、という命題である。

前半の論証。前半の否定命題、即ち「一つの物の所有者はその物の価格の所有者でない」、を仮定するならそれは直ちに交換そのものの否定を意味することとなる。交換とは交換者双方の相互的な権利義務の関係であるが、かかる交換を離れた物の譲渡とは強奪或いは贈与以外にありえない。それらは何れも一方的な権利、一方的な義務の関係であるから（厳密には権利義務という対概念は使用しえぬが）所有論の枠外の問題と考える<sup>192)</sup>。かくて所有論の立場から

191) ワルラスのかかる Lemme I の論証というる如き叙述は、p. 206 にみられる。

192) 所有論の基準は正義であり、それは、倫理的人格相互の権利、義務の関係であり、更に、強制的 (*obligatoire*) 相互的 (*réci-proque*) 双方向的 (*bilatéral*) な関係である。ワルラスはかかる正義が人間関係を律する唯一の基準ではないことを認め、この外に、上述の、一方的権利、一方的義務の関係その他を認めている (*ibid.* p. 215~p. 218 参照のこと)。なお、この点は、Ⅲ「従来の所有学説の批判」において、バスティア学派の所有論を論じる際とりあげたい。

は補助定理Ⅱの前半を仮定せざるをえない。要するに所有論の対象とは社会的富の所有における所有の主体即ち個人と国家の権利義務の關係従って *Moeurs* であり、その關係を律するものはワルラスの所謂正義なのであるから、かかる正義以外の基準をここに持ち込むことは許しえないのである。

後半の論証。まずその論証を与える前に、かかる条件のワルラス所有論における重要性に言及せねばならない。

補助定理Ⅱの後半の条件を充たす交換様式を、今広義のジュヴォンズ式交換と名付ける（ジュヴォンズ式交換の意味はやがて明らかにされる）。そしてかかる交換様式は何よりも補助定理Ⅱの前半を実質的に保証する為に必要である。かくてかかる条件を充たす交換様式、広義のジュヴォンズ式交換様式とは如何なるものかの考察が、ワルラス所有論にとり重要な意味を持つことが分る。ワルラスは特にかかる問題解決に所有の科学的理論の中心点が見い出されう<sup>193)</sup>と指摘する。ところでかかる問題に答えるものは純粋経済学以外にはありえず、かくて我々は社会経済学に対する隣接領域としての純粋経済学の意義をも併せ理解しう<sup>194)</sup>。

次に我々は補助定理Ⅱの後半即ち広義のジュヴォンズ式交換の必要な所以を論証する。

今補助定理Ⅱの後半の否定命題を、即ち「交換主体の一方が他方の犠牲により利益をうる如き交換様式が必要である」と仮定する（但し交換者の双方が共に犠牲を蒙る如き交換は当初から存在しえぬ故問題とする必要はない）。そして定理Ⅰ、Ⅱ、補助定理Ⅰ、補助定理Ⅱの前半を仮定し、更に交換とは二つの経済主体を必要とするから交換を1、個人と個人2、個人と国家との二つに区別する。

個人と個人の交換について。定理Ⅰから、人的能力は個人の所有に属す→補

193) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 207.

194) 純粋経済学はワルラスにおいては、*cénonique* とともに、社会経済学、応用経済学更に経済体制論の基礎理論として重視されている、例えば、L. Walras *Étude d'économie politique appliquée* p. 462 参照のこと。

助定理Ⅰからその用役も個人の所有に属す→補助定理Ⅱの前半から、その用役価格も個人の所有に属す、ことになるが、広義のジェヴォンズ式交換が否定せられるが故に用役価格は一方の利益により他方が犠牲を蒙むという形で設定せられる。かくて個人的活動成果の、個人の能力に応じた個人的享受の不平等性が否定せられ、分配的正義が否定せられる。即ち、個人と個人との交換で広義のジェヴォンズ式交換が否定せられれば、分配的正義が否定せられる。

個人と国家の交換について。定理Ⅱから、土地資本は国家の所有に属す→補助定理Ⅰから、土地用役も国家の所有に属す→補助定理Ⅱの前半から、土地用役価格即ち地代も国家の所有に属すことになるが、広義のジェヴォンズ式交換の否定から、土地用役価格は、国家の利益により個人が、或いは個人の利益により国家が犠牲を蒙る如き形に設定せられる。この際、個人とは土地用役の需要者であり、国家はその供給者と考ええ、更に国家は土地用役価格を国家的活動の財源に当てると考える（従って次に国家は需要者、個人は供給者の位置にくるが、この場合も同様に論じうる）。ところでかかる個人或いは国家の利益により国家或いは個人が、犠牲を受けることもやはり分配的正義を否定する。即ち、個人が利益をうるとき享受の不平等性は、個人の能力以上に偏向され、犠牲を受けるとき、享受の不平等性は個人の能力以下に偏向される。だが孤立的に見られた双務的正義は保証せられる。ただ平等に分配せられるはずの国家自身の活動成果が増加或いは減少を受けるのみである。

かくて、広義のジェヴォンズ式交換の否定は分配的正義を否定し、双務的正義との調和的均衡の上に成立すべき正義を否定する。以上から補助定理Ⅱの後半も論証しえたと思う。

我々は、以上、補助定理Ⅰ、補助定理Ⅱの前半については、定理Ⅰ、Ⅱの成立如何に拘りなく、それらが成立せねばならぬことを論証し、更に補助定理Ⅱの後半については定理ⅠⅡを前提として、その必要性を論証した。やがて明らかになる如く定理Ⅰは分配的正義を、定理Ⅱは双務的正義を保証するが、もし補助定理Ⅱの後半が否定されれば、かかる保証は、その実質的意味を失うということが、我々の論旨なのであった。



#### 2.4. 補助定理 I, II の意味

我々は定理 I II を前提とし、補助定理を論証した。次に本来の課題である定理 I II III の論証に進むべきであるが、その前に、所有論においてワルラスが補助定理をおいた意味如何を考察する。資本が今、何んらか任意の経済主体の所有に属すと仮定すれば、補助定理 I を介し資本用役も、補助定理 II を介し資本用役と交換にえられたその価格も、更に補助定理 II を介し定理 I II と矛盾せぬ限りその価格と交換にえられた何んらかの物も、当該資本の所有者の所有に属すことになる。そして、資本には範疇 1, 2, 3 が、資本用役には範疇 4, 5, 6 が、資本用役の価格には地代 (fermage) 俸給 (salaire) 利子 (intérêt) が、資本用役価格と交換にえられた物には、定理 I II と矛盾せぬとの条件の故に、範疇 7 が存在することになるから、我々は、これにより資本即ち範疇 1, 2, 3 の所有の根拠づけさえ与えれば、補助定理 I II の故に、他の一切の範疇については、所有の根拠づけを行う必要がないことが分る。かくて、補助定理 I II の意味は所有論の対象を、結局、社会的富の範疇 1, 2, 3 にのみ制限することにある<sup>195)</sup>。ところで、ワルラスは我々に反し範疇 1, 2 の所有の根拠づけをのみ行えばよく、範疇 3 についてはそれが 7 に属することから、その根拠づけが不必要であると論じる<sup>196)</sup>。だがこの考え方は、補助定理 II を我々の定理 III に予め優先させた上でなければ肯定しえない。例えば俸給により個人が固定資本財を買い入れるとき、その所有の根拠をワルラスは補助定理 II にのみ求める。だが、かかる個人が俸給により土地資本を購入することも、ワルラスの論理からは肯定しうることとなる。そしてこれが肯定されぬのは、補助定理 II が、定理 II に優先しえぬことが前提せられてのみ可能なことである。従って、本来の資本への所有の権利も、単に補助定理 II からは演繹されえず、我々は、定理 I II を前提しつつ、独立に定理 III を与え、それを論証せねばならない。

195) 補助定理 I が所有論の対象を、範疇 1, 2, 3, 7 に限定することについては、L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 206~p. 207 参照のこと。更に、ワルラスは、補助定理が、結局、所有論の対象を、1, 2 に限定すると論じる (ibid. p. 213)。だが、我々はこれはワルラスの誤りではないかと考え、本文に、我々自身の考え方を論じた。

196) ibid. p. 213.

最後に、我々は企業家及び企業家職能につき言及したい。ワルラスは経済主体として土地所有者、本来の資本所有者、労働者、企業家を区別する。勿論一人の間人がこれら四者を何んらかの形で兼ねることは可能である。そして企業家は人的資本、その用役は企業家職能、その用役価格は特に利潤と考えられ、かかる利潤に対する企業家の所有の権利が肯定せられる<sup>197)</sup>。この様にワルラスは、労働用役と企業家職能、俸給と利潤とを厳密に区別する。この際企業家には個人及び国家の双方が含まれるが、今私的個人としての企業家を考え、利潤が彼の所有に属することを、定理 I を前提とし論証することにする。我々は彼が労働用役、土地資本用役、本来の資本の用役（従って固定資本、貨幣資本、流動資本の用役）、を労働用役については個人から、その他の全てについては国家から借り受けると仮定する。このとき企業家はその企業家職能により、これらの用役を結合し、生産物を作り、それを販売し、そこから上述の用役に対し俸給地代利子を支払い、残額を利潤として自己の所有となしうることになる。ところで企業家の作った生産物が固定資本である場合、かかる固定資本は彼がそれを販売する以前彼の所有に属すであろうか。我々の仮定からは、このことは肯定しえない。彼ははまだ、借り入れた用役への支払いを行っていぬからである。その限りかかる固定資本の一部即ち利潤以外の価値はこれら用役の提供者の所有に属すると考えうる<sup>198)</sup>。

## 2.5 定理 I, II, III の論証

2.5 1 序説 論証に入るに先き立ち、我々はワルラスの所謂正義につき再定式化しておく必要がある。正義とは分配的正義と双務的正義がともに成立するとき、始めて成立しうる。そして個人的活動成果の個人の能力に応じた個人的享受の不平等性の保証が分配的正義を成立させ、国家的活動成果の国家の成

197) *ibid.* p. 213.

198) ワルラスは企業家の利潤への所有の権利を、我々の仮定とは異り、企業家の当初所有する貨幣所得への所有の権利を前提し、これを前払的に生産用役の提供者に支払うことを仮定し、かくて、生産せられた財への企業家の所有の権利を、従って利潤（損失を含む）への所有の権利を肯定している。しかしこの論証は、当初企業家の所有する貨幣所得への所有の権利を前提することから、循環論証と考える。 *ibid.* p. 213.

員たる個人による権利として認められた享受の平等性即ち国家的享受の平等性の保証が双務的正義を成立させる。そして真の意味の正義は秩序の成立を待ち始めて成立しえ、その際、細部の秩序が分配的正義に、総体の秩序が双務的正義に対応するが、それにも拘らず正義は正義として孤立的に考えらるべきであり、それ故我々は以下秩序の成立の如何を捨象し、正義のみを考察する。最後に注意すべきことは、かかる正義従ってまた秩序の確立は、根本的にはその成員たる個人の意志を反映した国家により成さるべきであり、かつそれは成員たる個人の倫理的人格の完成に対する手段の位置を占めるべきである、ということである。更に、人間は倫理的人格と同時に労働者として二重的に把握せらるべきが故に、倫理的人格の完成は二重的に労働者の完成に通じ、従って上述の享受は、倫理的人格としての享受と労働者としての享受との二重的意味を持つ。

### 2.5.2 定理Ⅰの論証

今定理Ⅰを仮定してみる。そのとき(1)人的能力即ち人的資本は個人の所有に属す→(2)補助定理Ⅰにより人的資本の用役は個人の所有に属す→(3)補助定理Ⅱにより人的資本の用役と交換に、但しかかる交換が広義のジュヴォンズ式であるとして、獲得された俸給及び利潤は個人の所有に属す→(4)補助定理Ⅱによりかかる俸給及び利潤と交換に、但しかかる交換が広義のジュヴォンズ式であるとして、獲得された社会的富は個人の所有に属す、と推論しうる。そして広義のジュヴォンズ式交換が維持せられる限り、(4)の示す俸給及び利潤と交換にえられた社会的富の所有は、個人的活動成果の個人の能力に応じた不平等なる享受を意味し、このことから分配的正義が保証せられる。かくて定理Ⅰは分配的正義を基準とするとき、それを成立させる為に不可欠であることが明らかになる。これが我々の論証である。尚我々は以上で定理ⅡⅢを全く捨象し、孤立的に定理Ⅰが分配的正義を保証することを論証した。従って生産物の内容として、本来の資本が含まれることを、また土地資本を俸給及び利潤と交換に私有しうることを、必ずしもいまだ否定していない。

### 2.5.3 定理Ⅱの論証

次に定理Ⅰを前提として定理Ⅱの論証に入る。

仮に定理Ⅱを前提してみる。そのとき(1)土地資本は国家の所有に属す→(2)補助定理Ⅰにより土地用役は国家の所有に属す→(3)補助定理Ⅱにより土地用役と交換にえられた地代は、かかる交換が広義のジェヴォンズ式である限り、需要者たる個人を犠牲にすることなく、即ち分配的正義、従って定理Ⅰと矛盾することなく、国家の所有に属す→(4)補助定理Ⅱにより地代と交換に獲得せられた社会的富は、かかる交換が広義のジェヴォンズ式である限り、供給者たる個人を犠牲にすることなく、即ち分配的正義従って定理Ⅰと矛盾することなく、国家の所有に属す、という推論が成立する。そして国家は定理Ⅰと矛盾することなく、かかる地代と交換に得られた社会的富を国家の成員たる個人に、即ち「消費主体としての国家」に費消させうることになる。ここでかかる社会的富として人的資本のみがさしあたり除去されればよい。さもなければ定理Ⅰと矛盾するからである。かくて国家的活動成果の、国家の成員たる個人に対し権利として平等に認められた享受即ち双務的正義は保証せられる。但し、ここで定理Ⅱが定理Ⅰと矛盾しないかという問題が生じるであろう。この為ニワルラスの交換価値論が援用せられねばならない。ワルラスは労働価値説をとらぬから、土地そのものは労働の産物でなく自然の与える社会的富である<sup>199)</sup>。従って土地の国有は個人的活動成果即ち個人の労働の成果の国有という意味を持たず定理Ⅰに矛盾しない。もし土地そのものも労働の産物と考えられるなら土地の国有は定理Ⅰと矛盾することになる。かくて我々は広義のジェヴォンズ式交換の確定と共に、交換価値論の以上の如き意味から考え、純粹経済学が社会経済学の隣接領域として如何に重要であるかを再度確認しうる。

この様に定理ⅠⅡにより分配的正義と双務的正義は共に保証せられ、それと二重的に「分配の次元での私的利」と「公共的利」とが共に保証せられ、かくて正義と「分配の次元での社会的利」とが二重的に保証せられることになる。

但し我々はいまだ定理Ⅲを全く捨象している。従って個人及び国家の購入する社会的富の内に、本来の資本が如何に含まれるべきかには、即ち本来の資本

---

199) *ibid.* p. 38.

は全て私有せらるべきか或いは国有せらるべきか或いは個人と国家により分有せらるべきかには触れていない。

尚我々は国家が確立された一般的社会的条件を平等に享受させる為の財源を、土地国有化を介しての地代収入に求めるべきことを論証したが、通常かかる財源は租税に求められる。そして租税の中には地代俸給利子への租税が存在する。この内地代への租税は実は租税でなく、個人と国家との土地の分有と考えられ<sup>200)</sup>、土地国有化の問題に包摂せられ問題外となるが、俸給への租税及び定理Ⅲを前提したときの利子への租税は実は定理Ⅰとの矛盾により分配的正義を否定し、採用されえない<sup>201)</sup>。我々は後に租税論にてワルラスの租税の本質観を論じることにする。

尚ワルラスは資本蓄積と人口増加の進んでいる国での土地の稀少性から、地代の年々の上昇を主張し、地代収入により国家的活動の財源は十分にまかなわれると考え、所有論に対する現実的根拠をも提示する<sup>202)</sup>。

#### 2.5.4 定理Ⅲの論証

定理Ⅲで問題とされる本来の資本は、ワルラスの社会的富の範疇7に属す生産物中の、固定資本、及び残余のものの資本化の結果生じるものを含む。即ち、範疇7には、原料、生存資料、燃料等の *revenue*、機械、道具、建物等の *capitaux*、それに貨幣が含まれるが、この内 *revenue* 及び貨幣は、資本化せられぬ限り単なる *revenue* にすぎぬが、資本化せられることにより、*capitaux* たる性質を帯びる。そして機械道具建物等は本来 *capitaux* たる性質を持つ。かくてこれら三つの資本即ち固定資本、流動資本、貨幣資本及びそれらの用役、更に用役と交換にえられたそれらの資本利子の、私有、国有、個人と国家による分有、の何れが、定理ⅠⅡと矛盾せぬ限りで正義に合致するかが論証せられねばならない。

200) *ibid.* p. 404~p. 409.

201) *ibid.* p. 431~p. 441 (II. Critique de l'impôt comme fait normal et detinitif.) 及び p. 442~p. 452 (De l'impôt comme fait anormal et transitoire, De la nationalisation du sol) を参照されたい。

202) 例えば *ibid.* p. 446.

そこで定理Ⅲの否定命題を次の如く二つ設定し、推論を始めたい。

即ち、1. 本来の資本は全て私有せらるべきである。2. 本来の資本は全て国有せらるべきである、がそれである。

まず1を仮定するなら、そのとき双務的正義を保証する定理Ⅱは実質的に否定せられる。即ち定理Ⅱと補助定理ⅠⅡにより、地代の国有化は導出しえても、更に補助定理Ⅱを使い地代と交換にえられる社会的富の内、本来の資本の国有化は肯定しえぬことになる（但し後に示す如く本来の資本の内貨幣・流動資本の国有化は応用経済学の与える秩序の立場から肯定しえぬが故に、実質上問題となるのは固定資本のみであるが、我々は社会経済学の立場から論じているから、本来の資本全体を問題としたい。）。従って国家的活動成果の享受の平等性は、固定資本の国有化の否定の故に、実質上否定せられ、かくて双務的正義及びそれを保証する定理Ⅱは実質上否定せられる。

次に2を仮定するなら、そのとき分配的正義を保証する定理Ⅰは実質的に否定せられる。即ち、定理Ⅰと補助定理Ⅱにより、俸給（及び利潤）の使用が肯定せられても、更に補助定理Ⅱにより、俸給と交換にえられる社会的富の内、固定資本、俸給を節約してえた貯蓄の資本化からえられる貨幣資本及びその利子、更に俸給と交換に得られる revenue の資本化から得られる流動資本及びその利子、の私有は肯定せられぬことになる。従って個人的活動成果の個人的享受の不平等性は、本来の資本の私有の否定により、実質上否定せられ、かくて分配的正義及びそれを保証する定理Ⅰは実質上否定せられる。

かくて正義、即ち分配的正義と双務的正義を究極の価値基準とする社会経済学の立場からは、定理Ⅲの否定命題1、2は共に肯定しえぬことが明らかになる。

ところで本来の資本の所有の在り方は(1)全て個人により所有される。(2)全て国家により所有される、(3)一部個人により一部国家により所有される、の三つしかありえず、しかも本来の資本は、必ずこれら三つの何れかの形で所有されるから、(1)(2)の所有の在り方が否定された以上、(3)のみが残されることになる、このことから我々は定理Ⅲの正当性を論証しえたことになる。

## 2.6 所有論の価値命題の要約

かくて我々はワルラス所有論の価値命題を次の如く要約しうる。

定理Ⅰ 人的能力従って人的資本は個人の所有に属す。

系1. 人的資本の用役は人的資本の所有者である個人の所有に属す

系2. 人的資本の用役価格は人的資本の所有者である個人の所有に属す。但し用役市場での広義のジュヴォンズ式交換が前提せられねばならない。

系3 人的資本の用役価格と交換に獲得された社会的富は、定理Ⅱと矛盾せぬ限り、人的資本の所有者たる個人の所有に属す。但しかかる交換のなされる市場での広義のジュヴォンズ式交換が前提せられねばならない。

定理Ⅱ 土地資本は国家の所有に属す。

系1 国家は土地用役の所有者である。

系2. 国家は地代の所有者である。但し土地用役市場での広義のジュヴォンズ式交換が前提せられねばならない。

系3 国家は地代と交換に獲得した社会的富の所有者である。このとき定理Ⅰと矛盾せぬことが必要である。但しかかる交換がなされる市場での広義のジュヴォンズ式交換の存在が前提せられねばならない。

定理Ⅲ. 本来の資本及び本来の資本の利子は、個人と国家に分有せられるべきである。但し資本市場にて広義のジュヴォンズ式交換が前提せられねばならない。

我々はここで次の如き問題に答えておきたい。本来の資本は個人及び国家により分有せられるとしても、固定資本以外については、国家はそれを如何に使用するのか、即ち貨幣、流動資本の国有の実質的意味は何か。

これに答えるには応用経済学の立場の援用が不可欠である。社会経済学のみではこの問題に答えない。既に形式的に考察した如く応用経済学は、社会的富の生産の次元での秩序の確立に答える。それは私的利害に属す生産物の生産を私的個人に、公共的利害に属す生産物の生産を国家に、原則的に確定し、かくて秩序及び「生産の次元での利」に答ええた。従ってこの原則を維持する限り、国家は貨幣資本、流動資本を資本市場にて貸し出す根拠を我々は見出しえない。そのとき国家は国家的活動の財源を地代収入から獲得し、それ

故地代の資本化は専ら私利に属す生産物の為の資本蓄積に向けられるであろう。だがこのことは公共的利害に属す生産物に向けられるべき財源の方向転換を意味し、その意味でまず秩序を破壊し我々は原則的にこれを肯定しえない。更にこの場合、貸手は国家一個、借手は私利個人故に多数であり、所謂供給独占が成立し、かくて補助定理Ⅱが要求する広義のジェヴォンズ式交換も、原則的には交換様式に考慮が払われぬ限り、否定せられる。それ故秩序の問題を除外しても、それは、分配的正義を否定し、承認しえぬものとなる。但しこの問題は広義のジェヴォンズ式交換様式の案出により救済しえ、かつ国家的活動に際し他の局面でも同様の問題が生じるから、我々はこの点により、貨幣資本、流動資本の国有の意味の否定を本質的に根拠づけ得ない。要するにこの問題は秩序との関連で答えられねばならない。但し公共的利害に属す生産物の生産を合理的に行う為、何んらかの公共的な資本市場を設け、それにより地代収入の公理的配分を考えうならば話は別である。

尚我々は本来の資本の私有肯定の根拠を、正義以外に利の観点からもワルラスが与えることに、言及せねばならない。ワルラスは私利に属す生産物の資本蓄積の源泉を、専ら私利個人による俸給の節約による貯蓄の資本化に求め資本利子の私有の肯定がかかる蓄積を促進すると論じ、更に、かかる資本の私有の肯定を労働者たる私利個人の労働意欲に結合する。特に彼は稀少価値を持つ私利労働者の供給にとり、かかる資本の私有の肯定が不可欠であると考え、その根拠を人間に対する現実的理解に求める。彼は現実の人間を倫理主義的倫理観の教える如き禁欲主義的のものを見ず、まずそれを動物的基盤の上で、次に自己保存の本能に支配せられた自己中心的衝動のもとで、理解すべきであると論じる<sup>203)</sup>。尚私利に属す生産物の資本蓄積を、ワルラスが、国家の地代収入に求めない理由は、それが生産の次元での秩序の破壊を意味するが故である。また逆に、私利個人による資本蓄積が、公共的利害に属す生産物の資本蓄積に流用せられることも、秩序の破壊を意味し、実質的にも国家は地代収入の故にその必要を持たぬと考えられる。

## 2.7 社会経済学特に所有論と純粋経済学との関連について

我々は既に純粋経済学が 1 その与える交換価値論及び 2 所有論の補助定理Ⅱの後半が要求する広義のジェヴォンズ式交換の内容的設定の故に、社会経済学就中所有論にとり不可欠の隣接領域であることを指摘した。そこで以下具

203) 以上の諸点については、ibid. p. 222～p. 224 参照のこと。



体的に特に2に限定し、所謂広義のジェヴォンズ式交換に属す交換様式が何であるかを純粋経済学的認識が与えることを示す。だが我々は純粋経済学のワルラスの内容が与える交換様式のみが、広義のジェヴォンズ式交換と考えるべきでなく、単に理念的レベルでワルラスがその典型的形態を与えたと解釈せねばならない。

ワルラスは次の如き条件を充す交換様式を、広義のジェヴォンズ式交換の一規定とする。ワルラス的にいえば、自由競争或いは無限の競争、換言すれば完全競争の仮定と、所謂ワルラス的行動仮説のもとでの、市場的交換がそれである<sup>204)</sup>。即ち何んらかの取り引きの仲介者 (auctionner) の存在を想定し、それが価格を叫び、市場へ参加する全ての経済主体がかかる叫ばれた価格を所与的として受けとり (即ち price taker として行動する)、それぞれ経済的合理的に需要供給量を決定し、かくて社会的な需要供給量もまた決定され、その際、もし超過需要が存在すれば買手が高値をつけ、超過供給が存在すれば売手が安値をつけ所謂再契約を行いつつ一連の模索を介し需給の均等をもたらす如き交換様式、がそれである。

ワルラスは、この様に広義のジェヴォンズ式交換様式を規定し、それが補助定理Ⅱの後半が要求する如き、交換主体の一方或いは双方に何んらの非自発的な犠牲をももたらさぬことを、物々交換 (価値尺度機能と交換手段としての機能を果す限りでの貨幣財を介しての交換をも便宜上含める) と貨幣的交換に分け論証する。但し *Etude d'économie sociale* では特に二財二個人間の物々交換という最も単純な場合の論証が存在するにすぎず、多数人数財を含むより複雑な交換様式、更に貨幣的交換様式については、極めて曖昧な叙述が存在するにすぎない<sup>205)</sup>。しかし後者がかかる広義のジェヴォンズ式交換であり、交換主体の各々にワルラスの所謂相対的極大満足を与えるということの論証は、実はワルラスの純粋経済学あげての課題なのであった。それ故この点を立ち入っ

204) この点については、*ibid.* p. 212～p. 213。ワルラスの叙述は厳密さに欠ける、我々は我々の言葉でその内容を再定式化した。

205) *ibid.* p. 207～p. 213。

て考察するには純粋経済学の本格的考察が不可欠である。そこで我々は単に二財二個人間の物々交換を、上述の仮定の下で考察するにとどめる。だがこれによりワルラスの論証のエッセンスは把握せられうると我々は考える。尚、貨幣的交換が広義のジェヴォンズ式交換である為には、上記の仮定の外に、貨幣価値変動の国家による規制が可能でなければならぬとワルラスが考えていることを、指摘しておく<sup>206)</sup>。さもなければ、補助定理Ⅱの前半はその実質的意味を奪われるからである。

ワルラスは、二財二個人間の交換様式をジェヴォンズの「Theory of political economy」ch. 4 の分析を修正し導出したワルラスの所謂ジェヴォンズ式交換と、ゴツセンの「Entwicklung der Gesetz des menschlichen Verkehrs und der daraus fließenden Regeln für menschliches Handeln」(1854)にて与えられるワルラスの所謂ゴツセン式交換様式に區別し、後者との比較で前者が広義のジェヴォンズ式交換であることを論証する<sup>207)</sup>。

### 1. ジェヴォンズ式交換様式について

交換者を(1)(2)とし二財を(A)(B)とする。そのとき交換者達は auctionner により最初偶然に叫ばれた(A)の(B)で示した相対価格或いは(B)の(A)で示した相対価格、 $P_{AB}$   $P_{BA}$  を、price taker として受けとり、これに適応し各自の効用の可能なる限り最大の満足を求め、各々供給量需要量を決定する。ワルラスはまずかかる条件下で各交換者に最大の満足を与える主体的均衡の条件を定式化する。その際彼はその問題の微妙さの故に数学的論理のみがかかる条件を厳密に定式化しようと論じる。 $r_{A1}$ 、 $r_{B1}$ 、 $r_{A2}$ 、 $r_{B2}$  を交換者(1)(2)の限界効用とすれば、 $\frac{r_{A1}}{r_{B1}} = P_{AB}$ 、 $\frac{r_{B2}}{r_{A2}} = P_{BA}$ が、かかる交換者の各々の主体的均衡条件を示すものである。尚市場的均衡の条件については後述する。

交換者(1)は(A)のみを、交換者(2)は(B)のみを所有すると仮定し、その当初の所有量を、 $q_{1A}$   $q_{2B}$ 、(A)の供給量、需要量を、 $O_A D_A$ 、(B)の供給量、需要量を  $O_B D_B$ 、更に  $\phi_{A1}$ 、 $\phi_{B1}$ 、 $\phi_{A2}$ 、 $\phi_{B2}$  を交換者(1)(2)の総効用函数(ワルラス的には有効効用函数)とする。

206) *ibid.* p. 212.

207) この点についての以下の論述は、*ibid.* p. 207~p. 212. 参照のこと。我々の叙述は記号その他若干ワルラスのものと異なるが、本質的な点は変わらない。なお、L. Walras, *Éléments d'économie politique pure*. p. 169~p. 170 をも参照されたい。

このとき交換者(1)の総効用  $U_1$  は、 $U_1 = \phi_{A1}(q_{1A} - O_A) + \phi_{B1}(D_B)$ 、交換者(2)の総効用  $U_2$  は、 $U_2 = \phi_{A2}(D_A) + \phi_{B2}(q_{2B} - O_B)$  で示され、各々の極大効用は  $dU_1 = 0 = dU_2 = 0$  のとき成立する。 $dU_1 = \phi'_{A1}d(q_{1A} - O_A) + \phi'_{B1}dD_B = 0$ 、 $dU_2 = \phi'_{A2}dD_A + \phi'_{B2}d(q_{2B} - O_B) = 0$  から、 $\frac{\phi'_{A1}}{\phi'_{B1}} = \frac{-dD_B}{d(q_{1A} - O_A)} = \frac{dD_B}{dO_A}$ 、 $\frac{\phi'_{B2}}{\phi'_{A2}} = \frac{-dD_A}{d(q_{2B} - O_B)} = \frac{dD_A}{dO_B}$  が成立し、 $\frac{dD_B}{dO_A} = P_{AB}$ 、 $\frac{dD_A}{dO_B} = P_{BA}$  から、 $\frac{\phi'_{A1}}{\phi_{B1}} = P_{AB}$ 、 $\frac{\phi'_{B2}}{\phi'_{A2}} = P_{BA}$  が、即ち上述の主體的均衡の条件が成立する(但し二階の条件  $du_1^2 < 0$ 、 $du_2^2 < 0$  は成立すると仮定する)。

ところでかかる主體的均衡条件式は、交換者(1)については(A)の供給函数、(B)の需要函数、(2)については(A)の需要函数、(B)の供給函数を意味するものである。何故ならば  $O_A P_{AB} = D_B$  という恒等式を使い  $\frac{\phi'_{A1}}{\phi'_{B1}} = P_{AB}$  から我々は  $O_A$  或いは  $D_B$  を、 $D_B$  或いは  $O_A$  におきかええ、各々  $P_{AB}$  に関して陽表して、各々  $P_{AB}$  のもとで(B)の需要函数(A)の供給函数を導出しようからである(尚交換者(2)についても同様である)。従って主體的均衡条件でなく、市場的均衡の条件とは、与えられた  $P_{AB}$  のもとで、交換者(1)の(B)の需要函数と交換者(2)の(B)の供給函数とが交点を持つこと、即ち  $D_B = O_B$  が成立することであり、このとき同時に、 $O_B \equiv D_B P_{BA}$ 、 $D_A \equiv O_B P_{BA}$  から  $D_A = O_A$  も成立する(ワルラスの法則、尚かかる均衡点の安定性の分析は省略したい)。従って当初偶然に叫ばれた価格下で、交換者(1)(2)が各々極大満足を求め独立的に決定した交換者(1)の(A)の供給量と(2)の(A)の需要量、(1)の(B)の需要量と(2)の(B)の供給量が一致せぬ限り、均衡は成立しえない。即ち一般的には偶然に叫ばれた価格が、直ちに均衡価格であるという保証はなく、かかる場合、需給の一致が成立するまで価格は次々と叫ばれ、所謂模索が続けられる。以上がワルラスが与えたジェヴォンズ式交換様式が所謂広義のジェヴォンズ式交換であることの厳密な論証である。

## 2. ゴツセン式交換様式について

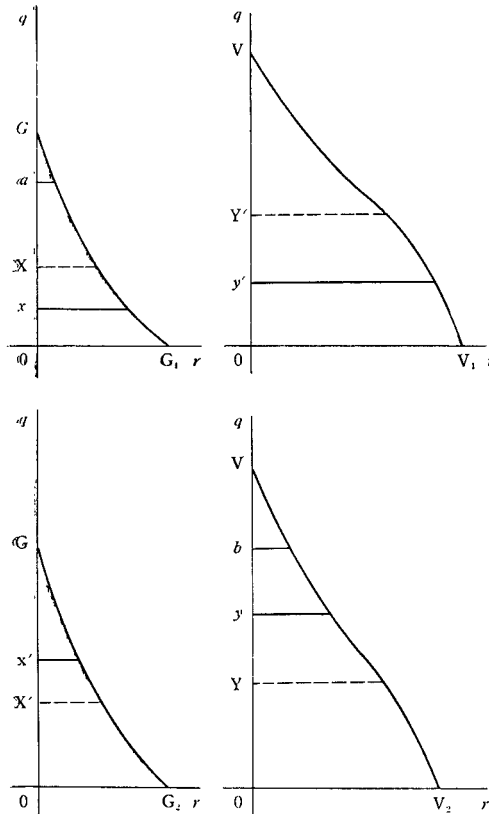
我々は次にジェヴォンズ式交換様式の本質を明らかにする為、ゴツセン式交換様式につき分析せねばならない。

ゴツセンは交換後に成立する効用極大化の条件を先きの記号によれば次の如く与える。 $\phi'_{A1}(q_{1A} - O'_A) = \phi'_{A2}(D'_A)$ 、 $\phi'_{B1}(D'_B) = \phi'_{B2}(q_{2B} - O'_B)$  がそれである。この様にして到達せられた極大効用は明らかにジェヴォンズ式交換様式下でのもの、即ち自由競争下での相対的極大満足ではない。それは、二つの交換主体が共通の一義的な交換比率で自由に二

財を売買するという条件と両立しえぬし、かかる交換比率下での需給の一致という条件とも両立しえぬ絶対的極大満足である<sup>208)</sup>。換言すれば、絶対的極大満足とは、 $U_1 = \phi_{A1} + \phi_{B1}$ ,  $U_2 = \phi_{A2} + \phi_{B2}$  とするとき、 $U = U_1 + U_2$  で示される効用の社会的総計の極大化なのである。即ち  $dU = -\phi'_{A1}dO_A + \phi'_{B1}dD_B + \phi'_{U2}dD_A - \phi'_{B2}dO_B = 0$  において、 $O_A = D_A$ ,  $O_B = D_B$  から  $dO_A = dD_A$ ,  $dO_B = dD_B$  であり、それ故、 $dU = dD_B(\phi'_{B1} - \phi'_{B2}) + dD_A(\phi'_{A2} - \phi'_{A1}) = 0$  となるが、その為には、 $\phi'_{B1} = \phi'_{B2}$ ,  $\phi'_{A1} = \phi'_{A2}$  が成立せねばならぬからである。

3. ジェヴォンズ式交換様式とゴツセン式交換様式の比較について

我々はワルラスに従い、幾何学的に但し厳密な論証でなく記述的な説明を与えよう。



208) L. Walras, *Élément d'économie politique pure* p. 169~p. 170.

上図において、 $GG_1, VV_1$  は交換者 (1) の、 $GG_2, VV_2$  は交換者 (2) の、(A) 及び (B) の限界効用曲線、 $oa, ob$  は (1) 及び (2) の当初の (A) 及び (B) の所有量とする。ジェヴォンズ式交換では、これらの条件下で相対価格  $P_{AB} P_{BA}$  下で、(A) 及び (B) の有効需要と有効供給の均等が成立する。(A) の量  $ax=ox'$ 、(B) の量  $by=oy'$  は、各々ジェヴォンズの均衡需給量を示すものとする。数学的には市場的均衡の条件は  $\frac{\phi'_{A1}(q^{\circ}_{A1}-O_A)}{\phi'_{B1}(D_B)}$   $= P_{AB} = \frac{\phi'_{A2}(D_A)}{\phi'_{B2}(q^{\circ}_{2B}-O_B)}$  (但し、 $O_A=D_A, D_B=O_B$  とする) であり、 $O_A=ax, D_B=Oy', D_A=ox', O_B=by, q^{\circ}_{A1}=oa, q^{\circ}_{2B}=ob$  である。他方ゴツセン式交換では、数学的には均衡条件は、 $\phi'_{A1}(q^{\circ}_{1A}-O'_A)=\phi'_{A2}(D'_A), \phi'_{B1}(D'_B)=\phi'_{B2}(q^{\circ}_{2B}-O'_B)$  であり、図では  $O'_A=aX, D'_A=oX', D'_B=oY', O'_B=bY$  となる。従ってジェヴォンズの均衡と比べると、図から明らかな如く、交換者 (2) の (A) の需要量はジェヴォンズ式での  $ox'$  から、ゴツセン式では  $oX'$  に、つまりゴツセン式ではジェヴォンズ式に比べ  $xX'$  だけ減少し、(B) の供給量は同様に  $by$  から  $bY$  に、つまり  $yY$  だけ増加している。他方交換者 (1) の (A) の供給量は、ジェヴォンズ式での  $ax$  からゴツセン式では  $aX$  に、つまりゴツセン式ではジェヴォンズ式に比べ、 $xX$  だけ減少し、(B) の需要量は同様に  $oy'$  から  $oY$  に、つまり  $Yy'$  だけ増加している。要するにジェヴォンズ式均衡からゴツセン式均衡へ移行するとき交換者 (2) は (A) の需要を減少し (B) の供給を増加し、その分だけ、交換者 (1) は (A) の供給を減少し、(B) の需要を増加し、それ故交換者 (1) の利益の増加により交換者 (2) の利益が非自発的強制的に削減せられるのである。

かくてジェヴォンズ式交換は功利主義的個人主義的性質を持ち、逆にゴツセン式交換は倫理主義的共産主義的性質を持つと考えうる。何故ならばジェヴォンズ式交換では交換者 (1) は、交換者 (2) が (1) の所有する財を需要する限り (1) の財を供給し、(2) の所有する財を (2) が供給する限り需要し、逆に (2) についても同様のことがいえる、かくて交換者 (1) (2) が自発的に即ち自由の原理に支配せられ、他者を強制し他者を犠牲にせず、交換行為を行うことにその特徴が存在するからである。この点を我々は個人主義的と特徴づけ、更にかかると交換行為を介し各自が利価値の極大を追求しうることからその点を功利主義的と特徴づける<sup>209)</sup>。逆にゴツセン式では交換者の一方が他方の利益の増進の為強制的に自己の利益を犠牲にせざるをえず、かかる強制を行う主体たる

209) L. Walras, Étude d'économie sociale p. 209.

国家の権威が、個人の自由を侵し、かくて細部の秩序が否定せられ、同時に平等が不平等を侵し分配的正義が否定せられ、それ故、我々はそれを共産主義的と特徴づける。更に一方の利益の犠牲により他方の利益の増進が生じるが故に、もし一方が自発的にかかる行為に同意すると考えるなら、そこには一方の禁欲的行為を介し他方が一方的に自己の利益を増進しうることとなり、これを我々は倫理主義的と特徴づける<sup>210)</sup>。尚我々はジェヴォンズ式交換における交換主体の当初の財の所有量を所与としたが、もしこれが正義の基準に合致するならば、その功利主義的個人主義的局面はワルラス的に総合せられた立場の二重の契機の一つたる功利主義的個人主義的局面であるといえる。

## 2.8. ワルラス所有論と狭義の基礎理論及び構成原理との論理的関連について

### 2.8.1 狭義の基礎理論特に存在論的考察 *cénonique* 的考察、及び両者の統一的立場との関連

我々は既に存在論的考察と *cénonique* 的考察の統一的立場につき、我々の考えを明らかにしたから、以上の課題には極めて簡略に答えるであろう。

存在論的考察における *Moeurs* は、正義をその基準としたが、社会経済学はかかる正義を *cénonique* 的考察が与える正義と解釈し *cénonique* を媒介として、かかる *Meours* を社会的富の所有の次元において特殊的に規定した。これが存在論及び *cénonique* が社会経済学に対し基礎理論たることの意味である。尚、存在論 *cénonique* の統一的立場から、社会経済学は更に正義の確立と二重的に、我々の所謂分配の次元での利にも答えた。換言すれば、分配的正義は定理Ⅰ、双務的正義は定理Ⅱとして、補助定理を前提としつつ、特殊的内容的に規定せられ、かくて正義もまた規定せられ、このことは二重的に「分配の次元での私的利」と「公共的利」を保証し、かくて「分配の次元での社会的利」を保証したことになる。尚、狭義の基礎理論として、我々が指摘した方法論的考察も、所有論自体が理論或いは科学、特に応用倫理科学として、「現実の理念化」という性質を持つことへの洞察を与える意味で、基礎理論たる意味を持ちうるであろう。特に所有論の理念的性質は、それが補助定理Ⅱを介し、純粹経

210) *ibid.* p. 209~p. 210.

済学の認識成果を、所有論の立場から媒介したことから、一層高められる。

## 2.8.2 構成原理<sup>211)</sup>との論理的関連について

### (1) その社会主義的傾向について

既に考察した如く、ワルラスにとり社会主義とは「現実の理念化」を介し出来る限り完全なる理念を定式化し、この理念の中に凝縮せられた革新性により特徴づけたが、同時にそれは「現実の理念化」として、次に「理念の現実化」の連鎖が即ち革新的に形成せられた理念を何んらかの方策を介し現実化するという実践の方向が、予想せられる限り、上述の革新性は、同時に現実の側からの何んらかの制約を含まねばならぬはずであった。そしてかかる現実に制約せられた革新性を、ワルラス所有論が、現実<sup>に</sup>制約せられたという側面については、本来の資本の私的所有の肯定の中に、革新性という側面については、土地国有化及び租税廃止の主張の中に、共に含むことにより、顕著に備え、かくて所謂社会主義的傾向を持つことを我々は指摘しうると考える。だが、革新性そのものが本来の資本の私的所有の肯定により現実的制約を受けるとはいえ、土地国有化と以下応用経済学で考察する国家的統制による独占利潤の可能なる範囲での否定を前提する限り、かかる制約は決してワルラス所有論の保守的傾向を意味しないことに注意されねばならない。従来<sup>の</sup>社会主義的<sup>な</sup>主張で否定せられた資本の私有は、かかる土地私有と、地代の上昇による不労所得、土地の投機的売買による収益、更に独占企業の価格維持による独占利潤の故に、主として生じたものであった。そしてこれらの条件を欠くワルラス的な資本の私的私有は、単に個人による労働俸給の節約とその資本化による貸付利率にのみその源泉を持つにすぎず、ワルラス的正義と矛盾せず、利害の観点からも望ましいと考えうるものである。

### (2) その倫理主義的傾向について

ワルラスの倫理主義的側面は、所有の価値命題が、合理的意志、従ってまた

211) 構成原理については、大阪府立大学、経済研究、第51号掲載の拙稿「L. ワルラスの社会経済学(3)」p. 51~p. 59を参照のこと。

理性により与えられることに見い出されうる。ワルラス所有論は少くとも、土地私有階級の合理的意志、理性に訴え、かかる階級の土地私有による私的利害の放棄を要求するが故に、合理的意志の自然的欲望への支配を善とする倫理主義的善の一つの特殊的内容的規定を、その内に包摂すると考える。そしてかかる理性の理論的使用により与えられた価値命題は、やがて現実化さるべき理念たる性格を持ち、またかかる「理念の現実化」の方策も同時に土地国有化論で考察せられるが故に、単なるユトピーでなく、客観的実在性の主張可能性を持つことにも注意すべきである。

### (3) その功利主義的傾向について

ワルラスの所有の価値命題の定理Ⅰは、人的諸能力の個人的な所有を肯定し、これはワルラスの所謂正義の支柱であった。かかる命題は勿論生のままの功利主義的主張ではないが、自己中心的な利価値の追求を、価値命題の定理Ⅱに制約せられつつ含むことから、功利主義の所謂善、即ち快楽の追求に、一致する側面を含み、かくて功利主義的側面を含むと考える。この点は特に補助定理Ⅱとの関係で明らかとなる。人的諸能力の所有→労働用役の所有→（補助定理Ⅱを介して）俸給の所有→（補助定理Ⅱを介して）俸給と交換に獲得した財の所有、の内労働用役の労働用役市場での交換、俸給の生産物市場での交換に際し、所謂広義のジュヴォンズ式交換様式が前提せられ、かかる交換により個人は各自の利価値を他者を犠牲にすることなく極大化しうることが肯定せられていた。ここに功利主義の倫理観からする善なる行為が顕著に見い出されうる。

最後に注意すべきことは、ワルラスの所有論が倫理主義的側面と功利主義的側面を媒介包摂するとはいえ、包摂せられた限りの倫理主義功利主義は、もはや生のままのものでないことであり、更にこれと関連して、純粹哲学的立場の倫理的考察が与えるワルラスの倫理的立場が、一つの特例規定をうけることである。ワルラスの所謂倫理的善とは形式に制約せられた内容であり、形式的側面に普遍妥当性が、内容的側面に歴史的社会的制約が結合せられ、かくて歴史的社会的に制約せられた普遍妥当性を主張しうる如きものであった。そ



してワルラス的な倫理的立場と相入れものぬとして根本的に否定せられた倫理主義及び功利主義の倫理的善が、再びワルラスの正義の内容として新たな位置づけを与えられ包摂せられていることに、我々は注意すべきである。

#### (4) その共産主義的個人主義的傾向について

ワルラスは正義の定義において、条件の平等の側面に共産主義的主張の真なる側面を、位置の不平等の側面に個人主義的主張の真なる側面を結びつけていた。そして前者は、土地国有化にもとづく公共的活動成果の、平等なる享受に、後者は人的諸能力の私有にもとづく、個人的活動成果の不平等な享受に見い出され、かくて所有の価値命題は、共産主義的個人主義的側面を総合せられた次元で含むと考える。

尚、所有論は理論或いは科学であるから、その自由主義的傾向を論じることは、論理的矛盾である。我々は土地国有化論の中にワルラスの自由主義的傾向を探るべきであろう。

#### 第2章への補論、知的所有について<sup>212)</sup>

ワルラス所有論の革新的本質は、上述した 1 人的諸能力の個人的所有 2. 土地の国有、という二つの価値命題につきるが、所有論としての完結を求めるなら、所謂知的所有についてのワルラスの論述をも考察せざるをえない。

所有の権利の対象とは、社会的富であるが、以下定義する如き知的富は、果たして社会的富と規定しうるか、ここから知的所有の分析は始まる。

知的富 (richesse intellectuelle) とは何か。知的富とは、科学的芸術的産業的觀念の総体と定義せられる。それは知的所有の対象である。科学は物理的或いは倫理的事実間の合理的或いは必然的關係を追求する。科学的觀念はこれらの關係の認識の中に存在する。それは口頭で或いは記述せられて、表現せられ、程度差はあれ完全な形式を伴う。芸術は、自然性や人間性の様々の光景が、自然的に人間に生じさせる美的同情的情感を、人為的に生じさせることを目的とする。芸術的觀念は芸術的作品の中に現実化せられ、それは我々が芸術作品の完全な理解を介し我々の心に再現しうる如きものである。勿論芸術的觀念と芸

212) 知的所有については、L. Walras, *Étude d'économie sociale* 中の *De la propriété intellectuelle* (p. 247~p. 263) を参照されたい、以下はその要旨である。

術的作品の結合の仕方は、科学的観念と科学的作品の結合の仕方が明確なものではない。産業的観念とは、産業的生産物の中から、これらの生産物の観念と名付け、抽象により孤立化せしめる知的要因である。かかる要因は発明者から製作者に移され、後者はこれを現実化する。かかる産業的観念は主として科学的観念から生じるが、両者は混同せらるべきでなく、後者は真理を目的とし前者は利を目的とする点で区別しう。また産業的観念はしばしば芸術的観念に強く結合せられるが（例えば産業的製品の装飾等）、その固有の目的が美の印象を生ぜしめることにある本来の芸術的作品と、主として欲求の満足に答える産業的作品とは、区別せられねばならない。ところで全ての科学的、芸術的、産業的観念が有用なものではない。かかる観念が欲求の満足に応じうるときにのみ有用なものである。即ち直接的間接的に利価値をもたらす限りそれは有用である。だが問題の核心は、むしろ知的富の量的有限性にある。我々がかかる観念の量的有限性をアプリオリに断定しえない。何故ならかかる観念は本来非物質的であり、殆んど常に量的に無制限に伝播せられる。かかる観念が一旦現実化せられると、かかる伝播は遅かれ早かれ避け難く、かくて知的富は社会的富の一方の要件、量的有限性を充たしえなくなる。かくて知的富は、人為的のみ、社会的富たる性質を保持しうるにすぎない。ここに知的所有に特有の問題が秘む。そして所有論はその完結を求めるならば、知的富の人為的独占を正義と利害の観点から問題とせざるをえない。

正義の観点からの知的所有の考察。正義の観点からの考察は、知的観念がどの程度まで著者或いは発明者に依存しどの程度までそれ以外の要因に依存するか決定につきる。但し科学的観念、産業的観念と芸術的観念との間には、若干の差異がある。前者はその性質上絶対的普遍的かつ唯一であるはずであり、やがて、生産せられる運命にある。後者は相対的個別的であり多様である。それ故我々が芸術的観念を芸術家に依存する程度は、科学的観念や産業的観念を科学者や発明家に依存する程度よりは大である。だが、何れにしても、我々がこれらの観念をそれらの著者、発明家のみでなく、彼等に先行する著者、発明家に負うことは確かである。ライプニッツやニュートンはデカルトや17世紀の多くの数学者に、モーツアルトはハイドンやチマローザに多くを負っている。要するに、かかる観念はその創造者が生存した社会的歴史的環境に創造者と同様依存する。かくて我々は知的観念が一部分はその創造者に、一部分は社会に所属するという方向に、正義の問題を解決すべきである。

利害の観点からの考察。量的に無限に存在しうる有用なかかる知的観念が人為的に独占

化せられることは社会的利害に反する。その場合我々はそれらが無償で手に入れえず、極大利潤をもたらす価格を支払わねばならないからである。だが他方知的労働者が、彼等が創出した観念から、如何なる利得も引き出しえぬことも社会的利害に反する。何故ならその場合知的観念の創造はかなりの程度削減せられるからである。勿論若干の例外者は彼等の知的労働に、全ての障害に打ち勝ちうる程の強力な刺激を感じるであろうから、かかる創造は完全にはなくならぬが、知的観念の創造がもたらす利得の故に、知的労働者たる人々は、かかる創造を中止するであろう。だが、更に上述の少数の例外者でさえ、彼等の労働用役から、彼等の生活を支える何んらかの金銭的収入をもえられぬ限り、彼等の生活を維持しえぬ故に知的創造は何時かは絶滅する危険にさらされる。この様に利害の観点からの考察も正義の観点からの考察に矛盾しない。

そこで我々は私的所有に対し次の如き解決策を提示する。私的観念の創造者と国家との間に一つの約定を締結させ、それにより、前者が知的観念を獲得したき、後者がある期間独占的にそれを開発する手段を前者に提供し、その期間の終了後それを国家の所有に入れるか、或いは前者が自らの手で知的観念を開発するにまかせ他者がそれを発見するまで独占化する権利を与えるか、がそれである。だがかかる結論は科学的芸術的産業的観念の知的所有には、同程度に妥当しない。科学的観念の発見は、かかる知的創造の機能が、公共的用役とされるという条件下でのみ、確保せられる。何故ならば、かかる観念の産業的応用の可能性は、あまりにも不確かであり、それに専心する知的労働者に如何なる収入をも与えないからである。それ故、国家のみが科学的文化を確保する能力を持つ。例えば大学関係者の俸給は彼の授業料と彼の知的創造への俸給と考えられるべきであり、創造された知的観念は直ちに公共的領域に入るべきである。芸術的観念の創造についても公共的用役として上述の如く考えるものがある。だがかかる知的観念の創造者が、彼の観念を刊行物の形で公刊するとき、それは科学的な文章的作品となり、その所有の権利は上述の約定のもとで文章的所有として彼に容認せらるべきである。国家の保護下にある芸術的作品も、作品そのものは直ちに公共的領域に入るが、画集、ブロンズ、楽譜等の文章的出版物には上述の約定のもとで芸術家の所有が認められる。また国家の保護外にある芸術的観念や産業的観念は上述の約定を充たす限り、創造者の所有にゆだねられる。

### III 従来の所有学説の批判

#### 3.1 序 説

我々は以下、ワルラスの立場から、従来の所有学説即ち 1. J. B. セイに代表される一派、2 バスティアに代表される一派<sup>213)</sup>、3、K. マルクスに代表される一派の所有論を批判的に考察し、ワルラスの所有論を側面から明らかにする。その際第2章の冒頭に示した所有論の三つの課題、(1) 所有の権利の対象となる社会的富とは何か、(2) 所有の権利の主体とは何か、(3) 社会的富のかかる主体による所有を如何なる基準に立ち決定するか、に答えつつ議論を展開することにする。

#### 3.2 J. B. セイ学派の所有論

##### 3.2.1 所有の権利の対象となる社会的富とは何か

彼等は社会的富を次の様に定義する。効用或いは有用性と量的有限性の二条件を同時に充たす存在は、交換価値を持ち、交換価値を持つ全ての存在は、社会的富である、がそれである。そして社会的富は、1 人的資本、2. 土地資本、3 本来の資本という三範疇に分かれ、1、2は自然的富、3は生産せられた或いは人工的な富と名付けられる<sup>214)</sup>。この様にかかる立場の交換価値の本質論は、ワルラスの立場と同様であり彼等は土地に内在的本質的な価値を認める。従って所有の権利の対象となる中核的な社会的富には上記三つの範疇の資本が含まれる。

##### 3.2.2 所有の権利の主体とは何か

ワルラスは、かかる主体として、個人と国家とを指摘した。それは彼の国家

213) ワルラスが、批判の対象とした従来の所有学説が、功利主義者たる J. B. セイ及びその一派、倫理主義者たるバスティア及びその一派であることは、L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 457 の叙述から明らかである。だが、ワルラスの批判は、当然絶対的共産主義たるマルクス主義の所有論にも及んでいるが故に、我々はこれをも附加した、なおこの点については、大阪府立大学経済研究、第49号、掲載の拙稿「L. ワルラスの社会経済学(1)」中の II. 政治及び社会経済学の状況、一特に利害の原理と正義の原理の対立競合をめぐって、p. 22~p. 32 をも参照されたい。

214) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 31~p. 32.

と個人に対する本質的洞察にもとづき、かかる洞察は、個人なしに国家は在りえず、国家なしに個人は在りえない、それ故、国家の中で個人、これのみが唯一の現実である、という命題に要約しえた<sup>215)</sup>。それ故、ワルラスは、国家とは、人間の意志の自由を超越した自然的必然的存在と考え、ここから、個人主義と共産主義の綜合の立場を導出した。これに対し、セイ一派の個人と国家の本質的洞察とは、国家を個人の意志的自由に従属する人的事実と考え、社会契約説の立場に立ち、国家を個人の単純な算術的総計とし、国家を個人に解消した。要するに彼等は個人をのみ唯一の社会的理念型と考え、社会的絶対的個人主義の立場に立つ<sup>216)</sup>。ここから、所有の権利の主体とは、個人のみとなる。

### 3.2.3 社会的富の所有を律する価値基準について

この問題に入るに先立ち、我々は、J. B. セイ一派の立場、即ち所有論の他に、その派の政治及び社会経済学一切の基礎的立場たる哲学的背景につき答え、この派の倫理学上の立場を導出し、上述の基準に言及せねばならない。

J. B. セイ学派の哲学的背景として、ワルラスは認識論的形而上学的には唯物主義、倫理的には功利主義の存在を指摘する<sup>217)</sup>。唯物主義とは感覚表象を介し自然を認識し、更にそこから形而上的存在や人間の認識までもを演繹する立場、即ち感覚の哲学と定義せられたが<sup>218)</sup>、ここでは、この立場の人間認識即ち倫理学上の見解が問題である。要するに功利主義の倫理的帰結が問題となるわけである。そして功利主義の倫理的善とは快樂に、悪とは苦痛に還元せられるから、かかる立場は快樂主義的と規定しうる。そしてかかる立場の社会的絶対的個人主義との結合により各個人は孤立化せられ固有の快樂を求めて敵対的關係に、従って闘争の状態に入り、絶対的権力こそが社会倫理の基準となる<sup>219)</sup>。ところで唯物主義的功利主義的哲学とは独立に成立した政治経済

215) *ibid.* p. 111.

216) *ibid.* p. 56.

217) *ibid.* p. 55.

218) 本論考、第1部、第3章3.3現代合理主義の倫理的立場参照のこと、以下の論述についても同様。

219) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 79~p. 80.

学の出現後、この立場はそれと結びつき、その哲学的背景となり、上述の自然的闘争の状態は、政治経済学を介し、平和的競争的な自利追求の状態に変質する。何故なら政治経済学は富の創造にとり最も適合した社会的経済的条件を探究し、従って利価値追求にとり最も適合した条件をも提示しうるからである<sup>220)</sup>。そしてかかる政治経済学こそが J. B. セイ一派のものと考えうる。

この様に J. B. セイ一派の政治及び社会経済学は唯物主義的功利主義的倫理観を背景とするが故に、所有問題解決に際しての価値基準として、当然利害を持ち出さざるを得ない。J. B. セイはこの点につき「政治経済学者は所有というものを富の多様かつ豊富なる生産に対する最も強力な刺激と考えている。そして所有の権利が何んらかの手段により確保せられるなら、その基礎づけやそれを保証するものにつき、何んらの関心をも示さない」<sup>221)</sup>と論じるが、ワルラスは、これを批評し、政治経済学が分配問題の核心たる所有の根拠づけという問題を、正義の観点を見捨て、専ら利害の観点からのみ考察し自らの手で凋落させたばかりか、更に自然権そのものと富の増産の必要性との間に存在する矛盾を認識しつつも、この矛盾を利害或いは効用の下位に正義或いは公正を位置づけ公然と解決したと論ずる<sup>222)</sup>。ワルラスは更に彼の父 A. A. ワルラスこそがかかる問題を意識し、正義と利害との、従って富の分配と生産との調和的統一の可能性の確立に腐心した学者であったと論じる<sup>223)</sup>。なお、J. B. セイ一派の政治及び社会経済学は、勿論所有論を含む広い問題領域をかかえるが、これら全てをこの一派は利害の観点から一元的に解決しようとしたことを付加しておく。即ちそれは社会経済学を純粹 応用経済学に結合し、更に社会の科学をも利害の原理に従属させ、政治及び社会経済学即ち富の科学の完成を意図したのであった<sup>224)</sup>。

220) *ibid.* p. 82~p. 83.

221) *ibid.* p. 26~p. 27 J.B. Say; *Traité d'économie sociale*, ch. XIV Du droit de propriété.

222) *ibid.* p. 27.

223) なお A.A. ワルラスについての L. ワルラスの論述については、*ibid.* p. 27~p. 28. を参照されたい。

224) *ibid.* p. 51~p. 52.

かくてこの派の所有論は、上述 1、2、3 への解答を連結するとき、次の如く要約されうる。即ち所有の権利の対象たる社会的富とは根本的には 1 人的資本、2. 土地資本、3. 本来の資本であり（勿論これらの所有はこれらの用役、用役と交換に得られた俸給、地代、利子、更にそれらと交換にえられた生産物及びそれから節約を介して資本化せられた資本及び資本利子をも含む）、それらの分配は国家ではなく全ての個人の間へ、利害の原理に従い何んらかの方法で成されねばならぬ、即ち一切の社会的富の私有がここでは肯定せられることになる。

### 3.3 バスティア学派の所有論

#### 3.3.1 所有の権利の対象たる社会的富とは何か

彼等は社会的富を次の如く定義する。それは交換価値を持つ一切の存在であり、交換価値の源泉は労働である。即ち価値を持ち交換せられる全ての存在は、人間の何んらかの努力 (efforts) 用役 (service) 及びそれらを表現するものであり、それ故本来の資本とは変形せられた或いは蓄積せられた労働以外の何物でもなく、土地でさえ何んら内在的価値を持たず、何んらかの仕方でそれに結合せられている本来の資本及び労働の故にのみ、交換価値を持つ<sup>225)</sup>、要するにこの派は交換価値の原因につき労働価値説的立場に立ち、所有の権利の対象たる社会的富とは全て交換価値を有する労働の産物である。

#### 3.3.2 所有の権利の主体とは何か

この点についてはバスティア学派も J. B. セイ学派と全く一致し、所謂社会的絶対的個人主義の立場に立つからこの項は省略したい。

#### 3.3.3 社会的富の所有を律する価値基準について

我々はバスティア一派の政治及び社会経済学の哲学的背景を論じ、それから導出しうる倫理的帰結を考察し、上述の価値基準を導出することとする。

バスティア一派の哲学的背景として、ワルラスは認識論的形而上学的には精

225) *ibid.* p. 32.

神主義、倫理的には倫理主義の存在を指摘する<sup>226)</sup>。精神主義とは、意識表象を介し人間を認識し更にそこから自然や神の認識までもを演繹する立場、即ち意識の哲学と定義せられるが<sup>227)</sup>、ここではこの立場の人間認識即ち倫理学上の見解が問題である。要するに倫理主義の倫理的帰結が問題となる。そして倫理主義の倫理的善とは合理的意志の自然的欲望への勝利、悪とは敗北に還元せられるから、かかる立場は禁欲主義的と規定しうる。更にかかる立場の社会的絶対的個人主義との結合により、各個人は孤立化せられ、かかる善を求め慈善的、相互扶助的、隣人愛的関係に入り、禁欲主義的、自己犠牲的愛こそが社会倫理の基準となる<sup>228)</sup>。ところで精神主義的倫理主義の哲学も唯物主義的功利主義的哲学の如く、それとは独立に成立した政治経済学との対決を迫られる。そして政治経済学は、利害の原理に立ち利害の連帯を介した富の追求を肯定し、自由放任主義を唱導するから、精神主義倫理主義との極端な対立を示すに至り、バスティア一派は自己の倫理観の本質的原理に従い政治及び社会経済学を再構成せねばならなくなる<sup>229)</sup>。だがワルラスは、バスティア一派はかかる立場から政治及び社会経済学を確立しえなかったのみか、むしろ利害効用の観念を否定し政治及び社会経済学そのものを破壊するに至り、更に社会の科学の本質をその社会的絶対的個人主義の立場から誤解したと規定する<sup>230)</sup>。ところでかかる再構成の原理は、交換価値の原因を労働のみに還元する価値論であり、彼等は全ての富の生産活動を、利価値を求めての行動であるという考えを否定し、純粹かつ単純に労働者の倫理的人格の完成に、即ち他者への隣人愛的自己犠牲性的行為を介した自己の人格的完成に結合した<sup>231)</sup>。換言すれば、ここでは労働者は労働を介した創造の中で、自己の人格の完成を意図しかかる労

226) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 55. なおこの点については、本論考、第1部、Ⅲ、3.3、現代合理主義の倫理的立場を参照されたい。

227) *ibid.* p. 75~p. 76.

228) *ibid.* p. 80~p. 81.

229) *ibid.* p. 83~p. 85. 及び p. 57~p. 73.

230) *ibid.* p. 69.

231) *ibid.* p. 83~p. 85 及び p. 57~p. 73.



働の成果を隣人愛的に他者へ喜捨すべしと考えられ、このことが神の意志に浴うとも考えられた。

この様にバスター派の政治及び社会経済学は、精神主義的倫理主義的倫理観を背景とするが故に、所有問題の解決に際しその価値基準として、当然彼等の所謂善或いは正義を持ち出さざるをえない。

かくてこの派の所有論は、上述 1、2、3 への解答を連結し、次の如く要約せられる。即ち所有の権利の対象たる社会的富とは労働の成果一切であり、それらの分配は国家ではなく全ての個人間へ、上述の如き善の原理に従い、成されねばならない。従ってまたここでは一切の社会的富の私有が肯定せられる。

ところでかかる所有論はその前提を認める限り完結せるものである。即ち、労働価値説から、人的資本土地資本本来の資本の一切が、労働の成果として労働主体即ち個人に帰属し、かかる個人の隣人愛的喜捨を介し、更に他者に帰属することになるからである。要するに労働価値説、社会的絶対的個人主義、彼らの倫理的立場を前提とする限り、所有論はこの様な形をとらざるをえなくなる。逆に、ここで価値論におけるセイやワルラスの立場を肯定するとき、バスター派の所有論は崩壊せざるをえない。即ち、土地資本もまた自然的富と考えられねばならぬから、それは土地資本の私有を肯定しえなくなる。それ故にセイの如く利害の原理が表面に押し出されることにもなる<sup>232)</sup>。かくて上記二つの立場の前提即ち価値論におけるバスター派の立場の否定と、個人と国家の本質的洞察におけるバスター派セイ派、の社会的絶対的個人主義の立場の否定を介し、ワルラスが利害の原理に矛盾せぬ正義の原理からの所有論を樹立する必要が生れたのであった。要するに価値論と個人と国家との本質的洞察を与える社会学的立場とその派の倫理学上の立場とは所有論と密接に関連することが分るのである。なお、我々は社会的絶対的共産主義の立場と労働価値説の結合の上に立つマルクス主義的所有論をも合せ批判せざるをえない。だがその前にワルラスの所謂正義とバスター派の所謂正義との本質的相違を考察し、

232) *ibid.* p. 33~p. 35.

バスティア派の立場の肯定しうべき側面をワルラスに従い指摘しておきたい。

### 3.3.4 バスティア派の正義とワルラス的正義との違いについて

ワルラスは自己の所謂正義を人間関係を規定する第一次的な原理であるが唯一の原理とは考えていない。ワルラスはそれを強制的 (obligatoire)、相互的 (réciproque) 或いは双方的 (bilateral) な原理、そして自然的必然的原理と考える。個と集団との秩序と正義を介した関係は国家権力により強制的に国家の成員たる個人に課せられると同時に、個人と個人、個人と国家は相互的双方向的に権利義務の関係をとり結ぶからである。要するにワルラスはかかる原理の確立維持を国家の責任と考えそれを社会倫理の問題に結びつける。だがワルラスはかかる原理に支配せられた人間関係の外に、別個の原理に支配せられた人間関係を前者と矛盾対立せぬ限り容認する。それらは、協同組合等の相互扶助的な人為的結社を支配する原理と、博愛献身慈善隣人愛等を介した人間関係を支配する原理である。前者をワルラスは相互的雙方的であるが、随意的 (facultatif) であり、強制的でないとして規定し、かかる結社は国家の如き自然的必然的結社でなく人為的結社であるとする。後者をワルラスは強制的相互的雙方的でなく、随意的、一方的 (unilateral)、かつ補助的 (complémentaire) と規定する。そしてこれら二つの原理に支配せられた人間関係即ち相互扶助的結社による人間関係と、隣人愛といった感受性の深みから発する原理に従った権利を伴わぬ他者への一方的義務の関係は、本来個人的主導権に属し社会的主導権に属さぬと論じ、かかる原理を個と集団の関係を律する原理とは成しえぬが、それと矛盾せぬ限りで、ワルラスの所謂正義により解決しえぬ問題解決に有意義と考える。即ち、社会倫理の立場から国家にその責任を問いえぬ問題、本来個人倫理の領域に属す問題解決の為有意義なものとして、それらに位置づけを与える。<sup>233)</sup> ところで精神主義倫理主義の正義とは、本来上述の一方的随意的な権利を伴わぬ義務の立場に対応し、更に利害の連帯と区別さるべき双方向的相互的随意的な権利義務の立場に対応する。従ってワルラスの所謂正義と倫理主義的正

233) *ibid.* p. 215~p. 216.

義とは、合理的意志の自然的欲求への何んらかの支配という形式的規定を共に充たすが、その内容において全く異なる。それ故、精神主義倫理主義の立場が、社会問題の原因を、個人の倫理的退廃、家族生活の諸条件、教育の諸要因の欠除に求め、その解決をかかるとする正義の立場から解決しようとするとき、かかる考え方は社会倫理の存在を無視する故誤りであるとワルラスは論じる<sup>234)</sup>。

### 3 4 共産主義的所有論或いはマルクス主義的所有論

#### 3.4.1 所有の権利の対象たる社会的富とは何か

マルクスも社会的富を交換価値を有するもの、更に交換価値の源泉を労働のみに還元する労働価値説の立場に立つ。ワルラスはこれをマルクス主義的純粋経済学の欠陥として否定し次の如く批判する。

マルクス主義の純粋経済学は次の二つの前提から論理的に演繹せられる。

1 労働のみが価値を持つ。そして全ての商品の正常価値はそれらが含む労働の価値以外のものではない。

2. あらゆる種類の労働は唯一の労働に還元せられ、その量の単位は価値測定基準として役立つ<sup>235)</sup>。

1 への批判、価値の本質は有用性と量的有限性の併存に求めうること、従って労働はかかる価値の定義を充たし価値を持つが、同様に土地そのものもかかる定義を充たし内在的価値を持ち、我々はそれを労働の価値から演繹しえないこと、更に価値は限界効用 (rareté) に比例すること、これらはワルラス純粋経済学の論証するところである。従って商品の正常価値はそれに含有せられる労働量の価値の総計でなく、それに含有せられる労働用役、土地用役、本来の資本用役の価値の合計に等しい。従って地代や利子を土地用役や資本用役の価値と考えず、労働者消費者の不利益において成された企業者資本所有者の搾取であるという考え方は受け入れえない<sup>236)</sup>。

2 への批判、マルクス主義は熟練を少しも要求せぬ単純な労働と、多少は

234) *ibid.* p. 57~p. 73.

235) *ibid.* p. 226~p. 227.

236) *ibid.* p. 227.

あれ長期間にわたる熟練を要求する複雑な労働を区別し、複雑な労働を評価すべく単純な労働にそれを還元する。即ち熟練した労働の持続時間に熟練度按比例した系数を掛けることにより、かかる還元を成す。そしてかかる還元の必要はマルクス主義的企業が生のままで提供される労働時間と交換に生産物の形での等しい労働時間を即ち労働の所有を、労働者に契約する必要上生じることである<sup>237)</sup>。自己の提供した労働時間が基準労働時間のどれだけに当るかを評価しえぬ限り、労働者はどれだけ生産物に対する権利を持つかを知ることにはできない。だがこの考え方は同じ熟練度を持つ二人の労働者が同一の労働用役を供給しないことから容易に拒否できる。ワルラスはここで労働の質の多様性を認めこれを何んらかの方法により単純労働への還元することの可能性を否定する<sup>238)</sup>。ワルラスはここからマルクス主義的体制論の批判に移るけれどもこの点は後に経済体制論の項目で考察することにする<sup>239)</sup>。

この様にマルクスの立場の労働価値説はワルラスにより否定せられたがマルクスの立場からは社会的富とはかかる労働価値説から定義されるわけである。

#### 3.4.2 所有の権利の主体と如何か

J. B. セイ、バスティア学派にとっては個人のみが唯一の社会的理念型であったが逆にマルクス主義的共産主義（我々ここではマルクス主義的と論じマルクスのとは論じていない）にとっては国家のみが唯一の社会的理念型と考えられ、個人は国家の単なる構成要員にすぎず個人の意志の自由は否定せられ、国家の意志に従属した位置に置かれる<sup>240)</sup>。それは要するに全体主義的國家観に立ち従って共産主義的といわれる所以を備えている。かくて所有の権利の主体とは国家である。

#### 3.4.3 社会的富の私有を律する価値基準について

---

237) *ibid.* p. 228.

238) *ibid.* p. 228.

239) *ibid.* p. 228.

240) *ibid.* p. 422.

我々はこれをワルラスの所謂秩序と正義がかかる全体主義的立場から如何に歪曲されるかの考察を介し与えねばならない。マルクス主義的共産主義においては国家の權威が個人の自由を完全に侵害し、従って集团的活動領域が個人的活動領域を占め出すことになる。ここではワルラス的意味の細部の秩序は全く破壊され総体の秩序のみが存在する。また個人的活動成果の不平等なる個人的享受なるもの、従って分配的正義なるものも存在しえず、ただ集团的活動成果の平等なる集团的享受のみが従って双務的正義のみが存在しうる。即ち不平等の原理が平等の原理により完全に侵害せられてワルラス的意味の分配的正義は否定せられ双務的正義のみが存在する。かくて所有の基準はかかる意味での正義と考へうる。

以上1、2、3への解答を連結したときマルクス主義的共産主義の所有論は次の如く要約される。所有の対象たる社会的富は労働の成果一切であり、その中に勿論人的諸能力、土地、本来の資本が含まれるが、これを所有する主体は国家のみであり、それより一切の社会的富の国有化が導出せられる。この際国家は総体の秩序を前提とした双務的正義に従いかかる所有を根拠づける。

#### IV. L. ワルラスの租税論<sup>241)</sup>

ワルラスの所有の価値命題、定理 I、II は論理的必然的に彼の租税論を含意している。だがここで我々は租税の本質論に限りワルラス租税論を明示的に考察しておく。

租税論にとり重要なことは、個人と国家に対する本質的洞察である。このことから租税本質についての考え方が生じる。それ故ワルラスの立場と区別さるべき個人主義及び共産主義の租税論との比較を介し、ワルラス租税論を明らかにすることが適当である。個人主義にとり国家とは、個人の単純な合計であり、人的事実たる人為的結社と考えられた。換言すれば、国家とは私的利害の立場から、即ち個人による私的な経済活動に対する保証、例えば安全の確保等の公共的用役を提供すべく、個人により人為的に作られた結社ということになる。そしてかかる国家がその機能を果す為の経済的基盤を、国家が与える公共的用役の利益を享受するものがそれに応じ負担すべきという考えが生じ、かかる負担として租税が本質づけられる。かかる個人主義者の租税論は、その前提に一切の社会的富の個人的私有を肯定する所有論を持つが、ここから租税とは個人の私有に属す様々の資本用役価値即ち地代、利子、俸給からの控除と規定せられる<sup>242)</sup>。

逆に共産主義にとり、個人とは国家を構成する単なる要因にすぎず、個人は国家に解消せられる。従ってここではその所有論として一切の社会的富の国有の肯定が存在し、それ故租税なるものは本来存在しえない。国家は、全ての社会的富が自己の所有に属すが故に、租税により自己の活動の経済的基盤を調達する必要は全くないからである。ところで、共産主義的ワルラス的を問わず国家の存在を積極的に規定するとき、国家とは個人主義と異り自然的必然的存在

241) 我々は、L.ワルラス租税論の詳細な内容的考察は省略した、これらについては、L. Walras, *Étude d'économie sociale* 中の、IV. impôt. p. 377～p. 452 を参照されたい。  
242) *ibid.* p. 423.

と考えられ、従って租税ないしそれにかわる国家の経済的基盤の調達は、個人主義の如く恣意的自発的たりえず、強制的であることがわかる。だが強制的性質を持つ租税の存在の肯定は、ワルラスの如く、国家の活動を一般的社会的条件の確立に限り、根本においてその成員たる個人の倫理的人格の完成を、国家の目的とする立場からは矛盾的と考える。何故なら、かかる立場の所有論が示す人的諸能力の個人による所有を肯定する価値命題からみて、人的諸能力の所得たる俸給、利子への租税は、正義に反するからである。勿論地代への課税はその際でも不正でない。それは第一に土地国有化の価値命題から、地代の私有自体が不正であるし、第2に地代への課税は土地国有化論にて考察せられる如く本質上租税でなく、国家による個人との土地の共有を意味する<sup>243)</sup>からである。更に租税を不正とし廃除する以上、国家の経済的基盤たる収入を、土地国有化から生じる地代収入に求めることは不可避的ともなる。このことは、分配的正義を保証する定理Ⅰと矛盾せず、双務的正義の保証たる定理Ⅱにて与えられていた。かくてワルラスは租税の本質を、土地国有化という正義に合致した状態への過渡的段階で、その代替物たるべき一次的非正常的なるもの<sup>244)</sup>と規定する。

---

243) *ibid.* p. 405～p. 409.

244) この点については、*ibid.* p. 442～p. 452.  
*De l'impôt comme fait anormal et transitoire.*  
*De la nationalisation du sol* を参照されたい。

## V. L. ワルラス経済体制論<sup>245)</sup>の素描

**5.1 序説** 我々はこのワルラスの経済体制論を完結した形でなく、応用経済学、純粋経済学の本格的研究に後続すべき研究への予備的考察として提示する。このことは、第1に我々の研究の目的が社会経済学に限られていることにより、第2に経済体制論の素描により「ワルラス経済思想体系」における社会経済学の位置をも我々が明確に把握しうることによるものである。

### 5.2 応用経済学の素描<sup>246)</sup>

体制論的考察に入るに先立ち、我々は応用経済学の内容的側面につき若干の考察を行う。その形式的一般的考察を我々に既に与えたからである。但し我々の考察は、単に応用経済学の素描であり、その本格的考察ではなく経済体制論に必要な限りの最小限の理解にすぎない。

応用経済学は、我々の所謂「生産の次元での Moeurs」と「生産の次元での Industrie」を対象とし、前者を基準としての秩序に基き合理的に組織化し、同時に「生産の次元での利」に答えるものであった。秩序とは、細部の秩序と総体の秩序の統一として与えられたが、かかる秩序を、社会的富の生産の次元で如何に具体的に規定するかが、当面の問題である。だが社会的富の生産の主体とは、個人及び国家以外に存在しないが故に、かかる秩序は、個人及び国家の権利義務の関係として規定せられねばならない。そしてかかる秩序の確立は、同時に「生産の次元での利」にも答ええたが故に利、特に「生産の次元での利」の分析が、かかる秩序の確立に重要な意味を持つこととなる。ワルラスは利を「私的利」と「公共的利」に区別し、両者の統一として「社会的利」を考え、更に私的利害に属す生産物と公共的利害に属す生産物を区別し、前者の生産を個人に、後者の生産を国家に原則的には割り当て、かくて秩序を確立した。即

245) 経済体制論という訳語は、例えば、ibid. p. 177 にみられる l'organisation économique de la société 或いは、l'organisation sociale économique にもとづくものである。

246) 応用経済学の大略を知るためには、L. Walras, Étude d'économie politique appliquée 中の L'économie appliquée et la défense de salaire (p. 205 以下) を参照されたい。



ち、私的利害に属す生産物を、国家が生産するときには細部の秩序が、公共的利害に属す生産物を個人が生産するときには、総体の秩序が否定せられるが故に、かかる個人及び国家の活動領域の設定が秩序を保証することになった。それ故、応用経済学は「生産の次元での *Moeurs*」を細部及び総体の秩序を基準として組織し、同時に「生産の次元での *Industrie*」を「生産の次元での私的利及び公共的利」の統一たる「生産の次元での社会的利」を基準として組織しえたのであった。

但し、注意すべきことは、応用経済学の基準即ち秩序とは、「生産の次元での社会的利」の極大化にとり手段たる位置に立ち、社会経済学の基準、即ち正義（それは「分配の次元での社会的利」の極大化にとり原因たる位置に立つ）と比べ、はるかに強く歴史的社会的制約をうけ、長期にわたり客観的な普遍妥当性を主張しえぬということである。それ故ワルラスは社会経済学の基準即ち正義を合理的かつ倫理的と考え、*Théorème* の形で与えていたが、応用経済学の基準即ち秩序を合理的かつ経験的と考え、それ故定理でなく、*règles* の形で与えていた<sup>247)</sup>。以下我々は応用経済学の与える *règles* につき考察する。

1 経済的競争の機能は、本質的に、消費主体による生産物の効用の評価の可能を前提する。そして消費主体として、個人及び国家が考えられる故、個人は私的利害に属す生産物の、国家は公共的利害に属す生産物の、費消からえられる効用につき、評価しえねばならない。個人は家計予算の制約下で極大満足を求めそれを費消し、国家も国家予算の制約下で極大満足を求めそれを費消すると考えられる<sup>248)</sup>。ここで我々はワルラスが応用経済学の与える規則の確立の為、純粹経済学の認識成果を媒介せんとすることに注意すべきである。純粹経済学は、ワルラス的には、完全競争と経済主体がワルラスの行動仮説に従うという仮定下で存在する市場的メカニズムが、経済主体の各々に対し相対的極大満足を与えると同時に、社会的富の需給の一致をも成立させることを論証し

247) L. Walras, *Étude d'économie politique appliquée* p. 270.

248) *ibid.* p. 267.

たものであった。そしてワルラスはかかる認識成果を活用せんとする。さて、一般的には私的利害に属す生産物にとっては、無数の消費者が存在するが故に、純粋経済学に従うとき無数の生産者を肯定することは合理的である。それに反し公共的利害に属す生産物にとっては、唯一の消費者即ち国家が存在するにすぎず、それ故純粋経済学に従うとき無数の生産者を肯定することは合理的ではない。換言すれば、私的利害に属す生産物に対しては、完全競争の条件が維持しうが、公共的利害に属す生産物に対しては、消費主体が国家一つの故に、完全競争の条件は維持しえなくなる。ここでもし供給者多数を肯定すれば需要独占が成立することになる<sup>249)</sup>。かかる認識からワルラスはまず、règle 1, 3を次の如く仮定する。

règle 1、社会的利害の名において、国家は公共的利害に属す生産物の生産を試みねばならない<sup>250)</sup>。

règle 3、社会的利害の名において、個人は無限の競争が、即ち完全競争が可能である私的利害に属す生産物の生産を、試みねばならない<sup>251)</sup>。

ところでrègle 3における完全競争が可能であるという限定句に注意するなら、ワルラスが私的利害に属す生産物の生産につき、常に完全競争が可能とは考えていないことが分る。ワルラスは、単に完全競争が可能である場合、国家はその条件の確立、維持を保証し、私的利害に属す生産物の生産活動をかかるとして管理すべきと論じるにすぎない。それ故ワルラスは、私的利害に属す生産物の生産活動における独占の成立及び純粋経済学の認識成果に立ったその弊害に当然注目している。この点につきワルラスは次の如く論じる。経済的競争の機能は利潤をもたらす産業への企業の参加と損失をもたらす産業からの企業の離脱の可能性を、即ち free entry を想定している（かかる free entry の条件は、ワルラスの純粋経済学の仮定として、行動仮説及び完全競争の条件に、特に長期を問題とすると含められねばならない。勿論ワルラスは長期的立場か

249) *ibid.* pl. 267~p. 268.

250) *ibid.* p. 268.

251) *ibid.* p. 269.

ら分析を行うが故に、これは完全競争の条件に包摂せられている)、だが独占はかかる free-entry の条件を破壊するが故に、その点にその弊害を持つ、がそれである。ワルラスは、ここで、独占を自然的独占と人為的独占に区別し前者に、都市におけるガス、水道、鉄道等を含め、後者に、当初互いに競争的であった諸企業が競争の過程を介し大規模生産の利益を求め拡大する結果生じる独占を、含める。そして特に人為的独占の弊害を重視し、その存在の故に、消費者労働者の欲求の極大満足は、独占利潤の極大化と両立しうるに過ぎぬ位置におかれ、所謂相対的極大満足が人為的に否定せられることを注意する<sup>252)</sup>。かかる認識からワルラスは次の如き règle 2 を設定する。

règle 2、社会的利害の名において、自然的権利により根拠づけられた若干の例外を除き、国家は無限の競争が可能でない私的利害に属す生産物につき、

- 1 売り値と生産原価との均等を維持しつつ自ら生産を試みねばならない、
- 2、権威により、売り値の引き下げの競売を課しつつ私的独占企業を管理せねばならない<sup>253)</sup>、がそれである。これに加え、ワルラスは質の評価が一般の消費者に不可能な若干の私的役の生産を、国家の管理下に置くべきことを、付け加える<sup>254)</sup>。

以上が、我々が応用経済学の素描を与えるべく考察したワルラスの論文<sup>255)</sup>の要旨の全てである。勿論これは Etude d'économie politique appliquée の一部にすぎず、従って我々は、かかる考察の限界を充分認識せねばならぬが、一応この範囲内で若干の問題点を指摘してみたい。

我々は、まず社会経済学との関連で上記の règles の意味を解釈する。

règle 1 について。公共的利害に属す生産物を、国家のみが、生産すべきという主張は、消費者が国家唯一つであることから生じる需要独占を避けるためであった。そして、この配慮は何よりも、需要が、補助定理Ⅱが要求する独占

252) ibid. p. 268.

253) ibid. p. 268.

254) ibid. p. 267.

255) ibid. p.205 以下掲載の論文 L'économie appliquée et la défense des salaires がそれである。

広義のジェヴオンズ式交換を否定するが故に、なされたと考えうる。この限り応用経済学が社会経済学の成果に立ち、reglesを規定していることが分る。但し、この点には次の如き批判が可能である。生産主体たる国家は、消費主体たる国家が、需要する生産物を供給するのみでなく、かかる供給にとり必要な生産用役、中間生産物、生産財等を需要せねばならない。つまり国家は、需要者の位置を避けえず、私的利害に属す生産物に向けられるべき社会的富の一部が、国家により需要せられることとなる。従って国家はかかる需要に伴うかもしれぬ独占的弊害（何故なら需要者としての国家の介入は市場を完全競争市場とは異ったものにする可能性がある）を避け、その際可能なる限り広義のジェヴオンズ式交換に合致した交換様式を案出せねばならない。需要者として、国家が参加する以上、完全競争の条件が成立しえぬおそれがあるからである。そしてかかる独占的弊害の回避は、補助定理Ⅱの故に要求せられるのみでなく、同時に社会的富の需給調整の必要上からも要求せられる。但し、生産主体たる国家は、同時に消費主体たる国家でもあり、自給自足的性格を持つから最終生産物の需給の調整についてはかかる問題は生じえないであろう。

regle 3 について。私的利害に属す生産物の需給は、price taker たる生産者と消費者の間で、完全競争の条件に合致した最終生産物市場において円滑に行われ、このとき同時に、補助定理Ⅱの条件である広義のジェヴオンズ式交換も成立しうることになる。かくて regle 3 も社会経済学の成果を配慮し、与えられていることが分る。なおこの場合生産用役、中間生産物、生産財等の市場でも、同様の条件が成立しうるという保証はない。但しワルラスはこの点については明言していない。

かくてワルラスは、regle 1 により生産の次元での総体の秩序を、regle 3 により細部の秩序を確立したと述べている。そして、それらは、補助定理Ⅱの条件と矛盾せぬ形で、与えられたのである。

regle 2 について。ここでワルラスは私的利害に属す生産物の生産活動に際し私的独占企業がもたらす弊害を、それが広義のジェヴオンズ式交換を否定し、更に、最終生産物の需給調整に障害をもたらすことの故に、指摘した。そして

国家による私的企業への代行、私的企業に対する国家的規制の二つの方策を提示したが、ここでも、社会経済学の成果への配慮が伺われる。けだし広義のジェヴオンズ式交換に近似せる交換様式を国家自ら案出する必要が指摘せられるからである。但し、かかる regle 2 が如何なる意味を持つかは、regle 1, 3 程明らかでない。何故ならば私的利害に属す生産物が、独占企業とはいえ、私的企業により行われることは、総体の秩序、細部の秩序の何れの否定をも意味せぬからである。従って、それは「生産の次元での利」の全面的破壊とはなりえず主として「分配の次元での利」の削減、従って正義の否定を意味するにすぎない。かくて、regle 2 の 2 は応用経済学により与えられたとはいえ、その意味は、逆に社会経済学の立場から、十分に理解しうる。更に、私的利害に属す生産物を国家が代行し生産することは、細部の秩序に反するが、そのため逆に正義が維持しうるが故に、この場合には正義が秩序に優先していると考えうる。この様に regle 2 の意味も社会経済学の立場からよりよく理解出来る。但し、公共的利害、私的利害の区別は、抽象的に与えられているにすぎず、それが如何に具体的に規定されるべきかをワルラスは論じていぬが故に、regle 2 の 1 を本質的には公共的利害に関係するものと考え、regle 2 の 2 をのみを私的利害に関係するものとも考えることもできる。即ち、過渡的に私的企業により生産せられていた本来公共的利害に属す生産物、例えばガス、水道、鉄道等の企業が国家の手により成さるべきことを、regle 2 の 1 は主張していると解釈することも可能である。このときには regle 2 の 1 の意味は、総体の秩序の確立を意味し、応用経済学の立場から理解しうる。だがそのときでも、regle 2 の 2 は細部の秩序を維持しつつ、更に分配的正義の保証を与えるべく設定せられたと解釈しえ、主として、社会経済学の立場から意味づけうるであろう。なおワルラスは、生産用役、中間生産物、生産財等の市場での供給及び需要独占の弊害には触れていない。

なお、「生産の次元での利」は秩序の確立と結合し、それにより充足させられることに再度注意していただきたい。それ故、我々は正義の問題及び「分配の次元での利」の問題を、積極的に考える必要はない。例えば、総体の秩序が

否定され、公共の利害に属す生産物の一部を私的企業が担当する場合でも、残余の国家の担当する部分については、条件の享受の平等性は維持しうるのである。この際「生産の次元での利」は極大化されえないが、それとは独立に「分配の次元での利」の極大化は考えうる。

### 5.3 経済体制論の素描

ワルラスの応用経済学は、「生産の次元での *Moeurs*」及び「生産の次元での *Industrie*」の合理的組織化を、秩序及び「生産の次元での社会的利」を基準とし、次の如き諸々の概念規定を、即ち 1 公共の利害と私的利害、2 公共の利害に属す生産物と私的利害に属す生産物、3 私的企業と国家的企業を介し与えるものであった。その際、国家は公共の利害にかかわり国家的活動は（1）公共の利害に属す生産物を自らの手で生産すること、（2）私的利害に属すが独占企業の下で生産されている生産物を自らの手で生産するか、或いは（3）私的独占企業を管理しつつ生産せしめること、に要約せられた。更に個人は、私的利害にかかわり、個人的活動は私的利害に属す生産物を無限なる競争が可能な限り生産しうること、に要約せられた。そしてかかる国家及び個人の主導権の確立と境界設定は、秩序の確立と同時に「生産の次元での社会的利」の極大化に答えるものであった。だが正義、及び「分配の次元での社会的利」の問題は、秩序及び「生産の次元での社会的利」の問題に如何に関連するものであるか。正義及び「分配の次元での社会的利」とは、活動成果の享受に関係したが、かかる享受は、（1）公共の利害に属す生産物の享受、（2）私的利害に属すが国家により生産せられる生産物の享受、（3）私的利害に属し、国家による管理下で私的独占企業により生産せられる生産物の享受、（4）私的利害に属し私的企業により生産せられる生産物の享受、に区別しうるところで、これら四つの享受は、如何なる内容を持つものであるか。（1）は、集团的な、即ち国家の成員たる個人による平等なる享受であり、ここでの平等の内容は、原則的には無償ということである。そしてかかる無償的享受を保証するものが社会経済学が与えた所有の価値命題、土地の国有化である。即ち、無償的享受が、可能なる為には、土地国有化からの地代収入が国家にとり不可欠

であるからである。かくて、まず、応用経済学の règle 1 と社会経済学の定理 II とが内的論理的関連を持つことがわかる。換言すれば、règle 1 が真に意味を持つ為には定理 II が要求されること、逆に定理 II も真に意味を持つ為には、règle 1 が要求されることが分る。活動領域の確立は、活動成果の享受を予想し、逆に活動成果の享受は活動領域の確立を予想するからである。但し、regle 1 は、単に定理 II にのみ関連を持つのでなく、間接的には、定理 I にも関連を持つ。例えば、生産主体たる国家は、地代収入と交換に、様々の生産用役を個人から購入せねばならない。このとき、生産用役とは、土地用役を除く労働用役、資本用役に限られるが、この点で règle 1 は定理 I と関連を持つからである。

(2) について。表面的にはこの場合も、集団的、それ故国家的活動成果と考えるが、その実質は、本来個人的活動領域に属す活動が、生み出した弊害の故に、それが、集団従って国家に代行せられたということである。何故なら、この場合には、生産されるものは、私的利害に属す生産物であるからである。従って享受とは、不平等でなければならず、無償ではなく有償たるべきである。即ち、かかる享受は、個人的活動成果の不平等な享受である各個人の所得に由来する。従って、国家はかかる企業の運営に地代収入を当てぬであろうし、かかる企業運営からの収入を、公共的利害に属す生産に向けることもないであろう。但し、この場合、消費者は私的利害に属す生産物を生産原価で購入できそれ故、私的独占企業にその生産が任せられる場合と比べ、「分配の次元での私的利」は正義、特に補助定理 II の保証を介し、より確実に保証せらることとなる。かくて、règle 2 の 1 は、社会経済学が与える定理 I と論理的に関連し、前者は後者を逆に後者は前者を要求するものと考えうる。

なお (3) についても、ほぼ同様に論じうる。国家により管理せられた私的独占企業の運営は、実質的には、個人的活動であり、その成果は不平等に享受せられねばならない。但し、この場合も国家の手による広義のジュヴオンズ式交換の維持による補助定理 II の保証に基き、消費主体たる私的個人は、その「分配の次元での私的利」を確保しうるることとなる。かくて、règle 2 の 2 は、定理 I に論理的に関連し、前者は後者を、逆に後者は前者を要求するものと考

えうる。

(4) について。この場合は、明らかに個人的活動成果の不平等なる享受が対応すべきである。そしてかかる享受の不等性は、生産主体たる私的企業者と消費主体たる個人との間で、即ち最終生産物の需給において、確立せられる。そして享受の不平等性を保証するものが、定理 I であったが故に、règle 3 と定理 I とは論理的に関連し、前者は後者を、逆に後者は前者を要求するといえる。

以上要するに応用経済学の与える基準は、社会経済学の与える基準を予想し、逆も真であることがわかる。即ち、応用経済学は孤立的に考えられた秩序、「生産の次元での社会的利」に答えるにすぎず、社会経済学も同様に、孤立的に考えられた正義、「分配の次元での利」に答えるにすぎなかったが、経済体制論は、秩序と正義の統一たるいはば広義の善に、「生産の次元での社会的利」と「分配の次元での社会的利」の統一たる「社会的利」に、答え、かくて真の意味の秩序、正義、真の意味の「生産の次元での利」、「分配の次元での利」に答えることになる。この様に経済体制論の基準は、秩序と正義の統一たる広義の善であり、同時に、二重的に「生産の次元での利」と「分配の次元での利」の統一たる真の意味の「社会的利」である。従って、経済体制論の対象は「生産の次元での Moeurs」と「分配の次元での Moeurs」の統一たる Moeurs であり、同時に二重的に「生産の次元での Industrie」と「分配の次元での Industrie」の統一たる Industrie という。

なおここで経済体制論と純粋経済学との関連に注意する必要がある。

まず、純粋経済学は、社会経済学にとり、主としてそれが広義のジェヴオンズ式交換とは何かに答えることにより正義の確立の必要上その中に包摂せられる。次に純粋経済学は、応用経済学にとり、主としてそれが社会的富の需給の一致のメカニズムへの根本的洞察を与えることにより秩序の確立の必要上応用経済学に包摂せられる。換言すれば、純粋経済学は、ワルラス的には、完全競争と所謂ワルラス的行動仮説という前提下での市場的交換のメカニズムが、成員たる個人の所謂相対的極大満足を与えると同時に、二重的に社会的富の需



給の調整をも企てうることを、それ故社会的富の最適な配分及び分配を与えうることを、論証するものであった。そしてこの二重の解答の前半のみが、孤立的に主として社会経済学に、後半のみが孤立的に主として応用経済学に包摂せられ、その全体が経済体制論に包摂せられたと我々は解釈しうるのである。そして国家の成員たる個人は、究極的には、秩序を前提としつつ正義と合致した「分配の次元での社会的利」を、即ち「私的利」と「公共的利」の統一たる「社会的利」を享受しうることになる。更にこのことが彼の倫理的人格完成の糧であると同時に二重的に労働者としての完成の経済的生理的基盤を準備するのである。

我々は、そこで純粋経済学の成果の後半をのみ孤立的に取り上げ、それが経済体制論にとり如何なる意味を持つかを、マルクス主義的立場の経済体制論を批判しつつそれとの比較を介し、与えることとする。

#### 5 4 マルクス主義的経済体制論の批判的検討

##### 5.4 1 需給均等をもたらすメカニズムへの考察

体制論は、根本的には社会的富の生産と分配の問題に、答えねばならない。即ち如何なる社会的富を、如何なる量、如何なる生産方法を介し、如何なる価格で供給するか、更にかかる価格での供給量を、同時にかかる価格での需要量に如何にして一致せしめるか、これに答えなければならぬ。即ち、それは、根本的には、社会的富の需給の一致を、如何なる方法により保証するかに答えざるをえない。このことは、公共的利害に及び私的利害に属す生産物の両様にとり、解決せられねばならぬ問題である。但し、公共的利害に属す生産物にとってこのことは生産主体たる国家が需要者として、生産用役、中間生産物、生産財等の市場に立ち現れる限り、問題となるにすぎず、最終生産物にとっては、国家は予めその需要量を決定し、原則的には無償で、これを国家の成員たる個人に分配するが故に、この局面では需給の一致は根本的には問題とはならない。

ところでワルラスは、かかる需給の一致につき次の如く考える。即ち、我々が現実に生産せられる様々の生産物 (A), (B), (C), … と、無限に多数の互に絶対

的に代替不可能な生産用役即ち *rentes, travaux, profits* を想定するとき、我々はこれらの需給の均等を、特定の財、例えば金で示されたこれらの価格を介した、市場的メカニズムにもとづく需給の決定により、解決せざるをえない、超過需要のあるときの価格の上昇と、超過供給があるときの価格の下落こそが、需給の調節をもたらす経済的均衡へ導く唯一の本質的な動力、即ち生産物の分配と生産用役の配分を決定する動力である<sup>256)</sup>、がそれである。もとよりかかる経済的均衡のメカニズムの正確なイメージを、数行で与えることは、様々の社会的富相互間の、複雑な相互的關係の折りなす作用と反作用の故に、不可能である<sup>257)</sup>とワルラスは論じる。そして、かかるメカニズムの完全な叙述を、かかるメカニズムが成員としての経済主体の相対的極大満足を与えるということの論証を含め、与えることこそ、実はワルラス純粋経済学をあげての課題であったのである。ワルラスは *Elément d'économie politique pure* で、かかる作用と反作用を伴った相互作用の連鎖が、長期的に行きつく均衡状態を、即ち嗜好、人口、技術、地理的条件等の所謂与件不変の仮定と、経済主体の所謂ワルラスの行動仮説と、貨幣価値変動の規制を含めた完全競争の条件とを前提とし、交換、生産、資本及び信用、貨幣及び流動という四つの一般均衡のレベルにおいて、漸次、抽象的次元から具体的次元へと上向し、同時に静学的立場から動学的立場へと転移しつつ、種々問題点を含みながらも、一応所謂「現実の理念化」として、即ち理論或いは科学特に彼の所謂純粋自然科学として定式化したのであった。勿論、この際、ワルラスは、長期的均衡の状態が現実的に成立しようと考えておらず、単に上述の仮定下で、近似的に、現実の経済社会の動向がそれに向っていると、だが耐えざる与件の変化の故に、決してそこへ到着することなきものと考えているにすぎなかった。更に彼は特に完全競争の条件それ自体が競争の過程の進行とともに自然的必然的に崩壊せざるをえぬことをも決して無視してはいなかった。だが、ワルラスは根本的には、かかる考

256) L. Walras, *Étude d'économie sociale* p. 234.

257) *ibid.* p. 234~p. 235.

察が需給均衡のメカニズムへの認識を、我々に与えることを信じ、それを基準とし、応用経済学の様々な règle を案出したことも事実である。

そして我々は、ワルラスによるマルクス主義的体制論への批判の根本を、マルクス主義的体制論が需給一致のかかる市場的メカニズムへの根本的洞察を欠き、従って有効なる社会的富の需給の一致をもたらす方策を持ちえぬという主張に見出しうる。

#### 5.4.2 マルクス主義的体制論の批判<sup>258)</sup>

マルクス及びマルクスの立場の前提として重視せられる労働価値説や搾取の思想を、ワルラスは、その所有論の批判に際し批判したが、彼は、かかるマルクス及びマルクスの立場の誤謬自体を経済体制論の立場からはさほど重視せず<sup>259)</sup>、その根本の批判を需給均等を導く価格を介しての市場的メカニズムへの認識の欠除に集中する。そしてワルラスはマルクス及びマルクス主義的経済体制論に属す次の二つのタイプの経済体制論を一括し考察する。

##### タイプ1の経済体制論の諸仮定<sup>260)</sup>

(1) 労働価値説を認めるが、複雑労働の単純労働への還元の可能性を捨て、従って労働用役の価格を唯一の種類の新メールール(例えば金或いは銀)で示し、労働用役の需給については市場の交換による高値、安値のメカニズムを介し決定すること。それ故、ここでは労働用役の配分のみは、市場の交換に従い行われる。

(2) 搾取説の立場を肯定すること、それ故生産物の売り値を労働用役の価格即ち俸給で示した原価に一致させるという原理を維持し、搾取を避けるべく、地代や利子を原価の内から控除すること、

258) *ibid.* p. 233~p. 234.

259) *ibid.* p. 227.

260) ワルラスは、かかるタイプのマルクス主義的体制論を与えた文献として、Karl Kautsky 「La Répartition des produits dans l'État socialiste」 (*Revue socialiste*, Juillet 1886.) George Renard 「Le socialiste actuel en France」 (*Étude sur la France contemporaine* 1888) 及び Emille Vandervelde. 「Le collectivisme」 (*La question sociale*, janvier-février, 1896) をあげている。*ibid.* p. 228 の註(1)。

(3) 国家が唯一の企業家であること、更に国家は生産に必要な全てのもの、即ち全ての土地、本来の資本、の所有者であり、土地用役や資本用役に対し何ものをも支払わぬこと<sup>261)</sup>。

タイプ2の経済体制論の諸仮定<sup>262)</sup>

(1) 一切の生産計画を国家が行い、あらゆる種類の労働用役の配分を、国家が決定すること、それ故タイプ1の如く労働用役の配分のみを市場的交換に任せることはない。

(2) 労働用役の代価としてニューメレール商品の代わりに、単純労働に還元せられたかかかる労働の持続時間を何んらかの取引証書の形で与えること、それ故複雑労働の単純労働への還元を肯定する。

(3) かかる取引証書に従い、生産物が価値通り分配せらるべきこと、生産物の価値はそれに体化せられた単純労働の時間数で測定しうるから、取引証書の総額は生産物総量の価値を示すことになる。

(4) 国家が唯一の企業家であり、土地及び本来の資本の所有者であること、従って地代や利子は、この場合には土地用役や資本用役に体化せられる単純労働で測定した価値ということになるが、かかる価値は支払われない。

従ってこれら二つの経済体制論にとり、生産物は全て労働者に帰属されるが、国家は資本蓄積（但し以下の分析では資本蓄積の存在は捨象せられる）及び、公共的用役の為の費用を、労働者消費者に負担させることになる<sup>263)</sup>。

さて以上の仮定のもとでかかる経済体制論の持つ根本的欠陥が次の如く批判される<sup>264)</sup>。

今国家が (A) (B) (C) ..... という種類の生産物を、A. B. C. .... の量だけ、生産したとする。その際、国家は、何んらかの方法で、かかる生産量を独自に決定する。次に、国家は、かかる製造の過程で生産物一単位につき使用せられ

261) *ibid.* p. 228.

262) タイプ II. の体制論については、ワルラスに明示的な指摘はない。だが我々は文脈より、彼がかかかるタイプの体制論をも同時に批判していることを知りうる。

263) 以上の点については、p. 227～p. 228.

264) 以下の点については、*ibid.* p. 228～p. 234 を参照かつ比較されたい。

た労働用役の単位数の平均値を求め、これに総生産量を掛け、使用労働用役単位数を算出し、労働用役一単位のニューメール金で示した価格にもとづいて算出した総額を、(或いは単位である単純労働の時間数にもとづいて算出した取引証書の総額を)  $T$  だけ交換に労働者消費者に支払うものとする<sup>265)</sup>(但しここで解決せられねばならぬ一つの問題が生じる、即ち使用せられた資本の減耗に対する償却の問題がそれである。これに対しては 1. かかる償却の費用を全ての労働者消費者に負担させるか、2. 償却の必要な資本により生産された生産物の消費者にのみ負担させるか、の二つの解決策が考えられる<sup>266)</sup>。だが、かかる問題自体の第二次的重要性の故に、我々は以下償却の問題を捨象する)。

さて、以上の仮定により、次式が成立する。

$$AP_A + BP_B + CP_C + \dots = T, \text{ がそれである。}$$

ここで、 $P_A, P_B, P_C, \dots$  は (A) (B) (C) … の価格、即ち (A) (B) (C) … 一単位あたりの生産に平均して要した労働用役の価格の総計 (或いは労働用役の価値の総計) に等しい。他方、労働者は、与えられた価格  $P_A, P_B, P_C, \dots$  のもとで、彼等の欲求の極大満足を求め、彼等の所得 (労働用役の代価として支払われたニューメール金の総計或いは取引証書の総計) を生産物の消費に配分し、需要量  $A', B', C', \dots$  を決定する。かくて  $A'P_A + B'P_B + C'P_C + \dots = T$  が成立する。かかる二式から  $(A - A')P_A + (B - B')P_B + (C - C')P_C + \dots = 0$  が導出しようが、この式は必ずしも  $A = A', B = B', C = C', \dots$  を保証しない。即ち、国家による生産物の供給量と、労働者消費者によるその需要量との均等は、必ずしも成立しないのである。かくてマルクス主義的経済体制論は、如何にして生産物の需給の一致をもたらすかを説明する必要に迫られる<sup>267)</sup>。ところで生産物の需給を一致させる為の二つの方法がある。一つは供給を動かすこと、他の一つは需要を動かすことである。だがマルクス及びマルクス主義的経済体制論はそ

265) *ibid.* p. 228.

266) *ibid.* p. 228~p. 229.

267) *ibid.* p. 229~p. 230.

の原理より第1の方法をのみ採用する<sup>268)</sup>。

まず、タイプ2の経済体制論につき考察する。それは、生産物の価値を、それに含まれる単位である単純労働の時間数に還元しうると仮定する。それ故、(A) (B) (C) ……の価格  $P_A, P_B, P_C$  ……は、かかる単純労働の時数に還元しうる。従って  $(A-A')P_A + (B-B')P_B + (C-C')P_C + \dots = 0$  は  $(\alpha - \alpha') + (\beta - \beta') + (r - r') + \dots = 0$  に変形しうる。 $\alpha, \alpha', \beta, \beta', r, r', \dots$  は単純労働の量を示すものである。そこで、もし  $\alpha > \alpha', \beta > \beta', r < r' \dots$  (以下等式)、を想定するならば、 $\alpha = \alpha', \beta = \beta', r = r' \dots$  をうるべく、国家は (A) 及び (B) の生産から (C) の生産に労働用役を転換せねばならない。そして、これがタイプ2の経済体制論、即ち厳密なマルクス主義的仮定に立つ集産主義的タイプの経済体制論の唯一の需給調整の方法である<sup>269)</sup>。

次にタイプ1の経済体制論につき考察する。ここでは、労働市場での自由競争による市場的交換が仮定せられるが故に、労働用役を主として使用する生産物については、需給の均等は保証せられるかも知れない。即ち、超過供給のある企業は、かかる企業の供給量を削減し、そのため、それに要する労働用役の需要を減少させ、かくて労働用役価格を低下させることになり、他方、超過需要のある企業は、同様に労働用役価格を上昇させることになる。この様にして、労働用役は、超過供給のある企業から超過需要のある企業へ移動し、需給の一致は保証せられるかも知れない<sup>270)</sup>。だが当該生産物が、主として労働用役のみでなく、他の生産用役をも必要とする限り、このメカニズムは十分に機能しえない。何故なら、労働用役以外の生産用役の市場は存在せず、上述のメカニズムはかかる用役に対しては働かぬからである。例えば、先の例での (A) (B) を労働用役のみを使用する生産物、(C) を極めて稀少なる他の生産用役、例えば土地用役を使用する極めて有用性の高い生産物とする。このとき、以上の手続きにより  $A = A', B = B'$  は保証せられても  $C = C'$  はいまだ保証せられない。

268) *ibid.* p. p. 230~p. 233.

269) *ibid.* p. 233~p. 234.

270) *ibid.* p. 230~p. 231.

(C)として例えば上質のブドウ酒を考えると、かかるブドウ酒の需給の均等の成立は、土地用役に固有の価値を認めず、土地用役市場を否定し、土地用役配分のメカニズムが存在しないマルクス主義的経済体制論の前提からは、極めて困難な事柄となる<sup>271)</sup>。

従って、マルクス主義的体制論は、まずタイプ1については、需給の一致をもたらす方法の不充分さの故にその機能性を我々は肯定しえない。例えば、タイプ1では、そこで論じられた手続きが充分で有効である為には、単位当りの単純労働の量で測定した平均費用が、生産量の変化に拘わりなく、大きく変化せぬという条件を、少くとも我々は前提せざるをえない。その場合に限り上述の手続きは大略需給の一致を保証する。だが、例えば、上述のブドウ酒の如き生産物は、その生産に必要な土地用役の稀少性の故に、かかる平均費用は生産物の増加と共にかなりの程度上昇するであろう。即ち、当初  $r-r'$  だけの労働用役の転換を行えばよいと推定されたときの、 $r, r'$  というかかるブドウ酒の総価値は、その生産量の上昇と共に必要となる労働用役の急激な増加を介し、かなりの程度上昇するであろう。そして、このことは  $r-r'$  の労働用役の転換のみでは超過需要を埋めぬことを意味する。そしてかかる批判はタイプ2の経済体制論にも、そのまま妥当しうる。そこでは労働以外の生産用役市場は存在しえぬが故に、かかる生産用役価格の上昇による生産物価格上昇に基づく需要の減少は生じえず、上述のブドウ酒の如き生産物の超過需要を充す為引き抜かれねばならぬ労働用役は膨大な量になり、このことはブドウ酒生産に必要な労働用役の価格を高め労働用役をブドウ酒生産に過度に投入することを意味し従って他財の生産量のかかなりの減少を惹起す。そして阻止のためには、他財の生産に必要な労働用役の価格をつり上げねばならず、このことは、他財の価格を高め、価格騰貴を招くことになる。更に混乱はこれに止まらない。即ちこのような問題を惹起しつつブドウ酒生産を高めることが果してこの手続きで需給を一致させうるかの保証はいまだ存在しないからである。ブドウ酒の単位当り

271) *ibid.* p. 213~~p. 232.

平均費用の上昇は、その価値の上昇であり、等価交換を前提する限り、労働者消費に支払われるニューメーラー金或いは取引証書の額は増加する。これと他財の生産に必要な労働用役の価値の上昇を加えると、これが需要の側の力となり更にブドウ酒の超過需要をもたらさぬという保証は少しもないからである。もとよりかかる分析は多分に直観的であり、諸々の暗黙の前提を含むかも知れぬが、その大略は誤りでないと考える<sup>272)</sup>。

この様にマルクス主義的体制論のもとでは、生産物の需給の一致は、労働用役のみを主として使用する生産物、或いは他の種類の生産用役を使用しても、それが極度に稀少ではない生産物に限定せられることになる<sup>273)</sup>。そしてその場合でもタイプ1に見られる如き手続きは、労働価値説の内在的欠陥の故に、極めて不十分なこというまでもない。それ故かかる経済体制は、稀少なる生産用役を使用する高度に有用な生産物、例えば上質のブドウ酒等の生産を結局は断念せざるをえず、更に土地用役を消費的用役として引き渡すことをも断念せざるをえぬことになる<sup>274)</sup>。そしてかかる犠牲を侵すことによってのみそれは生産物の俸給で示した原価での分配を実現しうるにすぎない。更に、かかる場合マルクス主義的経済体制論は、かかる稀少なる生産用役、例えば土地用役を、他財の例えばブドウ酒の代りにビールやリンゴ酒の生産に、転用せざるを得ぬことになる<sup>275)</sup>。かかる多財の生産は稀少なる特定の土地用役を必要とせず、それ故、収穫遞減或いは費用通増の傾向は微弱にしか現われないから、需給の調整は上述の手続きにより大略可能と考えうる。だがこの様な形で有用なる生産物の生産から、他の用途に転用される生産用役の種類及び量は増加するから、消費者の需要の対象から姿を消す生産物も多数にのぼることになる。それ

272) 以上の分析は我々自身のものである、ワルラスの分析はこの様な点を単に示唆するのみに終わっている。

273) ワルラスはこの点につき次の様に論じる、「人々はブドウ園をやめてそこにリンゴやホップを植えるであろう。そして、俸給で測った元値価格で需要せられる総量だけのリンゴ酒やビールが生産されるであろう。少くともその様に期待しよう。さもなければ我々は水ばかり飲まねばならない」と。(ibid. p. 231～p. 232).

274) ibid. p. 232.

275) ibid. p. 231～p. 232.



故、もし需給調整の何んらかの方法が存在した場合、自己のより多く欲求する生産物を消費しうる人々が、より弱く欲求する生産物で満足せざるを得なくなり、かくて生じる欲求の満足の減少に等しいだけの、かなりの有効用(総効用)の減少が生じることになる<sup>276)</sup>。このことは更に人的諸能力の開発の刺激をも削減するかも知れない。何故なら、高度に有用な生産物の消費を目的として高所得をもたらす職業に特化する人々に対し、かかる職業への特化の刺激は削減されるからである<sup>277)</sup>。ワルラスは、人間が主として現実的には主としてかかる刺激即ち自利的衝動のもとに動くと考えるからである。

以上要するに、マルクス主義的経済体制論は、タイプ1、2につき共に、労働者消費者の嗜好を考慮した需給調整の方策に無知であり、全く需要の側面を無視することの故に根本的な欠陥を持つことが分るのであろう。労働者消費者は自己の嗜好に或いはその変化に応じた自己の需要したい財の量を、国家に詳細に伝達する方法を持たず、従って国家はその生産計画に当り何を如何ほど供給すべきかの、完全な知識を持ちあわせていぬことになるのである<sup>278)</sup>。そしてかかる需給の一致は、要するに、価格の変化をその指標とし、消費者生産者が各々その需給を調節しうる市場機構(生産用役市場のみならず生産物市場を含めての)の存在を介しての外には達成されえぬであろう<sup>279)</sup>。

マルクス主義的経済体制論についての上述のワルラス及びそれに基いた我々の分析に対しては、なお詳細な分析をほどこす余地があるが、そのことが本質的にかかる結論を変更せぬ以上当面余り意味があるとも思われぬ。それ故我々はワルラスによるかかる大胆、直截、ヴィジヨナルな叙述で満足すべきと考える。

## 5.5 経済体制論と狭義の基礎理論及び構成原理との関連

276) *ibid.* p. 232.

277) *ibid.* p. 232.

278) *ibid.* p. 232.

279) *ibid.* p. 233 ワルラスは、マルクス主義的体制論では、価格機構が存在しないのであるから、生産された量は、供給が需要を超える場合には、廃物化されねばならないであろうとも論じている (*ibid.* p. 233).

### 5.5.1 経済体制論と狭義の基礎理論との関連

我々はこの点については今までも、しばしば論じたから、ここでは簡略に論じたい。

経済体制論の対象は、「生産の次元での Moeurs」と「分配の次元での Moeurs」の統一たる Moeurs そのものであり、それは、cénonique 的考察が与える秩序と正義により合理的に組織化せられるものであった。そして、このとき同時に「生産の次元での Industrie」と「分配の次元での Industrie」の統一たる Industrie が合理的に組織化せられ、生産の次元での社会的利と分配の次元での社会的利の統一たる社会的利の問題が答えられた。ところでワルラスは存在論的考察にて、Industrie と Moeurs の調和的統一の可能性を、利と正義との統一の可能性として与えた。その際、ワルラスの所謂 Moeurs とは、我々の所謂「分配の次元での Moeurs」であり、Industrie とは我々の所謂「生産の次元での Industrie」であったが、我々はワルラスの考え方と矛盾せぬ如く、Moeurs 一般と Industrie 一般との合理的組織化を cénonique 的考え方を媒介とし与えたのであった。従って、存在論的考察は cénonique 的考察との結合により体制論を基礎づける位置にあるものである。

### 5.5.2 経済体制論と構成原理との関連

#### (1) その社会主義的傾向

社会経済学就中所有論におけるワルラスの社会主義的傾向には、既に答えたから、ここでは応用経済学におけるかかる傾向を指摘すれば、経済体制論そのものの持つかかる傾向も指摘せられたことになる。だが我々は、ワルラスの社会主義的傾向の最も本質的な要点を、社会経済学の所有論に見い出すべきであると考えている。我々は、応用経済学で、ワルラスが、公共的利害と私的利害を区別し、公共的利害に属す生産物を国家に、私的利害に属す生産物を個人に生産させ、秩序を確立し、更に私的利害に属す生産物の生産での私的独占の弊害を国家の立場から除去することを加え、règle 1. 2. 3. を定式化したことの内に、「現実の理念化」における革新性の存在により特徴づけうる社会主義的傾向が、顕著に見い出されうると考える。なお、経済体制論そのものは、理

論或いは科学であり、それ故その自由主義的傾向を指摘しえぬが第6章土地国有化論の概要で、かかる傾向の存在を我々は指摘しうるのであろう。

### (2) その倫理主義的功利主義的傾向

生産の次元での、秩序に依拠した *Moeurs* の合理的組織化、分配の次元での、正義に依拠した *Moeur* の合理的組織化、これらは共に倫理的人格たる個人と国家の権利義務の關係に外ならず、その限り合理的意志の支配を意味し、それ故倫理主義的傾向と指摘しうる。そしてかかる *Moeurs* の合理的組織化は、同時に二重的に *Industrie* の合理的組織化を与え、社会的利の極大にも答えうるものであった。それ故、秩序、正義に制約せられつつ、功利主義的傾向はそこに包摂せられると考える。そして、ワルラスが与えた如く生産の次元では、*Industrie* の合理的組織化が *Moeurs* の合理的組織化に対して優越する位置に立ち、この局面では、功利主義的傾向がより強く前面に押し出され、分配の次元では、逆に、*Moeurs* の合理的組織化が *Industrie* の合理的組織化に対して優越する位置に立ち、この局面では、倫理主義的傾向が強く前面に押し出されたと我々は解釈しうる。但し、いうまでもないが、この様に統一的に包摂せられた倫理主義、功利主義は、もはや生のままのものでなく、内容的な変質を受けていることに注意せらるべきである。即ち、功利主義の倫理観は生のままでは自己中心的な快樂の追求を肯定し、そこから権力の支配を肯定する如き側面を示したのであるが、今や倫理主義に制約せられ自己中心的に成される利価値の追求が、同時に合理的意志、理性による支配と矛盾せぬことになるわけである。

### (3) その個人主義的共産主義的傾向

「生産の次元での *Moeurs*」の合理的組織化は、細部の秩序と総体の秩序の統一として与えられた。従って個人的活動領域の自由に依拠した主体的選択は、細部の秩序の確立により、国家的活動の權威に依拠した主体的選択は総体の秩序の確立により、共に保証せられ、前者により個人主義的傾向が、後者により共産主義的傾向が共に包摂せられつつ、それぞれの位置を与えられたと考える。利の観点からは、個人主義的傾向は、生産の次元での私的利の追求

に、共産主義的傾向は生産の次元での公共的利の追求に結合せられ、その局面でもそれぞれの位置を与えられ媒介包摂せられたと考える。

次に「分配の次元での Moeurs」の合理的組織化は、分配的正義と双務的正義の統一として与えられた。従って、個人的活動成果の、不平等の原理に依拠した享受は、分配的正義の確立により、国家的活動成果の平等の原理に依拠した享受は、双務的正義の確立により、共に保証せられ、前者により個人主義的傾向が、後者により共産主義的傾向が共に包摂せられつつ、それぞれの位置を与えられたと考える。より具体的には、定理Ⅰが個人主義的傾向を、定理Ⅱが共産主義的傾向を保証したと考える。利の観点からは個人主義的傾向は、「分配の次元での私的利」の追求に、共産主義的傾向は「分配の次元での公共的利」の追求に結合せられ、この局面でもそれぞれの位置を与えられ、媒介包摂せられたと考える。

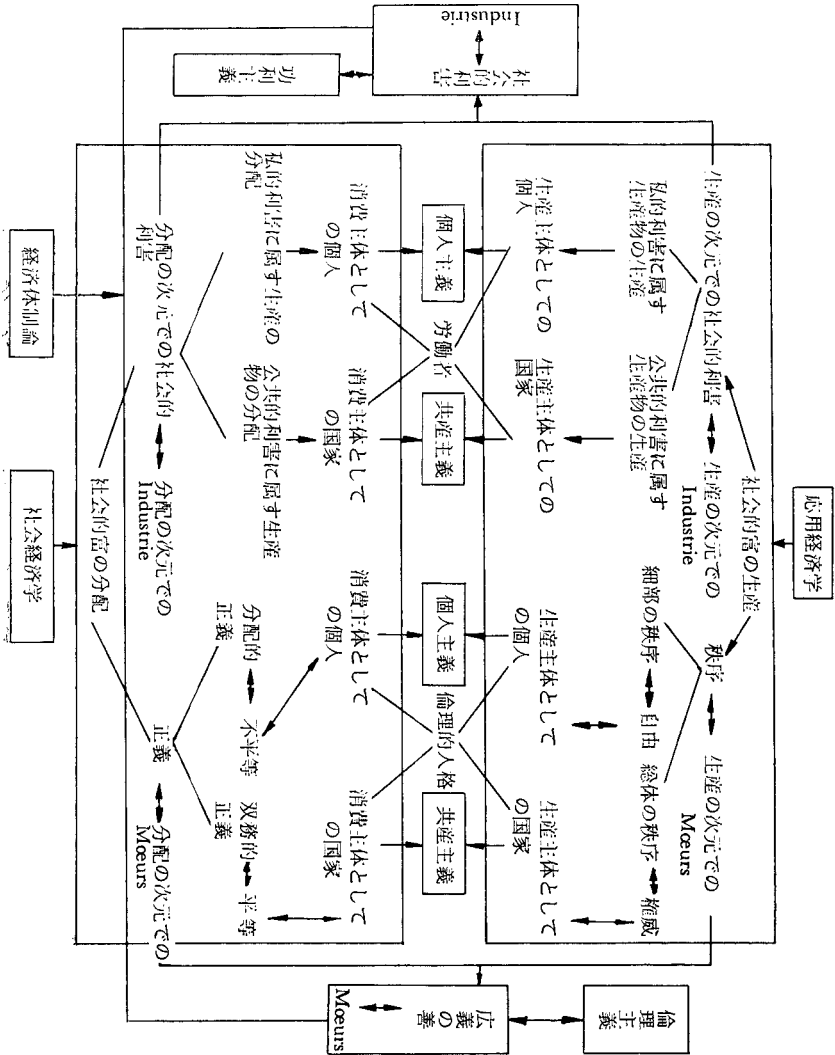
そして経済体制論は「生産の次元と分配の次元の Moeurs」の統一たる Moeurs を総体の秩序と細部の秩序の統一たる秩序、と双務的正義と分配的正義の統一たる正義、の統一を基準として、合理的に組織し、更に、利の問題がこれに対応し、かくて高次のレベルで、個人主義的傾向と共産主義的傾向を統一したと考える。

最後に我々は、ワルラスが、彼が与えた経済体制論に凝縮せられている社会主義の特徴を、集産主義その他の社会主義的、共産主義的立場と区別し、総合的社会主義 (socialisme synthétique)<sup>280)</sup> と規定していることを、付け加えておき

280) ワルラスは、マルクス主義的体制論を、集産主義 (collectivisme) と名付ける。かかる集産主義においては、価格は少しも変化せず、それは需要及び供給の上にかなる働きをもたない。そこでは国家のみが唯一の生産者であり、それはどの様な生産の分野から労働力を引き抜き、どの様な分野にそれを向けるべきかを知ることができる。そしてかかる国家の能力が肯定せられるとき、集産主義は必然的である (ibid. p. 238)。だが、ワルラスはかかることを不可能と考え、代りに、価格機構を重視する。但しかかかる価格機構は、応用経済学の与える如き règles に制約されねばならない。この点でワルラスは、自己を集産主義者と呼ぶことに嫌悪を感じないと論じる (ibid. p. 239)。だが、集産主義という名称はマルクスの学説に妥協的であり、更にワルラスの、経済的社会的な全問題における個人と国家の権利、義務の総合という観念を正確に表わさぬが故に、ワルラスは自己の理論に、総合主義 (synthétisme) 或いは総合的社会主義 (socialisme synthétique) という名称を与えると論じている。 (ibid. p. 239)。

たい。

なお我々は以下、以上の考察の成果を図式化しておきたい。



## VI 土地国有化論の概要<sup>281)</sup>

以上において我々は、ワルラスの社会経済学就中所有論を中心に考察を展開し、土地の国有化を所有の価値命題として設定した。ところでかかる社会経済学、従って所有論は、ワルラスの所謂理論或いは科学、特に応用倫理科学であり、現実の理念化という規定を充すものであったが、ワルラスにとって、かかる現実の理念化は更に理念の現実化従って実践或いは政策を予想し、それにより真に意味を持ちうるものであった。それ故、理論或いは科学としての所有論を根本的に特徴づける土地国有化の理念は、当然土地国有化を如何に現実化するかという実践或いは政策の領域に属す問題に答ええて、始めて真の理念として客観的妥当性を主張しうることとなる。単に、土地国有化すべしという主張が、仮に、正義の厳密な規定にもとづき、それに合致するものと思惟せられても、かかる主張を如何に現実化すべきかが全く考慮外に置かれるなら、かかる主張従って理念そのものは主観的な限界をまぬがれえないであろう。だがワルラスは、周到にも、かかる「理念の現実化」に答えている。仮にそれが、種々の欠陥を持つとしても、ワルラスが単に理念をのみ主張したのではなく、かかる理念の現実化の方策を洞察し、それにもとづき理念を主張したことに我々は注意すべきであり、その点を高く評価すべきであると考えている。ところでワルラスの社会主義的傾向が、「現実の理念化」に際し、理念の中に凝縮せられた革新性により特徴づけたに對し、彼の自由主義的傾向は、「理念の現実化」に際し、出来る限り摩擦、犠牲を避け、これを漸進的に、だが着実に実践しようという点に見出しえた。そして、かかる自由主義的傾向、「理念の現実化」に際しての漸進的傾向は、ワルラスの究極目的が倫理的人格の完成にあったことを考えるとき、自から理解しうるところである<sup>282)</sup>。何故なら、「理念の現実

281) *ibid.* p. 446.

282) L. ワルラスの土地国有化論は、*Étude d'économie sociale* 中の、II. *Réalisation de l'idéal sociale* (p. 267~p. 374) に詳細に展開せられている、我々は紙数の制約上その概要をしか与えなかったが、いつれ他の機会に、詳細な考察を行う予定である。

化」に際し、急進的方策従って例えば暴力革命的方策が使用せられたとき、かかる手段自体、目的を根底から基礎づける価値的立場と矛盾するからである。そして土地国有化の方策論、即ちワルラスの所謂実践或いは政策は忠実にも彼の規定に従いかかる自由主義的傾向を顕著に示すものと考えうる。ワルラスはここで方法論的考察とそれに基づけられた社会主義と自由主義を綜合する自己の立場に、あくまで矛盾することなく、単なる方法論的主張や単なる思想的主張を越え、それらに内容的規定を与えるのである。

だが我々は紙数の制約上ワルラスの土地国有化論を詳細に考察することはできない。従ってここでは単にその概要を論じるに止め、それが如何に自由主義的傾向を備えるかをのみ指摘することにしたい。

ワルラスは、J. Mill と H.H. Gossen を土地国有化論の先駆者、特にその具体的方策を論じた先駆者として重視し、就中 Gossen を彼の方法の持つ漸進的性格、実践ないし政策としての卓越性の故に、社会問題解決上物理学におけるニュートンに比肩しうるとまで賛辞する<sup>283)</sup>。だがワルラスは厳密な分析に、Gossen の論証は耐ええぬと考え、それを根本的発想として生かしつつ、自ら土地国有化の方策につき数学的形式を借り厳密に展開する<sup>284)</sup>。その要旨は次の如くである。

ワルラスはまず土地の正常価格を厳密に完式化する。かかる価格は土地所有者から国家が土地を購入するとき、支払わねばならぬものであり、更にかかる価格は、土地所有者が自己の土地を購入した時点で、土地用役価格、地代の将来の上昇を予想して支払った資金への所有の権利を尊重するという形で定式化せられる<sup>285)</sup>。次に国家は、かかる土地を、借入金にもとづき購買し、その元利を、年々の地代の上昇により償却しうるとの予想の下で行動するとせられる。それ故問題は、国家が借入金により正常価格で土地を購入した際、果たして借入金の元利を地代の年々の上昇から償却しうるとの究明に、絞られ

283) *ibid.* 中の、Un économiste inconnue, Herman Henri Gossen (p. 369).

284) J. Mill と H.H. Gossen については *ibid.* p. 267～p. 278 を参照のこと。

285) *ibid.* 中の、III. Réalisation de l'idéal sociale p. 278～p. 303 参照のこと。

る<sup>286)</sup>。結論をのみ論じれば、ワルラスは一連の厳密な分析の後に、もし国家が土地価格として正常価格を支払い、それを借入金でまかなう場合、その元利を、地代の年々の上昇を介し償却することは不可能であると論じる。だが、ワルラスは、このことから、国家が現実的にもかかる方策により、土地の国有化を果しえないと論じるわけではない。その論拠は、かかる不可能性が前提する条件の現実妥当性が極めて困難なることによる<sup>287)</sup>。厳密な前提の上に立ち、理論的考察にもとづき論証せられたかかる不可能性は、逆に、前提の現実非妥当性により否定せられることになる。より具体的には、かかる前提の一つに、地代の上昇率の不変性の仮定が存在するが、ワルラスは現実的には地代の上昇率は逓増的と考え、その根拠として、人口増加と資本蓄積が進んでいる社会での、地代の上昇の事実が、かかる事柄を実証するという洞察を提示する。更に、ワルラスは、これに加え、国家自らが<sup>288)</sup>、かかる経済的進歩を促進させる主体たることを重視し国家は自らの手で地代の上昇を促進させうるとも論じる<sup>289)</sup>。この様に、ワルラスは、国家は土地の購買に際し土地所有者に正常価格を支払い、かかる資金を借入金により調達し、地代の上昇によりその元利を償却しうると考え、これを土地国有化の方策とするのである。かかる方策において、自由主義的主張は、何よりも、土地の購買に際し正常価格が支払われるべきと考えられ、従って土地所有者の利害に可能なる限りの配慮がなされることに、見出しうる。このとき、地代の上昇率自体の変化、特に逓増にもとづく土地価格の将来時点での上昇は土地所有者の予想外の実事と考えられ、彼が土地購買時点でそれをまで考慮した価格を支払わなかったという予想のもとで、それを無条件に国有とすることが土地所有者の利害に反さないと考えられている<sup>290)</sup>。要するにワルラスは、土地所有者の私的利害を可能なる限り尊重し、かつ彼等の理性に訴え、摩擦、抵抗を回避しつつ彼等の合意に基き、土

286) *ibid.* 中の、III. *Réalisation de l'idéal sociale.* p. 303 ~p. 337 参照のこと。

287) *ibid.* 中の、III. *Réalisation de l'idéal sociale* p. 325~p. 337 参照のこと。

288) *ibid.* p. 341.

289) *ibid.* 中の、III. *Réalisation de l'idéal sociale* p. 338~p. 350 参照のこと。

290) *ibid.* p. 341~p. 342.



地国有化を断行せんとするのである。更に土地購買に際し正常価格が支払われる限り、その額は巨額となるが故に、国家は借入れ金でこれを調達せざるをえず、かくてかかる借入れ金の元利の支払いにかなりの年数を要することになるが、このことから、かかる方策は極度に漸進的であるとも考える。

以上はワルラスが与えたいわば土地の全面的国有化の方策につき論じたものであった。だがワルラスはそれと並行に用いられるべき方策として土地の部分的国有化をも論じている。即ちまず土地を部分的に国有化し、しかる後残された部分につき上述の方策を適用し全面的国有化に至るべきであるとワルラスは考える。ここで部分的国有化の方策とは、地租を課するということである。ワルラスは地代への課税を固定資本財の用役価格即ち資本利子 (profit) への課税と比較し後者が租税と規定しうるに反し、前者は厳密には租税でなく個人と国家による土地の共有であると論じ、かくて地租の設定を土地の部分的国有化の方策と考えるのである<sup>291)</sup>。この際、地租が課せられた土地所有者一代については、地租による土地価格の減少分、即ち国有化された部分を、何んらかの形で補償し、その利害を尊重すべきと考えられ、後続する世代については、その必要はなく、単に国有化分を除去した残額の所有を認めればよいと考えられる<sup>292)</sup>。これにより土地国有化方策は二段的に打ち出され、その漸進性従って急進的革命的性格の後退は一層顕著となる。

繰り返し論じるが、我々はワルラスのかかる方策の持つ自由主義的性格を、ワルラスの欠点としてでなく、むしろ積極的に評価すべき長所と考える。そしてその根拠を我々は記述した如く人格の目的視というワルラスの根本思想に求めうると考える。

なおワルラスはかかる土地国有化の方策、特にその全面的国有化の方策が、単に土地に対してのみでなく、鉱山や鉄道その他の自然的必然的な経済的独体の国有化に対しても、応用可能である、という注目すべき発言を行っている

291) *ibid.* p. 405~p. 407.

292) *ibid.* p. 408.

る。これら自然的必然的な経済的独占体の生産物の価格は、進歩的社会においては、土地用役価値と同じ性質を持つと考えられるからである<sup>293)</sup>。それ故ワルラスは、土地国有化方策が原理的には、国有化方策の中心的部分に答えうると考えている様である。

---

293) *ibid.* p. 347 註(1)。

## VII 結 び

最後に我々は L. ワルラスの経済思想体系と所謂基礎的立場就中純粋哲学的立場の内的論理的関連につき簡潔に論じておきたい。

基礎的立場の内の純粋哲学的立場は、基礎理論及び経済思想体系に対し、それらが成立する為の論理的な前提としての、即ちかかる前提と矛盾的には基礎理論、経済思想体系自体成立しえぬ如き論理的な前提としての位置を占めることに、注意せねばならない。

方法的考察に含まれる理念と現実との区別は認識論的立場を要請している。この点は改めて論じるまでもないであろう。次に「現実の理念化」たる理論或いは科学、「理念の現実化」たる政策或いは実践、更に現実の理念化→理念の現実化という動的、歴史哲学的把握は、認識論的立場以外に、倫理的形而上学的立場を要請している。特に「現実の理念化」が応用科学的意味で成される場合、理念の中には理論構成主体の価値判断が積極的に導入せられるが故に、かかる理念の本質を把握するため倫理的立場が不可欠に要請せられる。また、「理念の現実化」即ち実践或いは政策の意味の把握、更に現実の理念化→理念の現実化という動的プロセスのより深い理解にとり形而上学的立場が不可欠に要請せられる。けだし、ワルラスにとり、神とは絶対的現実的存在でありその本質的属性は理性的かつ意志的と思惟せられ、更に世界とは、かかる絶対的現実的存在の完全化へ向っての自己実現に外ならなかったが、それ故ワルラスは理念を積極的に現実化すべき根源的動力を絶対的現実的存在の本質的洞察に求めざるをえず、これを与えるものが形而上学的考察であったからである。そのとき人間理性もまた理性たる限り絶対的現実的存在の属性として把握され、その自己実現に人間の主体的参与が不可欠とされ、現実化さるべき理念とは人間理性の産物として直ちに絶対的現実的存在の意志を体化すると考えられた。そして、人間は「理念の現実化」という行為の場で、真に絶対的現実的存在に触れえ、これが信仰という形をとりその實在の主張に結びつき、更

に根本的に「理念の現実化」への根源的動力となったのである。この様にワルラスでは絶対的現実的存在とは、動的に従って意志的活動的に、だが同時に理性的に扱えられ、合理的意志として、自覚的な行為の根源と考えられたのである。

次に、人間学的考察にもとづく存在論的考察、*cénonique* 的考察、更に両者の統一の立場は、共に理論或いは科学として「現実の理念化」という規定を充し、かくて、方法論的考察に、より根本的には純粹哲学的立場に、基礎づけられたと考える。これらは範疇論的性格を持ちつつ尚かつ規範的たるを失わぬもの故、純粹哲学中、認識論的考察と共に、特に倫理的立場を要請する所以も明らかである。かくて方法論的考察が社会主義と自由主義の綜合を、存在論的考察が倫理主義と功利主義の綜合を、*cénonique* 的考察が個人主義と共産主義の綜合を論理的に先行しつつ基礎づけたことから、このことを介し、純粹哲学的立場がこれらをも根本的に基礎づけたと考える。但しここまでは所謂基礎的立場における純粹哲学的立場と残余の立場との関連であり、いまだ形式的であり、内容的なものへの純粹哲学の基礎づけを論じえたわけではなかった。最後に経済思想体系就中我々が考察しえた社会経済学、経済体制論の素描、土地国有化論の概要に付き言及せねばならない。

社会経済学の本質は所有論に求めうるが、それは我々が指摘しえた如く社会主義的傾向を備えるものであった。かくて社会主義→方法論→純粹哲学という関連は明らかである。更に、それは倫理主義的功利主義的傾向、個人主義的共産主義的傾向をも備えるが故に、ここでも、それらと存在論、*cénonique* との関連を介し純粹哲学的立場との論理的関連は明らかである。就中、倫理的立場は、それが主張した歴史的社会的に制約せられた普遍妥当性なる立場をここに具体化しえたと考える。以上は経済体制論についても同様に論じる。そして土地国有化論は我々が指摘しえた如く自由主義的傾向を備えるものであった。かくて自由主義→方法論→純粹哲学という関連は明らかである。就中、形而上学的立場がそれを根底から支えるものと考えうる。最後に、経済体制論に集約されるワルラスの「現実の理念化」と土地国有化論に限定さ

れてはいるが存在するかかる「理念の現実化」とが、相互規定的に一つの統一性を示し、かかる、統一性により、ワルラス経済思想体系を把握するとき、我々は、純粹哲学的立場の全体が、そしてここでもやはり就中形而上学的立場が、かかる経済思想体系の全体を根底で統一することを、指摘しうる。再度言及するなら、かかる「現実の理念化」→「理念の現実化」とはワルラスにとり、絶対的現実的存在の自己実現の論理的シエーマに外ならず、しかも人間の主体的参与を介しかかる自己実現が可能とせられ、かかる根本的洞察こそが、「現実の理念化」を行う認識主体に、更に「理念の現実化」を行う実践的主体にその行為の根源的力、情熱を付与しうるものであったからである。絶対的現実的存在とは理性的かつ意志的と把握せられ、従って自覚的であると同時に行為的なるものとして、統一的に把握せられたが、人間存在もまた倫理的人格としてかかる属性を分有するものであったからである。

## 著 者 略 歴

- 昭和13年 大阪生
- 昭和35年 神戸大学経済学部卒業
- 昭和38年 神戸大学大学院経済学研究科修士課程修了
- 昭和41年 神戸大学大学院経済学研究科博士課程修了
- 昭和41年 大阪府立大学経済学部講師

昭和43年 3月25日 印刷

昭和43年 3月30日 発行

著 者    りゅう    はん    かつ    ひこ  
          立        半        雄        彦

発行所    大阪府立大学経済学部  
          堺市百舌鳥梅町4丁804

印刷所    日本印刷出版株式会社  
          大阪市福島区亀甲町2丁目62

- |      |                        |                             |        |
|------|------------------------|-----------------------------|--------|
| 第1冊  | 西村孝夫著                  | イギリス東インド会社史論                | <昭 35> |
| 第2冊  | 福原行三著                  | J.S. ミルの経済政策論研究             | <昭 35> |
| 第3冊  | 和田貞夫著                  | 点集合と経済分析                    | <昭 35> |
| 第4冊  | 内田勝敏著                  | ブリティッシュ トロピカル アフリカの研究       | <昭 36> |
| 第5冊  | 永島 清著                  | 国際経済と経済変動                   | <昭 36> |
| 第6冊  | 大野吉輝著<br>山谷憲俊著<br>岡本武之 | 成長理論の研究                     | <昭 36> |
| 第7冊  | 竹安繁治著                  | 近世土地政策の研究                   | <昭 37> |
| 第8冊  | 谷山新良著                  | 保険の性格と構造                    | <昭 37> |
| 第9冊  | 佐藤浩一著                  | 現代賃金論序説                     | <昭 37> |
| 第10冊 | 藤井定義著                  | 幕末の経済思想                     | <昭 38> |
| 第11冊 | 渡瀬 浩著                  | 経営の社会理論                     | <昭 38> |
| 第12冊 | 今川 正著                  | 線型計画と地域社会                   | <昭 38> |
| 第13冊 | 馬淵 透著                  | 国際金融と国民所得                   | <昭 39> |
| 第14冊 | 鎌田邦夫著                  | 金融理論と金融政策                   | <昭 39> |
| 第15冊 | 村上義弘著                  | 行政法および行政行為の本質               | <昭 39> |
| 第16冊 | 鈴木和蔵著                  | 減価償却政策と維持計慮                 | <昭 40> |
| 第17冊 | 岡本武之著                  | ケインズ主義経済理論序説                | <昭 40> |
| 第18冊 | 片上 明著                  | イギリス「社会改良」時代の研究             | <昭 40> |
| 第19冊 | 風間鶴寿著                  | 相続法の総論的課題<br>—相続開始・代襲相続・放棄— | <昭 41> |
| 第20冊 | 前田英昭著                  | 企業行動の理論                     | <昭 41> |
| 第21冊 | 盛 秀雄著                  | 日本国憲法の主原則                   | <昭 42> |
| 第22冊 | 石田喜久夫著                 | 自然債務の研究                     | <昭 42> |
| 第23冊 | 稲葉四郎著                  | 経済学の根柢                      | <昭 42> |
| 第24冊 | 武部善人著                  | 産業構造分析                      | <昭 43> |
| 第25冊 | 山谷憲俊著                  | 技術進歩と均衡成長                   | <昭 43> |
| 第26冊 | 立半雄彦著                  | L ワルラスの社会経済学                | <昭 43> |

